



第2次関市 一般廃棄物処理基本計画 中期計画



みんなで力をあわせてつくる
持続可能なまち



第2次関市一般廃棄物処理基本計画

中期計画

令和8年（2026） 3月

関 市

第2次関市一般廃棄物処理基本計画（中期計画） 目次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の背景	1
2. 本市を取り巻く状況の変化	2
(1) 国	2
(2) 岐阜県	2
(3) 中濃広域行政事務組合	2
3. 計画の範囲	3
4. 計画の位置づけ	3
(1) 法的位置づけ	3
(2) 関係法令との関係	4
(3) 本市の他計画との関係	6
5. 計画期間	7
6. 進捗管理	7
(1) 毎年度	7
(2) 一般廃棄物処理基本計画見直し時	8
第2章 地域の概要	
1. 自然環境	9
(1) 位置・地形	9
(2) 気象	10
2. 社会環境	12
(1) 人口動態	12
(2) 産業の動向	14
(3) 土地利用	16
第3章 ごみ処理の歴史と現状	
1. ごみ処理行政の歩み	17
2. ごみ処理の現状	20
(1) ごみの区分	20
(2) ごみ処理フロー	21
(3) 生活系ごみの分別区分	22
(4) 事業系ごみ	22
(5) 処理しないごみ	23
(6) 収集・運搬	23
(7) 中間処理	24

(8) 最終処分	25
3. ごみ・資源量の推移	26
(1) ごみ排出区分の定義	27
(2) ごみ総排出量	28
(3) 生活系ごみ排出量	28
(4) 事業系ごみ排出量	29
(5) 資源化量・資源化率	29
4. 前期計画の総括	30
(1) 目標達成状況	30
(2) 施策の実施状況	35
5. ごみ処理の評価と課題	45
(1) 一般廃棄物処理システム評価	45
(2) 地域特性に関する課題	46
(3) 3Rの課題	48
(4) 適正処理の課題	49
(5) その他の課題	50

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念	51
2. 基本方針	51
3. 市民・事業者・市の役割	52
(1) 市民の役割と行動	52
(2) 事業者の役割と行動	52
(3) 本市の役割と行動	52
4. 目標値と将来ごみ量	52
(1) 数値目標	52
(2) モニター指標	54
(3) 人口推計	55
(4) ごみ発生量の予測	56
5. 重点プロジェクト	59
6. 具体的な施策	64
(1) 廃棄物の発生抑制	64
(2) 廃棄物の再利用・再生利用	66
(3) 廃棄物の適正な処理	67
(4) 効率的なごみ処理体制の構築	68
7. スケジュール	70

第5章 食品ロス削減推進計画	
1. 食品ロス削減推進計画策定の目的	72
2. 食品ロス発生現状	73
(1) 食品ロスの発生要因	73
(2) 食品ロスの発生量	74
3. 基本的な目標	75
(1) 食品ロスの削減目標	75
(2) 食品ロスの削減に取り組む市民の割合	75
4. 施策の展開	76
5. 施策の推進	77
(1) 各主体の役割	77
(2) 推進体制	80

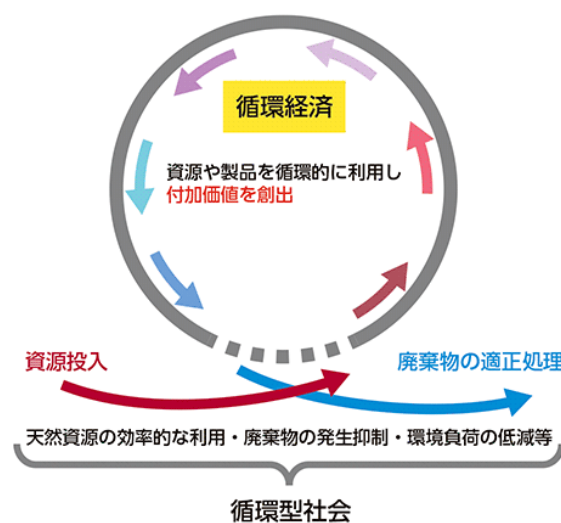
第6章 生活排水処理基本計画	
1. 生活排水処理の現状と課題	81
(1) 生活排水の処理主体	81
(2) 生活排水の処理体系	82
(3) 生活排水処理形態別人口の推移	82
(4) し尿及び汚泥の発生状況	84
(5) 収集・運搬	84
(6) 生活排水処理施設	85
(7) 生活排水処理の課題	90
2. 生活排水処理の基本方針	92
(1) 基本理念	92
(2) 基本方針	92
(3) 数値目標	92
(4) 処理形態別人口の将来予測	93
(5) し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測	94
3. 基本施策	95
(1) 生活排水処理施設における整備の推進	95
(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理	95
(3) 市民への普及啓発の推進	95

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

使い捨てを基本とする大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成します。これは、天然資源を大量に消費し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、生物多様性の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）へ移行することが鍵となります。



資料：環境省

図 1-1 循環経済への移行

我が国では、循環経済への移行に向けて関係者が一丸となって取り組みを進めるべく、第五次循環型社会形成推進基本計画が令和6年8月に閣議決定されています。

本市では、令和3年3月に第2次関市一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の処理を進めてきました。この計画では5年ごとに見直しを行うこととしており、本年度で策定から5年が経過することから、計画の中間見直しを行い第2次関市一般廃棄物処理基本計画（中期計画）（以下「本計画」といいます。）に改定します。

なお、見直しにあたっては、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」を内包します。

2. 本市を取り巻く状況の変化

(1) 国

令和6年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上」、「人類の福祉への貢献」を目指し、環境負荷の総量削減と良好な環境の創出・地下資源依存から地上資源基調の経済社会システムへの転換を掲げています。また、分野横断的な6つの重点戦略として、「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築や「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心かつ健康で心豊かな暮らしの実現などが、循環型社会に関係する施策として掲げられています。

令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現に向け、重要な方向性として、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」などを掲げ、その実現に向けて概ね2030年までに国が講ずべき施策と指標・目標を示しています。

(2) 岐阜県

岐阜県は、循環型社会の形成を目指して取り組むための基本的な方針として、令和3年3月に第3次岐阜県廃棄物処理計画を策定しました。この計画では、廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進、美しい生活環境の保全、災害・感染症・気候変動への備えを3つの基本的な考え方として、具体的な施策と各主体の役割を定めています。

(3) 中濃地域広域行政事務組合

本市の廃棄物の中間処理及び最終処分を行っている中濃地域広域行政事務組合「クリーンプラザ中濃」（以下「クリーンプラザ中濃」という。）では、平成15年3月に竣工したガス化溶融施設を延命化するため、平成25年度から平成27年度までに基幹的設備改良工事を実施しています。

クリーンプラザ中濃は、延命化計画の中で各施設の延命化目標年数を定めており、施設によって目標年は異なるものの、令和19年から令和25年までの稼働を想定しています。

ガス化溶融施設は、1日56トンのごみを処理できる炉が3炉ありますが、施設建設時の処理計画より大きく人口が減少したため、現在は主に2炉運転で処理しています。

3. 計画の範囲

本計画の対象区域は、本市全域とします。

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

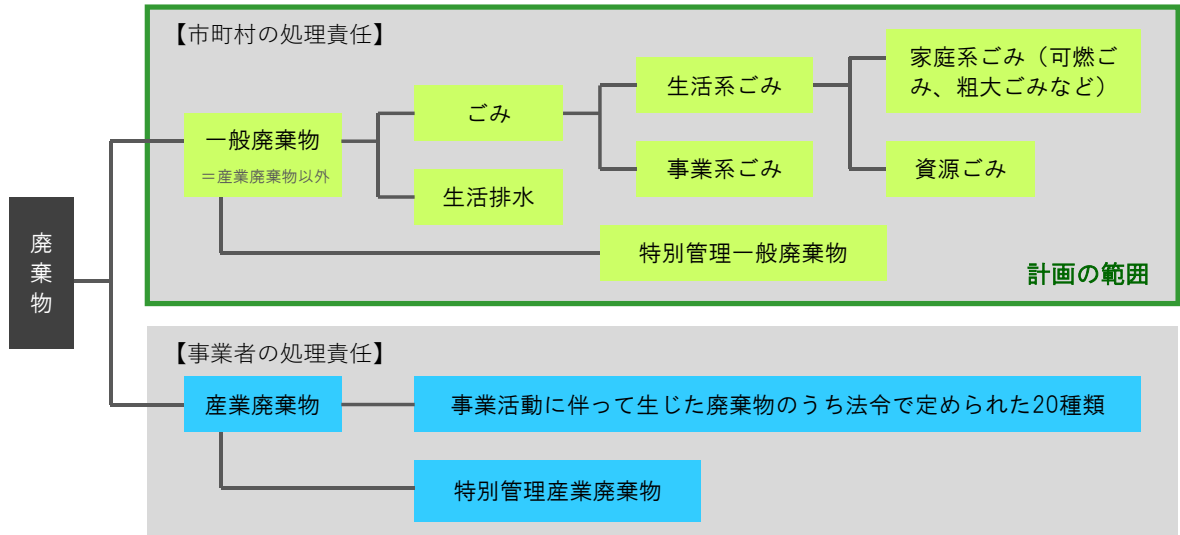


図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために市町村ごとに定める行動計画です。

市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければなりません。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める基本計画と、基本計画を実施するために必要な各年度の事業について定める実施計画から構成されています。

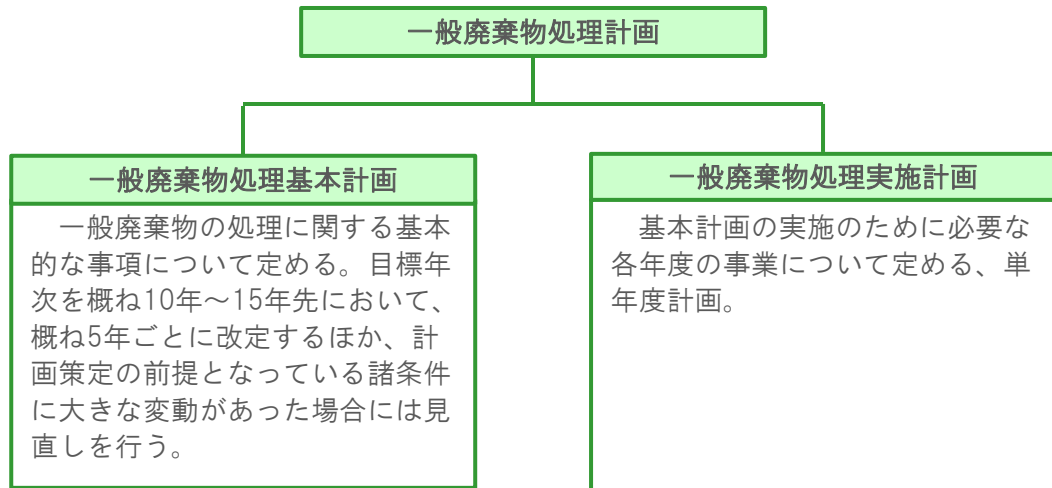


図 1-3 一般廃棄物処理計画の構成

(2) 関係法令との関係

廃棄物・リサイクル行政の理念の基本となるのが「循環型社会形成推進基本法」です。同法は環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成についての基本原則を定めるなど、循環型社会の形成に関する基本的枠組法として位置付けられています。また、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの義務を規定し、事業者及び国民の排出者責任を明らかにするとともに、生産者がその生産した製品等が使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を採用しています。

基本的枠組法である循環型社会形成推進基本法の下で具体的に実施される個別法が、廃棄物処理の骨格をなす「廃棄物処理法」、資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」、この他に、個別品目の特性に応じた法律として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法が定められ、関連する法律として、グリーン購入法、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）、浄化槽法などが定められています。各自治体は、これらの法律に基づき、廃棄物の処理事業や資源の有効活用事業について、条例や行政計画を定め、事業に取り組んでいます。

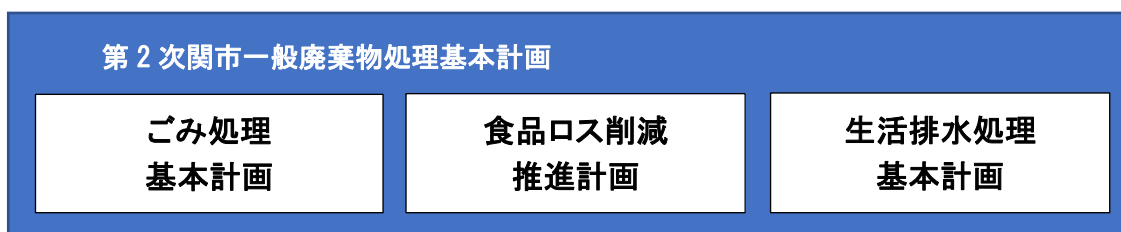
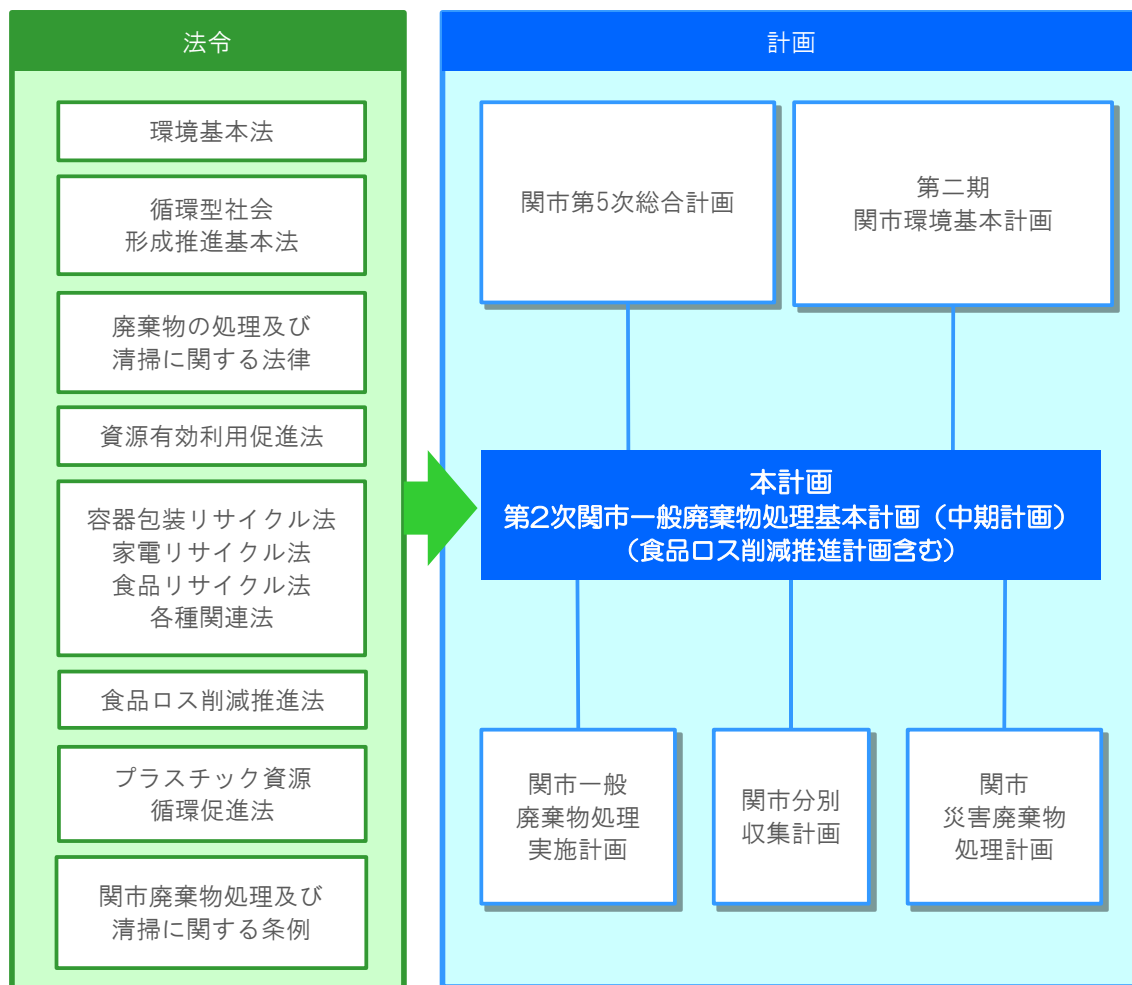


図 1-4 計画の位置づけ

(3) 本市の他計画との関係

① 関市第5次総合計画

人口減少時代の総合計画として、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間の「まちづくりの道しるべ」となる関市第5次総合計画では、人口減少がもたらす課題を解決する計画へと大きく舵を切りました。

この本格的な人口減少社会において、将来にわたり医療、福祉、商業などの生活機能が確保されるように、機能分担と効率化によるコンパクトなまちづくりを進める都市の整備方針が示されています。

この計画では、本市の未来を切り拓いていくための将来都市像として、「産業」を鍛え、「学び」を伸ばし、「文化」を磨き、未来を切り拓く「協働」のまち～ # Smart SEKlism ～を定めています。

また、まちづくりの視点として、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるためには、安全で快適な生活環境が必要であり、環境と調和した安全な市民生活を確保し、生活基盤の整った利便性の高い居住環境を整備することとしています。

廃棄物については、政策5「安心な暮らしを守る」の中で、環境への負荷を軽減し、資源を無駄なく使うために、廃棄物の減量化や再資源化を推進することで、環境に対する市民意識が高く、ごみの分別とリサイクルが徹底されているため、きれいなまちを保つことをめざす姿としています。

生活排水処理については、政策6「快適な暮らしを造る」の中で、「清流長良川の鮎」を育む河川の水質を守るために、適切な汚水処理を行うことで、「下水道管路・処理施設が市民ニーズに合わせて整備され、衛生的なまちを保つ」ことをめざす姿としています。

② 第二期関市環境基本計画

令和5年3月に見直しを行った「第二期関市環境基本計画」では、「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」を環境の将来像として掲げています。

この、環境の将来像を実現するために基本目標が定められており、廃棄物に関する目標として、「資源を無駄なく使うまち」が示されており、「生ごみ排出量の削減及び有効利用」や「ごみ収集制度の見直し」、「ごみを出さない生活習慣の推進」、「ごみを出さない事業活動の推進」、「不法投棄・不適正な処理の防止」、「適正処理の推進」、「災害廃棄物処理への対応」、「分別・回収の徹底」、「再生資源の活用」が施策として展開されています。

また、生活排水に関する目標として、「安心して暮らせる快適なまち」が示されており、「水質保全対策の推進」が施策として展開されています。

5. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度を計画初年度とし、計画期間は当初計画から変更なく、令和17年度を目標年度とする15年間を計画期間とします。

なお、計画は5年ごとに見直すものとしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

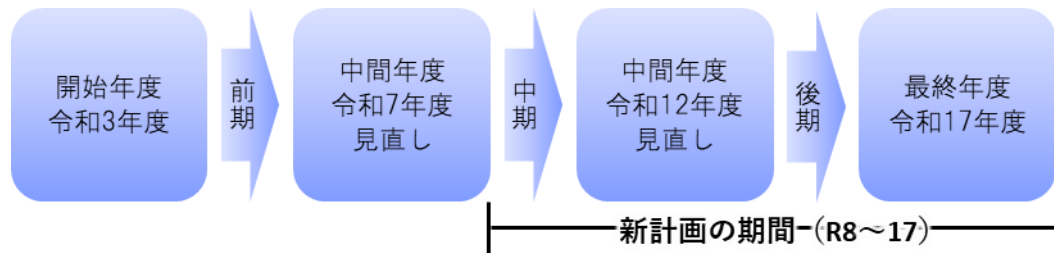


図 1-5 計画の期間

6. 進捗管理

本計画の推進には、市民・事業者・行政の協働が必要です。

市民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、PDCA サイクル（事業の点検・評価・見直しを行う仕組み）の手法により、本計画の目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図ります。

(1) 毎年度

次の指標を用いて、毎年度の施策の実施状況や達成状況などを担当課が評価し、廃棄物減量等推進審議会へ報告し、進捗管理を行います。

表 1-1 進捗管理指標

指標	項目
基本指標 ・本計画において数値目標を定めている指標	1人1日あたりごみ総排出量
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量
	事業系ごみ発生量
	食品ロス削減に取り組む市民の割合
	生活排水処理率
モニター指標 ・数値目標は定めていないが、進捗状況評価をする指標	資源化率
	最終処分率
	市民1人あたりごみ処理費用
	10kgあたりごみ処理費用
	市民1人あたりごみ袋使用枚数
	資源集団回収団体数

(2) 一般廃棄物処理基本計画見直し時

概ね5年ごとの計画見直し時には、担当課が施策ごとの実施状況を評価します。

この評価結果を踏まえて関市廃棄物減量等推進審議会が施策ごとに「継続」「中止」「変更」を判断します。

表 1-2 PDCA サイクルの枠組み

項目	毎年度	見直し時
点検・評価の方法	<ul style="list-style-type: none"> 進捗管理指標の把握 施策の実施状況 	毎年度の項目に下記を追加 <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理状況の把握 市民意識の調査
点検・評価の主体	<ul style="list-style-type: none"> 担当課による点検・評価 関市廃棄物減量等推進審議会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 担当課による点検・評価 関市廃棄物減量等推進審議会による判断
点検・評価の項目	<ul style="list-style-type: none"> 基本指標 モニター指標 	毎年度の項目に下記を追加 <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物発生量 一般廃棄物処理フロー 市民の意識・意向
見直し・改善の方法	<ul style="list-style-type: none"> データを分析し、施策の見直しや改善策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画に反映
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ホームページなどで公表 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページなどで公表

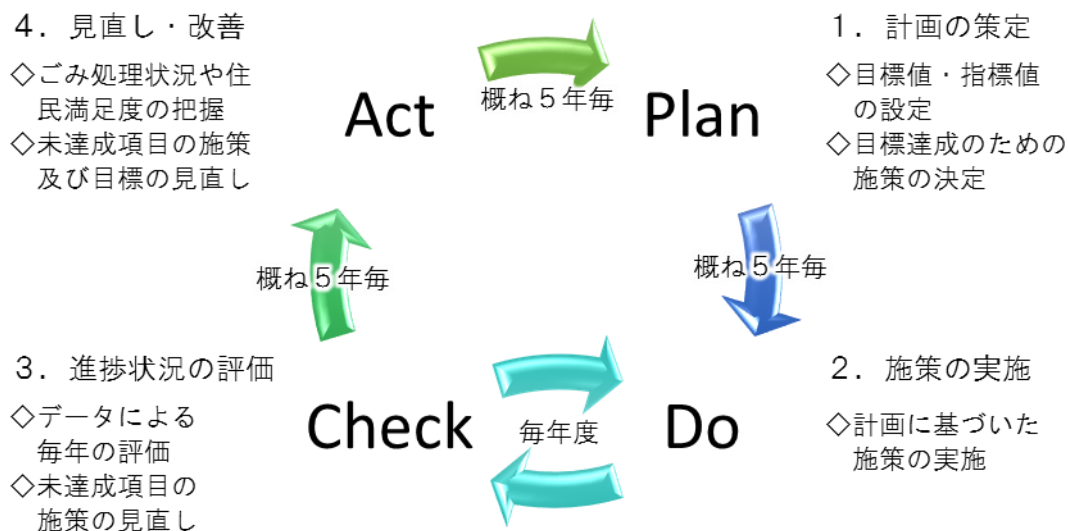


図 1-6 PDCA のイメージ

第2章 地域の概要

1. 自然環境

(1) 位置・地形

本市は、岐阜県のほぼ中央に位置し、北は美濃市、郡上市、下呂市、福井県大野市、東は美濃加茂市、加茂郡、西は岐阜市、山県市、本巣市、南は各務原市に隣接しています。全国的にも珍しいV字型で、東西39.3km、南北42.6km、面積472.33km²の市域を有しています。

西側は板取川・武儀川の流域、東側は津保川の流域となっており、これらの河川は南流して長良川に合流しています。北部から中部にかけては山地で、南部は長良川沿いに低地が広がっています。全般に北部の標高が高く、南に向かって次第に低くなる地形となっています。

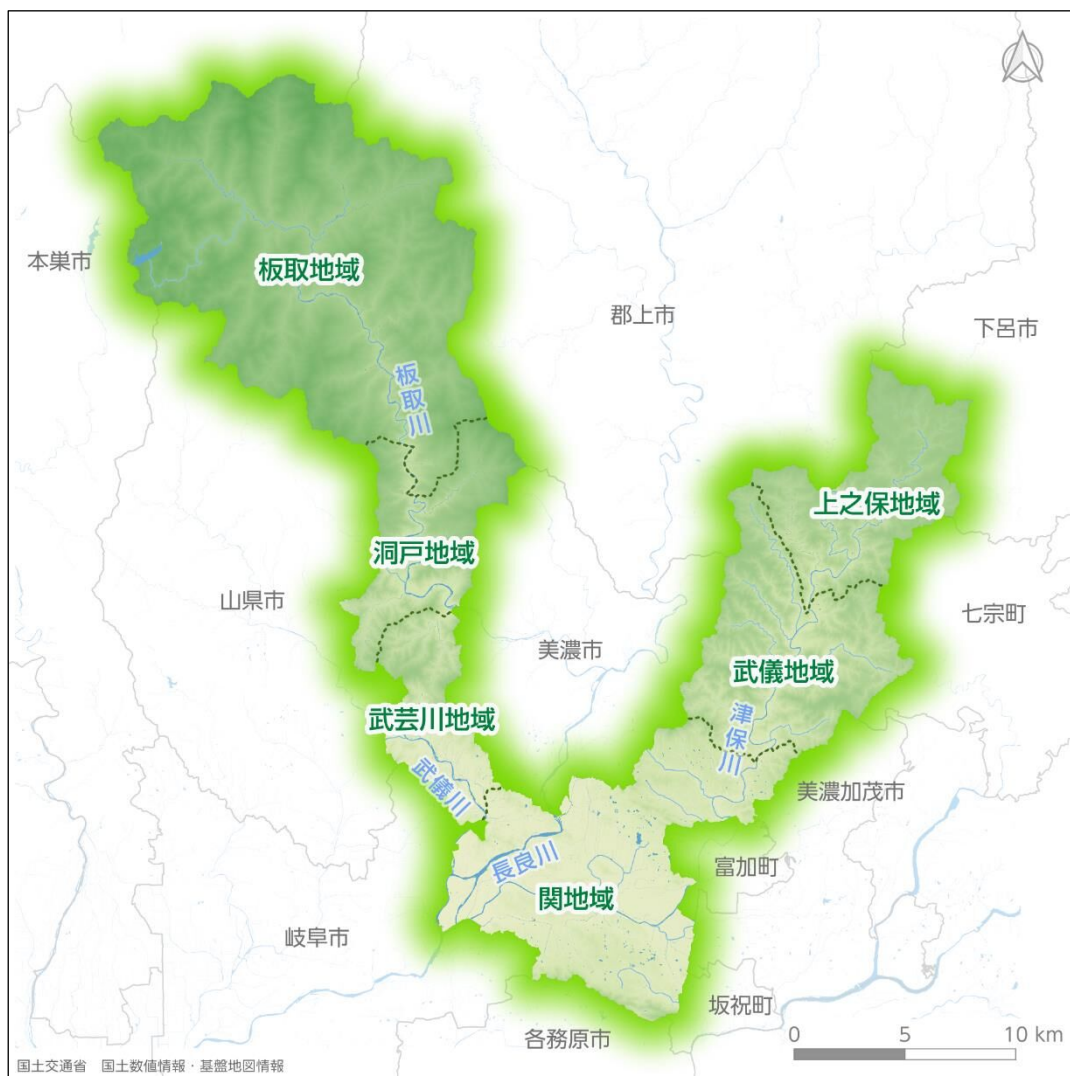


図 2-1 関市の地勢

(2) 気象

南部から東部にかけては太平洋側の気候に属し、温暖多湿の温和な気候です。北西部は内陸性の気候にまたがる地域で、降水量が年間 3,000mm を超えるなど、降水量の多い地域となっています。

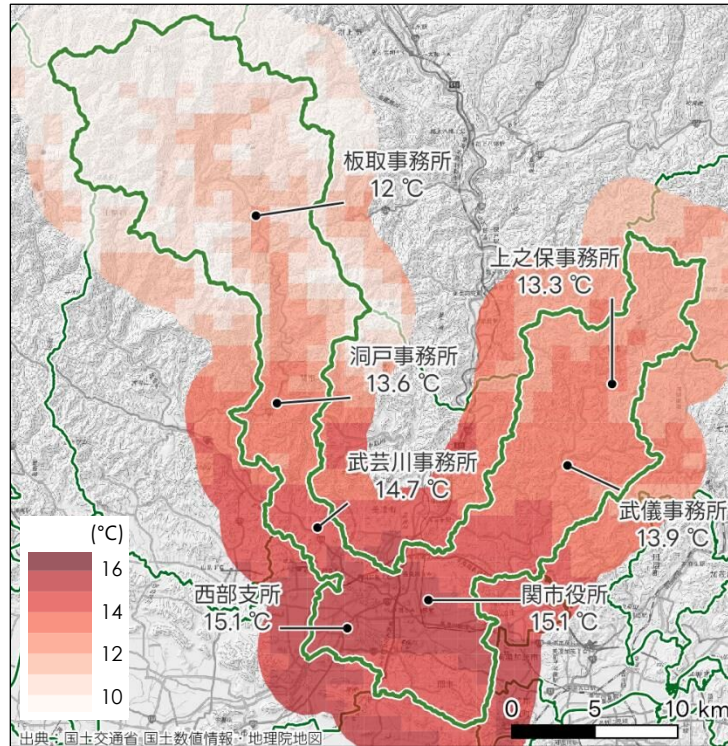


図 2-2 年平均気温の年平均値推定分布 (1991~2020 年)

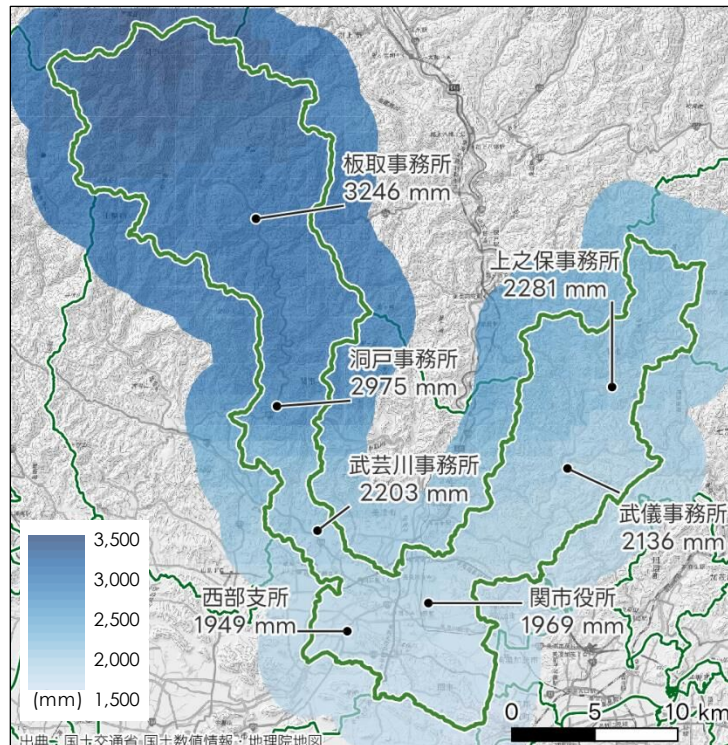


図 2-3 年間降水量の年平均値推定分布 (1991~2020 年)

また、北西部の洞戸地域、板取地域は、豪雪地帯に指定されており、山間部では 50cm、山地では 1m を超える積雪となります。

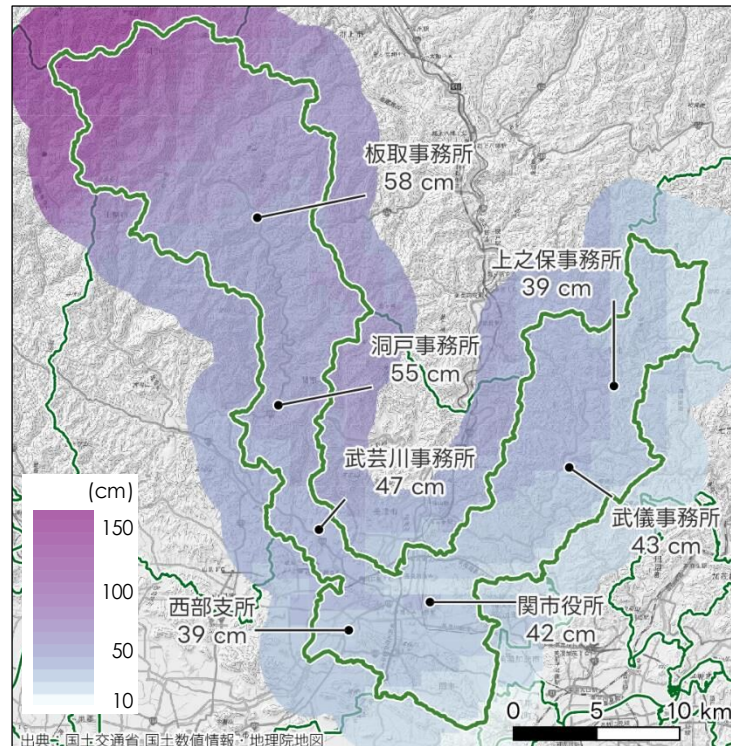


図 2-4 最深積雪の平年値推定分布 (1991~2020 年)

直近の気象の状況は、次に示すとおりです。

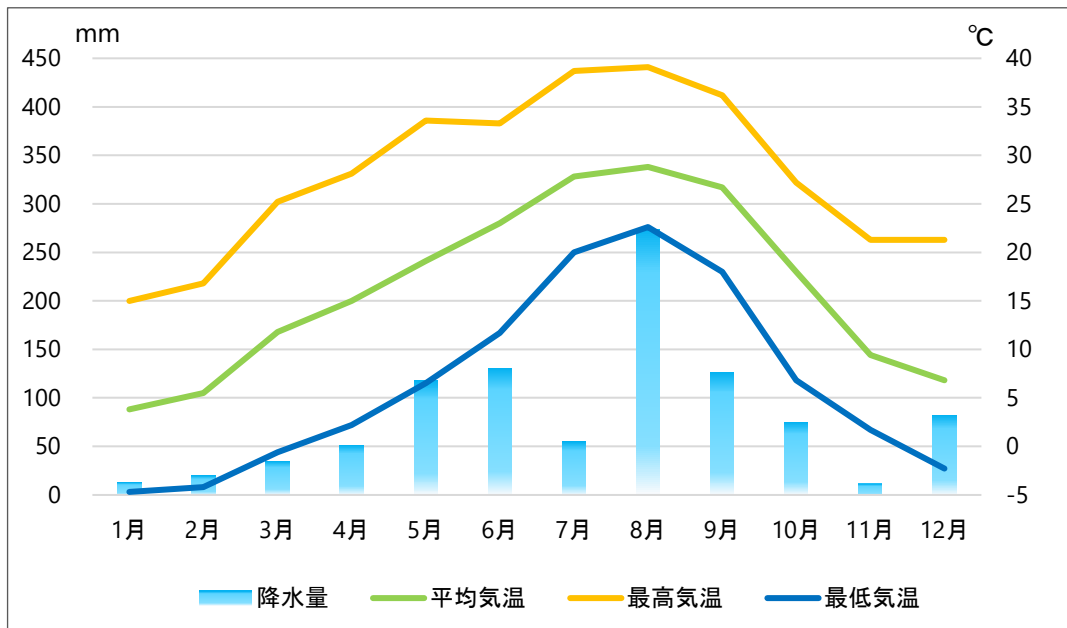


図 2-5 気温と降水量 (2023 年・市危機管理課)

2. 社会環境

(1) 人口動態

① 人口及び世帯数

本市における人口は平成 17 年をピークに減少に転じており、令和 2 年の総人口は 85,283 人です。

昭和 60 年以降、0～14 歳の子どもが減り続ける一方、65 歳以上の高齢者は増加し、令和 2 年における 65 歳以上の老年人口の比率は 30%に達しています。

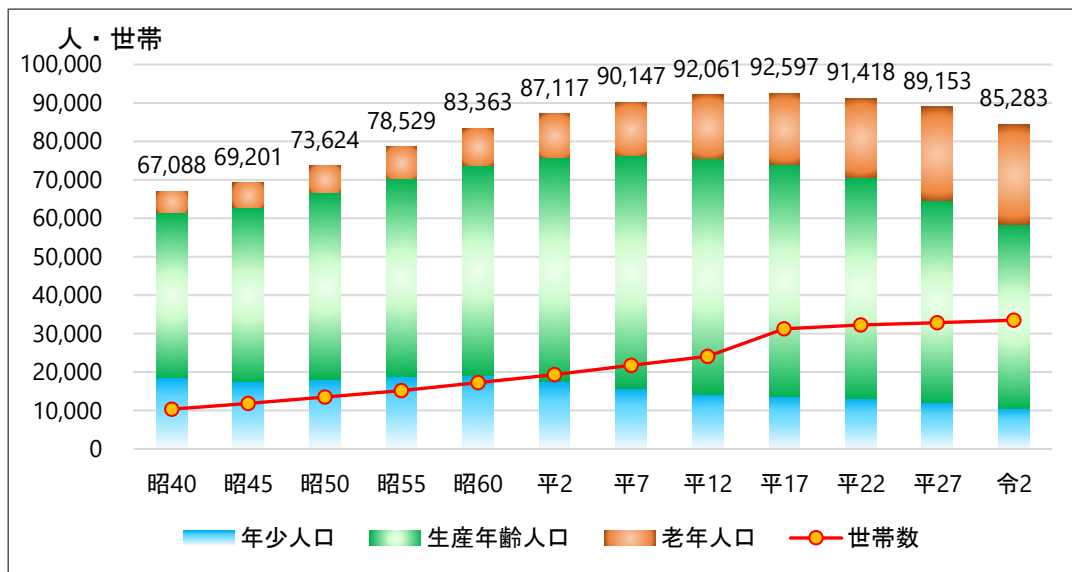


図 2-6 人口及び世帯数の推移 (出典：国勢調査)

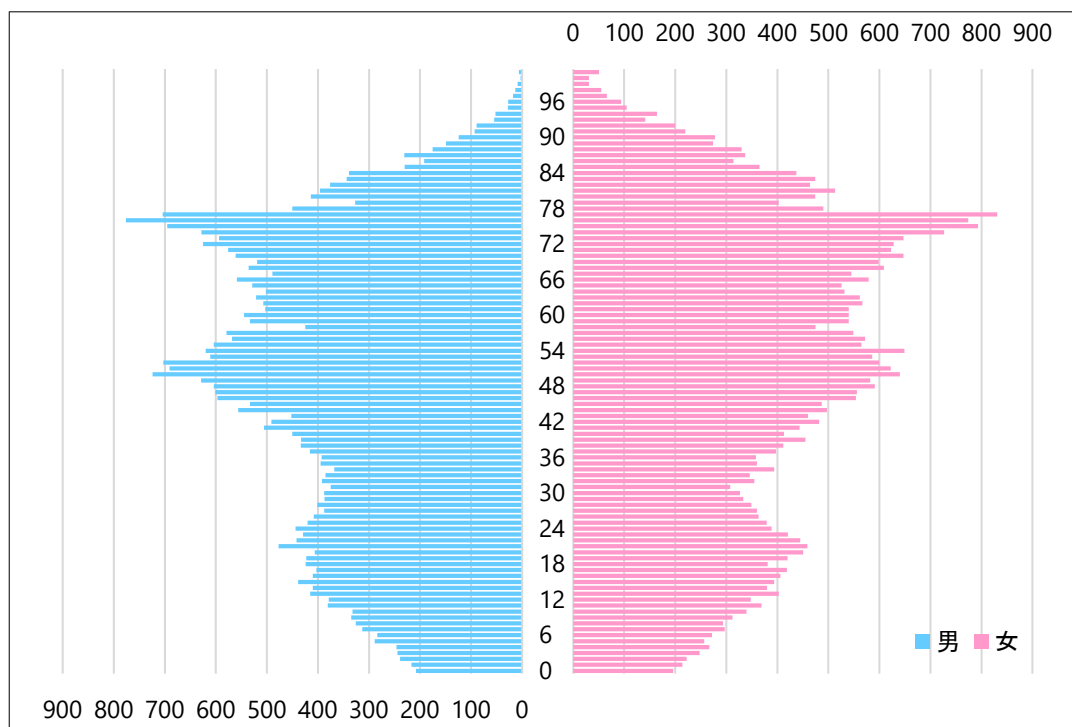


図 2-7 年齢別人口 (令和 7 年 4 月 1 日)

② 流動人口

人口動態とは、「自然動態」と「社会動態」を合わせた人口の動き（増減）のことをいいます。

「自然動態」とは、出生・死亡に伴う人口の動きであり、「社会動態」とは、転入・転出に伴う人口の動きです。

本市の自然動態の推移は、出生数が減少する一方、死亡数が増加し、平成21年以降自然減少が続ки、年々その差が大きくなっています。

社会動態の推移は、平成30年に大きく転入超過しているのを除き、概ね転出超過しています。

表 2-1 人口動態の推移

単位：人

項目		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
社会動態	転出	2,977	3,103	2,961	2,744	2,649	2,654	2,961	2,886	2,807
	転入	2,883	2,753	2,624	2,543	2,705	2,347	2,808	2,861	2,768
自然動態	死亡	837	790	819	900	882	815	956	922	868
	出生	800	820	779	811	775	756	693	706	645

項目		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
社会動態	転出	2,937	2,941	2,949	3,149	3,060	2,715	3,141	3,045
	転入	2,857	2,785	3,252	3,196	2,541	2,463	2,928	2,836
自然動態	死亡	987	1,005	1,035	1,085	1,048	1,031	1,066	1,079
	出生	627	578	564	523	501	476	501	412

注) 前年10月1日から9月30日までの住民登録による。

出典: 令和5年版関市統計書

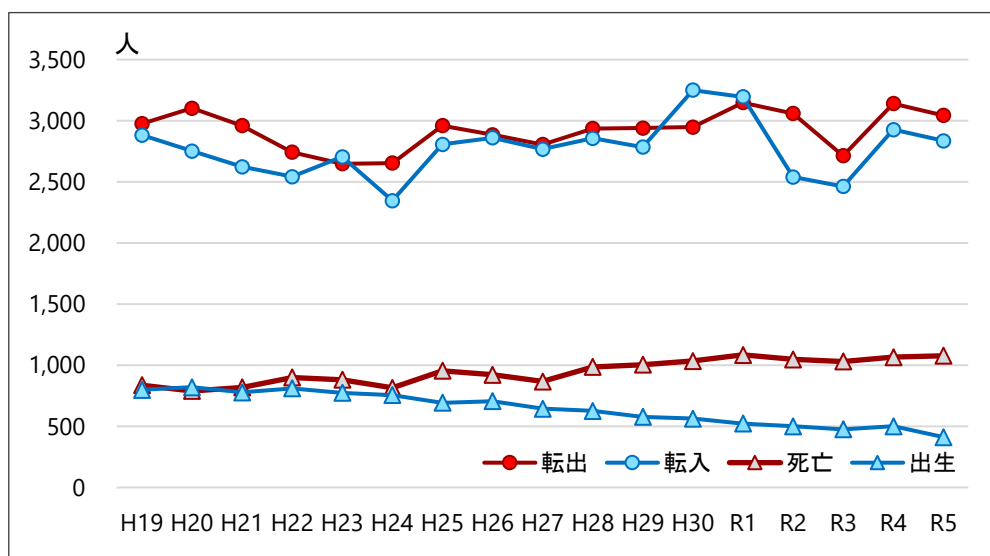


図 2-8 人口動態の推移

(2) 産業の動向

① 産業別就業人口

就業人口は、令和2年度現在 43,587 人であり、第2次産業が約 42%、第3次産業が約 54%でそのほとんどを占めています。

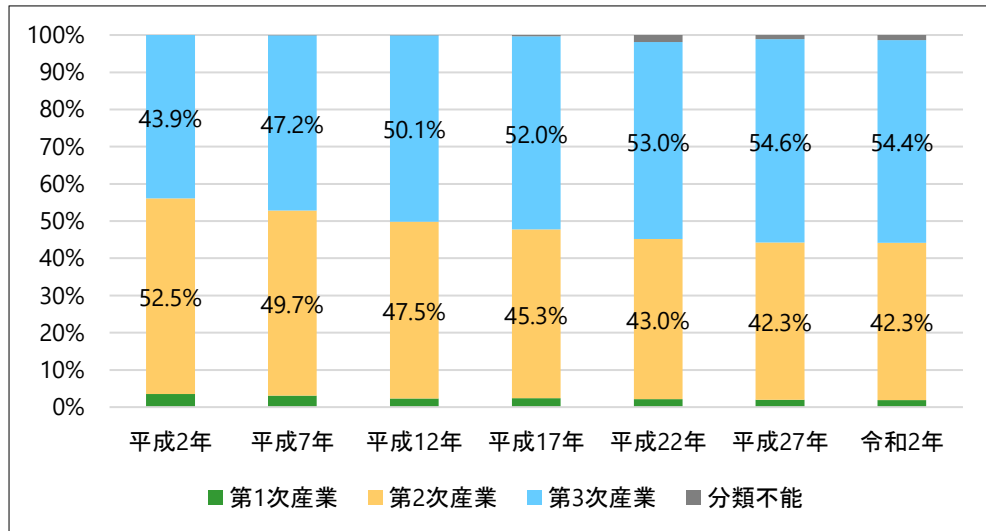
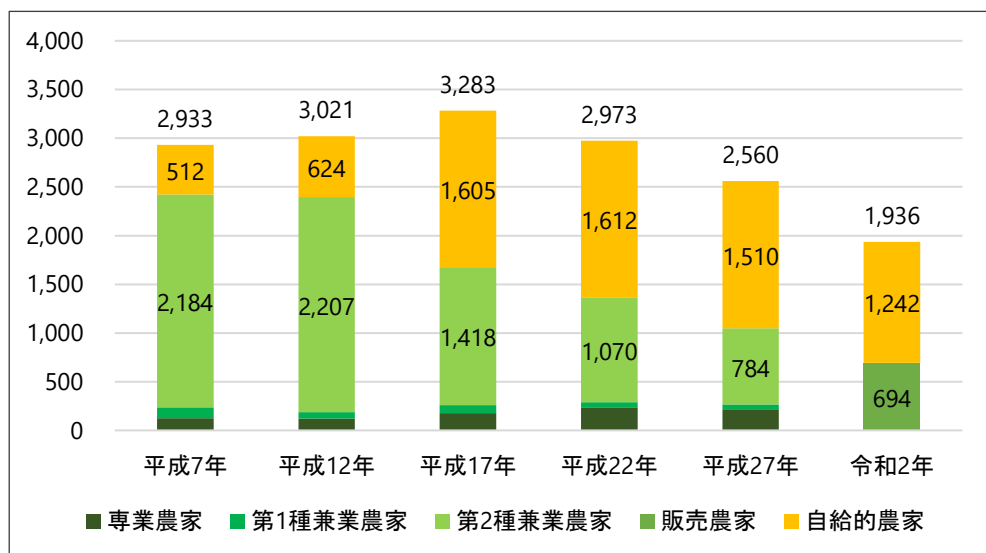


図 2-9 産業別就業人口の割合 (出典：国勢調査)

② 農業

令和2年の総農家数は 1,936 戸であり、約 6 割が自給的農家となっています。平成17年をピークに、農家数は減少傾向にあります。



※専業別区分の廃止に伴い、令和2年は販売農家として記載

図 2-10 農家数の推移 (出典：農林業センサス)

③ 工業

本市の製造品出荷額は、平成20年のリーマン・ショックや令和2年の新型コロナウイルス流行による一時的な落ち込みがありましたが、概ね増加傾向にあり令和3年は約4,400億円となっています。製造業従業員数についても増加傾向となっています。

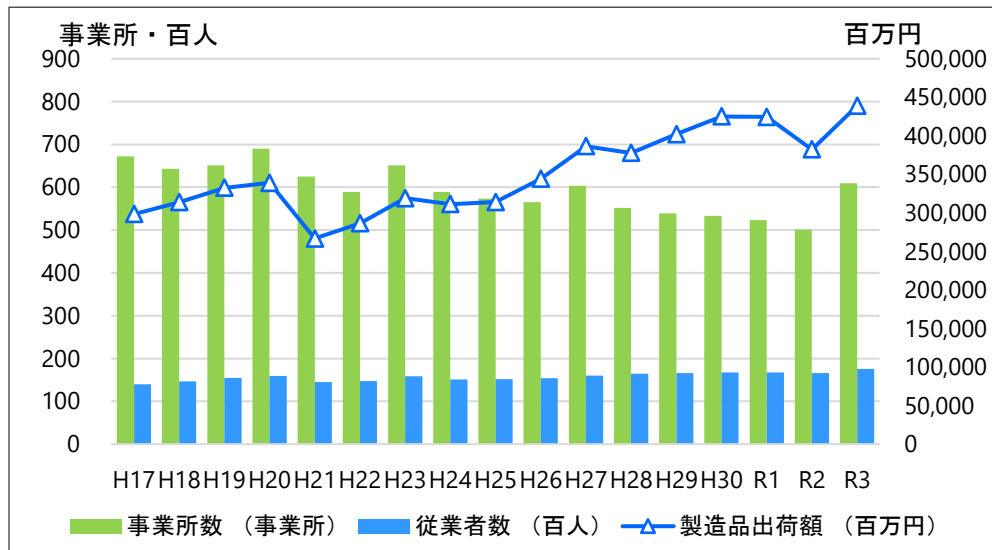


図 2-11 製造業の事業所・従業員数及び製造品出荷額の推移

(出典：経済構造実態調査、工業統計調査、経済センサス)

④ 商業

本市における卸売業の商品販売額は、年により変動しており、近年は800億円程度となっています。

小売業の商品販売額は、近年横ばい傾向にあります。

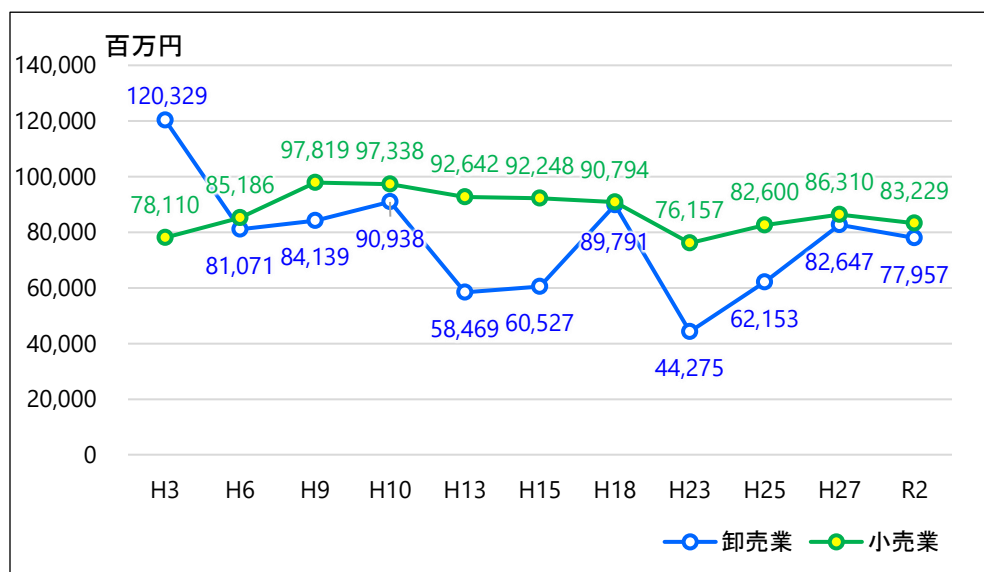


図 2-12 商品販売額の推移 (出典：岐阜県統計書)

(3) 土地利用

本市における土地利用は、山林・保安林が5割以上を占めています。

単位：km²

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
田	21.94	21.83	21.76	21.64	21.52	21.47	21.29	21.21	21.12	21.01
畑	8.56	8.47	8.45	8.39	8.30	8.30	8.21	8.15	8.14	8.09
宅地	18.59	18.68	18.83	18.89	19.04	19.10	19.18	19.43	19.55	19.66
池・沼	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.89	0.88	0.88	0.88
雑種地	9.76	9.79	9.85	9.92	9.90	9.93	9.81	10.01	10.08	10.12
山林	159.71	160.27	160.12	159.81	159.51	159.52	160.08	158.62	158.07	158.24
保安林	84.65	84.66	84.99	85.35	85.50	85.50	85.51	86.83	87.36	87.36
原野	2.42	2.41	2.41	2.42	2.47	2.48	2.48	2.40	2.40	2.41
その他	166.33	165.34	165.04	165.03	165.21	165.15	164.88	164.80	164.73	164.56
合計	472.84	472.33	472.33	472.33	472.33	472.33	472.33	472.33	472.33	472.33

表 2-2 地目別土地面積の推移 (出典：市税務課)

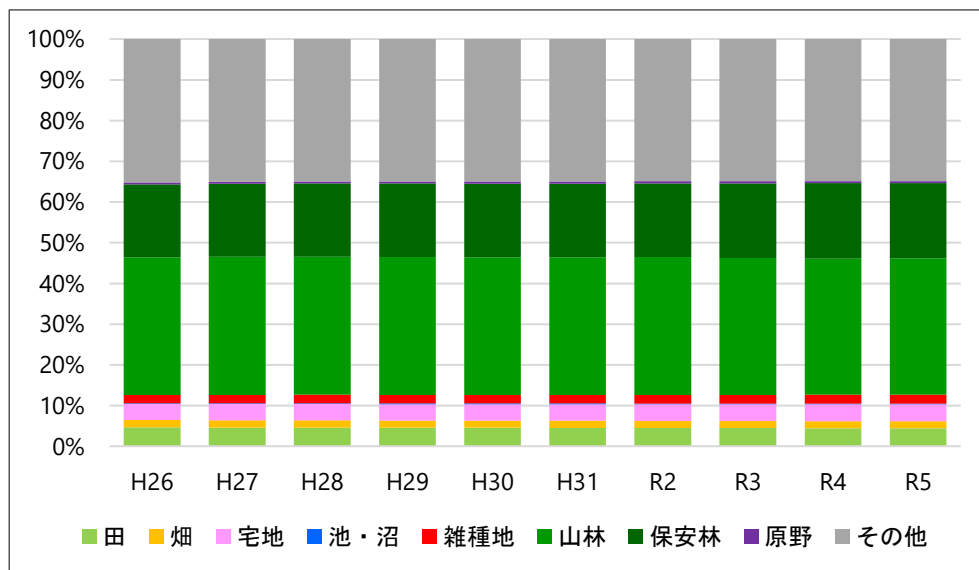


図 2-13 地目別土地面積の推移

第3章 ごみ処理の歴史と現状

1. ごみ処理行政の歩み

本市におけるごみ処理行政の歩みは、表 3-1 に示すとおりです。

年月	内容
昭和 24 年	・ごみ処理場建設。荷車によるごみ収集開始
35 年	・オート三輪 2 台による市街地ごみ収集開始
41 年	・ごみ収集にステーション方式を導入
45 年 4 月	・肥田瀬埋立処分場（安定型処分場）開設
46 年 4 月	・中濃地域広域行政事務組合設立
48 年 10 月	・不燃物処理施設運転開始（組合）
52 年 4 月	・可燃物焼却施設運転開始（組合）
58 年 4 月	・最終処分場埋立開始（組合）
61 年 4 月	・関市リサイクル推進協議会発足 ・カン・ビンの分別収集開始
平成元年 4 月	・粗大ごみ処理施設運転開始（組合）
3 年 8 月	・関市ごみ問題対策委員会設置
4 年 2 月 9 月	・関市ごみ問題市民会議設置 ・ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱施行 ・関市資源集団回収事業奨励金交付要綱施行
5 年 11 月	・生ゴミ発酵促進剤の購入補助開始
7 年 10 月	・食品トレイ、発泡スチロール、牛乳パックの分別収集開始 ・関市生活廃水対策資材普及事業奨励金交付要綱施行 ・食用廃油回収開始（廃油石けんの製造）
8 年 10 月	・指定ごみ袋制度と一定量以上有料化方式の導入
9 年 4 月	・ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、古着の分別収集開始
10 年 1 月 4 月	・肥田瀬埋立処分場への焼却灰等の受入中止 ・肥田瀬埋立処分場から焼却灰等搬出 ・関市ポイ捨て等防止条例施行 ・焼却灰の収集開始 ・清潔なまちづくり推進指導員設置
11 年 4 月	・プラスチックごみ分別収集開始
12 年 9 月 12 月	・肥田瀬埋立処分場への搬入制限開始（一般家庭から排出される土砂、陶磁器くずの直接搬入に限る） ・容器包装リサイクル法に係るその他プラスチック容器包装の分別収集開始

表 3-1-1 関市の廃棄物行政の歩み

年月	内容
平成 13 年 4 月	・家電 4 品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）リサイクル法施行開始
14 年 3 月	・廃食油の回収廃止
12 月	・新ごみ焼却（ガス化溶融）施設稼働開始（組合）
15 年 3 月	・クリーンプラザ中濃に名称変更（組合）
	・新ごみ焼却（ガス化溶融）施設及びリサイクルプラザ完成（組合）
10 月	・家庭系パソコンリサイクル開始
16 年 4 月	・指定ごみ袋制度一部改正（年間基準枚数見直し及びプラスチック製容器包装ごみ袋の有料化：1 枚 5 円）
	・関市ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱廃止
17 年 2 月	・関市及び武儀郡 5 町村合併
18 年 3 月	・関市一般廃棄物処理基本計画策定
19 年 2 月	・廃食用油から BDF ^{注)} を精製、清掃事務所塵芥収集車 1 台に供給開始
20 年 9 月	・レジ袋有料化開始
22 年 6 月	・関市バイオマスタウン推進協議会設立
24 年 11 月	・肥田瀬埋立場、埋立終了
26 年 4 月	・プラスチック容器包装類の分別収集廃止
	・使用済小型家電のボックス回収開始
7 月	・関市型ダンボールコンポスト「グリーンダンボくん」販売開始
27 年 4 月	・関市ごみ集積場整備事業補助金交付要綱施行
28 年 4 月	・関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（家庭ごみの有料化実施）※燃やせるごみ（大 50 円）、燃やせないごみ（大）100 円など
	・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加
30 年 3 月	・関市災害廃棄物処理計画策定
7 月	・平成 30 年 7 月豪雨災害発生（災害廃棄物の処理）
令和元年 5 月	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」導入
10 月	・リネットジャパン(株)（現：リネットジャパンリサイクル(株)）との「連携と協力に関する協定」を締結（宅配便を利用した小型家電回収）
2 年 1 月	・蛍光管、乾電池の拠点回収開始
4 月	・紙類・古着の分別収集廃止
10 月	・インクカートリッジの拠点回収開始

表 3-1-2 関市の廃棄物行政の歩み

注) BDF（バイオディーゼル）：生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称

年月	内容
令和3年2月 3月 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースについてジモティと協定 ・第2次関市一般廃棄物処理基本計画策定 ・資源ごみ集団回収事業の対象品目に雑紙を追加、奨励金を増額
4年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティ宣言
6年7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用一般廃棄物のクリーンプラザ搬入許可のオンライン申請開始 ・粗大ごみ回収のオンライン申請開始
7年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンプラザ処理手数料を10kgあたり150円から200円に変更

表 3-1-3 関市の廃棄物行政の歩み

2. ごみ処理の現状

(1) ごみの区分

本市及びクリーンプラザ中濃が処理を行うごみは、その排出源によって「生活系ごみ（家庭系一般廃棄物）」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に大別されます。さらに、生活系ごみのうち処理・処分を必要とする「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「がれき類」「乾電池・蛍光管」を「家庭系ごみ」といいます。

本市が排出量を把握することはできませんが、民間が資源化を行うごみとして、民間事業者による古紙回収、スーパーや家電量販店などの店頭で回収されている食品トレイやインクカートリッジ、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法等に基づく家電製品等のメーカー回収が行われています。

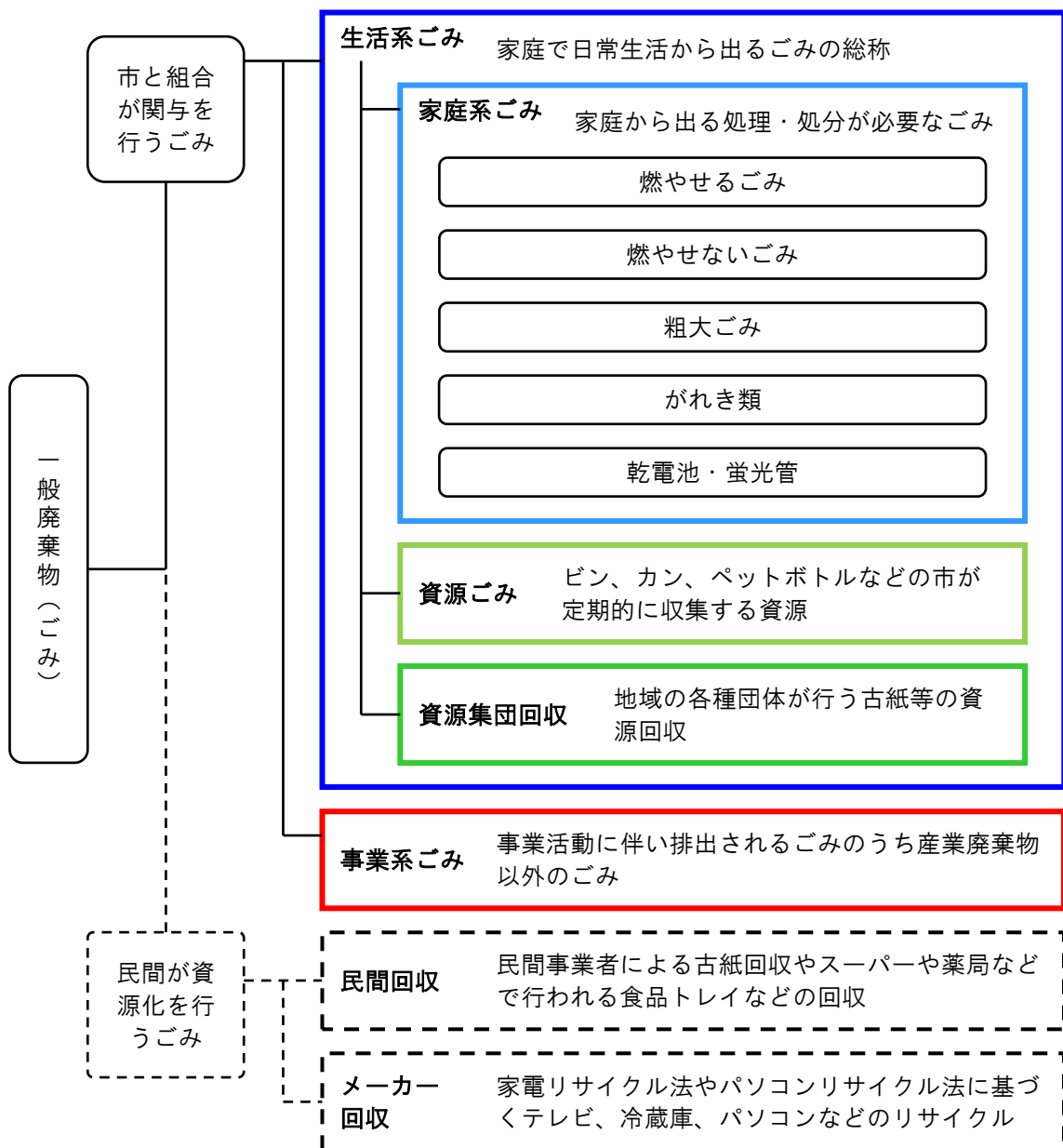


図 3-1 ごみの区分

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フロー（ごみや資源の流れ）を図 3-2 に示します。

燃やせるごみは、クリーンプラザ中濃のガス化溶融施設で処理され、スラグや金属類は資源化を、不適物は最終処分場で埋立処分しています。

燃やせないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別等を行った後、可燃性残渣についてはガス化溶融施設で焼却し、再利用できるものは資源化をしています。

資源ごみは、リサイクルプラザで選別・圧縮し、資源化業者に引き渡されて資源化されています。

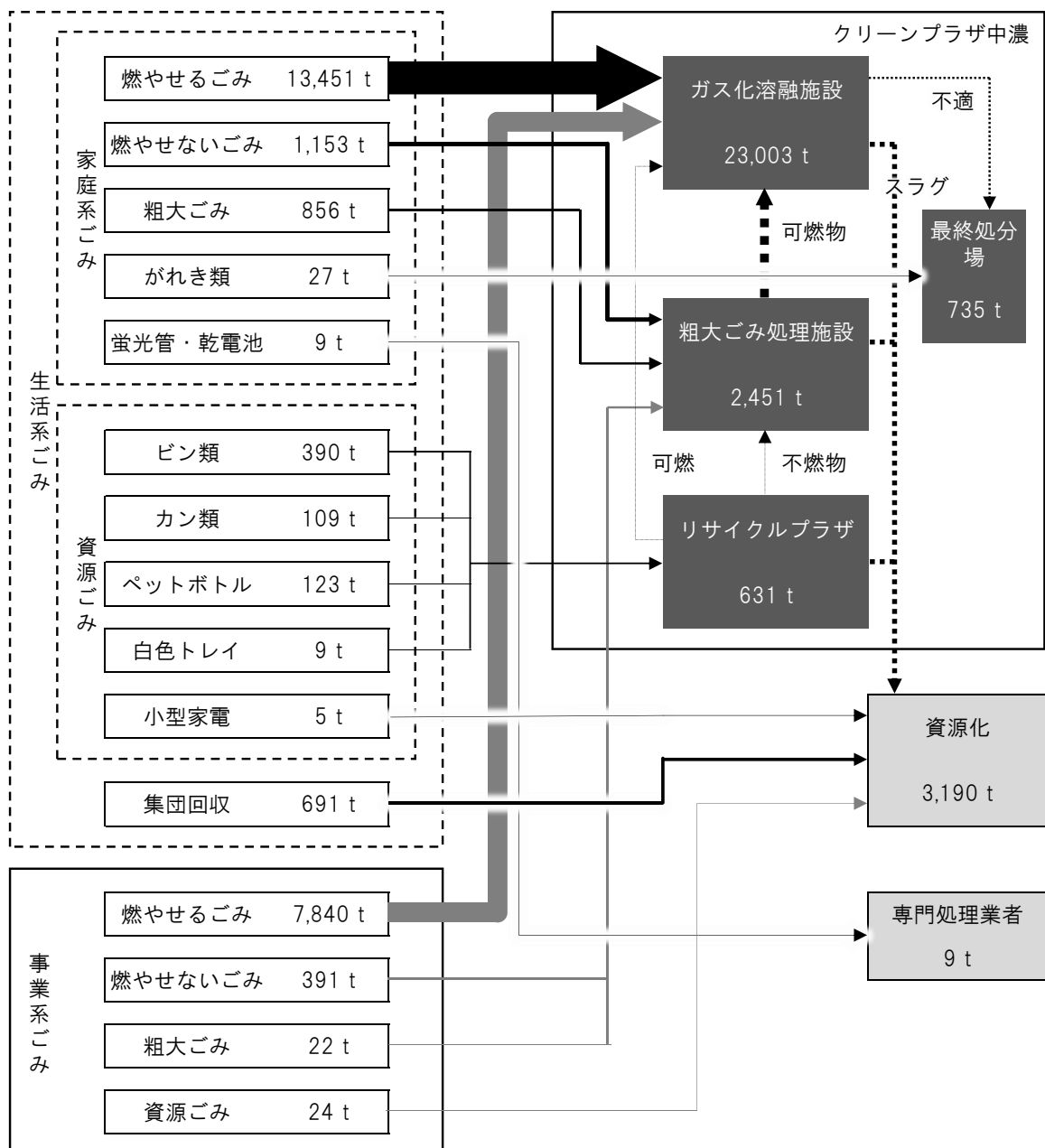


図 3-2 ごみ処理フロー (令和 6 年度)

(3) 生活系ごみの分別区分

本市が収集・回収を行う生活系ごみの分別区分は、表 3-2 に示すとおりです。

分別区分		種類	
生活系ごみ	家庭系ごみ	燃やせるごみ	一般家庭から出る生ごみ、紙くず、繊維くず、木くず、草、カバン、靴、CD、DVD（ケース含む）、発泡スチロール、マヨネーズ等のプラスチック製チューブ、使い捨てカイロ、油類のボトル、アルミ付き紙パックなど
		燃やせないごみ	一般家庭から出る鍋・ヤカンなどの金属類、茶碗・皿・花瓶などの陶磁器類、電球、鏡、傘、板、耐熱ガラス、コップ、じょうろ、プランター、おもちゃ、バケツ、ハンガー、ポリ缶、金属製のフタ・キャップなど
		粗大ごみ	指定袋に入らないもので、長さ 2m 以下、重さ 60kg 以下のもの
		がれき類	一般家庭から出たコンクリート類、瓦類、レンガ類
		蛍光灯・乾電池	一般家庭から出る蛍光灯、水銀使用品、乾電池
	資源ごみ	ビン類	一般家庭から出る酒・ビールビン、栄養ドリンクビン、しょうゆビン、ソースビン、化粧品ビン、その他のビン
		カン類	一般家庭から出るジュース缶、ビール缶、菓子缶・食用油缶、その他のスチール缶及びアルミ缶、カセットボンベ、スプレー缶
		ペットボトル	一般家庭から出るペットボトル（PET1 材質表示マークのあるもの）
		白色トレイ	一般家庭から出る白色食品トレイ
		小型家電	携帯電話・PHS、パソコン、カメラ、電話機、録画・再生装置、音響機器、記憶媒体、電子書籍、健康グッズ、理容機器、ゲーム機、カー用品などのうち回収ボックスに入るもの
インクカートリッジ	一般家庭から出るプリンタのインクカートリッジ		

表 3-2 分別区分（令和 7 年度）

(4) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者（事業者）の責任においてクリーンプラザ中濃へ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し処理します。

なお、少量のごみであれば、指定の事業系ごみ袋を購入してごみステーションに出すことができます。

(5) 処理しないごみ

本市が処理しないごみは、表 3-3 に示すとおりです。

種類	処理方法
消火器、バッテリー、プロパンガスボンベ、原動機付自転車、自動二輪車、トラクター、農機具、農薬、ピアノ、耐火金庫、廃油類など	購入した販売店等にお尋ねください。
大型ごみで長さ約 2m、重さ約 60kg を超えるもの、一時多量ごみなど	クリーンプラザ中濃へ直接搬入するか、一般廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼してください。
タイヤ、パレット	購入した販売店等に尋ねるか、処分業の許可を有する業者へ依頼してください。
産業廃棄物、請負工事等での出るごみ	産業廃棄物として適正処理してください。
感染性一般廃棄物	感染性一般廃棄物に係る許可を有する業者へ依頼してください。

表 3-3 市が処理しないごみの例

(6) 収集・運搬

本市における令和 7 年度の収集・運搬体制は、表 3-4 に示すとおりです。

表 3-4 収集・運搬体制（令和 7 年度）

分別区分	収集形態	収集方法	収集回数	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	直営・委託	ステーション収集	週 2 回
	燃やせないごみ	直営・委託	ステーション収集	月 1 回
	粗大ごみ	直営・委託	戸別収集 ステーション収集	月 1 回
	蛍光管・乾電池	直営	拠点回収	随時
資源ごみ	ビン類	委託	ステーション収集	月 1 回
	カン類	委託	ステーション収集	月 1 回
	ペットボトル	委託	ステーション収集	月 1 回
	白色トレイ	委託	ステーション収集	月 1 回
	小型家電	直営	拠点回収	随時
	インクカートリッジ	直営	拠点回収	随時

表 3-5 拠点回収施設（令和 7 年 10 月現在）

回収場所
環境課（関市役所）、西部支所、洞戸事務所、板取事務所、武芸川事務所、 武儀事務所、上之保事務所、わかくさ・プラザ学習情報館、洞戸ふれあいセンター、 板取ふれあいセンター、武芸川生涯学習センター、武儀生涯学習センター、 上之保生涯学習センター ※施設ごとで回収品目が異なります。

(7) 中間処理

本市の一般廃棄物を処理している中間処理施設及び処理方法は、表 3-6 及び表 3-7 に示すとおりです。

表 3-6 中間処理施設の概要

名称	クリーンプラザ中濃		
	ガス化熔融施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
所在地	関市下有知字赤谷 5960 番地		
建物延面積	13,158m ²	962.62m ²	3,820m ²
使用開始年	平成 15 年度	平成元年度	平成 15 年度
処理能力	168t/24h	50t/5h	12t/日
処理方式	流動床式 ガス化熔融炉	衝撃剪断堅型 回転破碎方式	主に手選別
処理対象物	燃やせるごみ	燃やせないごみ 粗大ごみ	資源ごみ

表 3-7 処理方法

区分	処理・資源化の方法
燃やせるごみ	・ガス化熔融施設で焼却処理を行い、スラグなどは再生業者に引き渡し、残渣は場内の最終処分場で埋立処分を行います。
燃やせないごみ 粗大ごみ	・粗大ごみ処理施設で破碎・選別を行い、鉄及びアルミは再生業者に引き渡し、その他の可燃物はガス化熔融施設で処理を行います。
がれき類	・クリーンプラザ中濃で一時保管された後、分別業者に引き渡します。
乾電池・蛍光管	・クリーンプラザ中濃で一時保管された後、水銀含有製品の処理を行う専門業者に引き渡します。
資源ごみ	・ビン類、カン類、ペットボトル、白色トレイは、リサイクルプラザで選別・圧縮処理が行われ、素材別に再生業者に引き渡します。 ・小型家電は、国の認定事業者引き渡します。 ・インクカートリッジは拠点で回収した後、再生業者に引き渡します。

(8) 最終処分

クリーンプラザ中濃で中間処理された後の残渣は、場内の最終処分場で埋め立てられています。

クリーンプラザ中濃の保有する最終処分場の概要は、表 3-8 に示すとおりです。

表 3-8 最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	関市下有知字赤谷 5960 番地
埋立面積	16,300m ²
埋立容量	125,700m ³
残余容量	39,320m ³ (令和 7 年 3 月現在)
埋立期間	昭和 58 年 4 月～令和 32 年 3 月 (予定)
汚水処理施設	凝集沈殿方式

3. ごみ・資源量の推移

本市における過去10年のごみ排出量、中間処理量、資源化量及び最終処分量の推移は、表3-9に示すとおりです。

表3-9 ごみ排出量・処理量の推移

項目	和暦	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6			
	西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024			
	単位	実績												
行政区域内人口(計画収集人口)	人	90,978	90,302	89,507	89,107	88,380	87,315	86,510	85,738	84,863	84,168			
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	959	970	942	956	956	925	870	865	822	817			
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	539	551	523	542	548	589	556	545	508	504			
事業系ごみ排出量	t/年	10,143.0	10,311.9	10,465.8	10,508.7	10,421.9	9,073.6	8,481.0	8,300.2	8,256.3	8,277.2			
資源化率	%	20.9	18.5	18.9	18.5	17.5	14.6	13.2	14.4	13.9	12.7			
最終処分量	t/年	980.5	1,624.1	781.5	1,320.6	918.8	961.6	724.3	810.0	676.1	735.2			
ごみ総排出量	t/年	31,921.6	31,974.4	30,759.9	31,101.3	30,915.7	29,490.5	27,469.0	27,062.1	25,518.4	25,099.6			
年間排出量	生活系ごみ	t/年	21,778.6	21,662.5	20,294.1	20,592.6	20,493.8	20,416.9	18,988.0	18,761.9	17,262.1	16,822.4		
	家庭系ごみ	t/年	17,963.8	18,145.8	17,077.2	17,620.3	17,737.9	18,782.6	17,543.8	17,064.8	15,782.9	15,496.0		
	燃やせるごみ	t/年	15,388.6	15,472.2	14,753.6	14,893.4	14,842.7	15,076.9	14,775.3	14,483.3	13,628.1	13,451.4		
	燃やせないごみ	t/年	1,797.0	1,988.0	1,676.0	1,993.5	1,929.0	2,487.1	1,718.5	1,623.1	1,288.1	1,152.7		
	粗大ごみ	t/年	748.0	656.2	614.6	687.3	921.7	1,175.5	1,007.7	922.4	830.3	855.6		
	がれき類	t/年	22.2	20.4	23.0	37.1	39.5	39.5	37.2	29.2	28.5	27.3		
	有害ごみ	t/年	8.0	9.0	10.0	9.0	5.0	3.6	5.1	6.8	7.9	9.0		
	蛍光管	t/年	8.0	9.0	10.0	9.0	5.0	1.2	1.4	1.4	1.5	1.6		
	乾電池	t/年	-	-	-	-	-	2.4	3.7	5.4	6.4	7.4		
	資源ごみ	t/年	1,911.7	1,707.6	1,577.0	1,485.0	1,350.0	753.8	715.9	690.6	659.4	635.6		
	ビン類	t/年	568.2	550.1	520.3	503.9	462.4	464.7	439.4	431.6	411.4	389.7		
	カン類	t/年	167.2	152.6	144.7	141.4	136.0	138.1	119.7	117.8	102.6	109.1		
	ペットボトル	t/年	170.8	161.4	150.7	142.5	129.9	126.0	132.5	120.1	125.9	123.3		
	トレイ	t/年	28.4	26.2	23.6	26.3	25.2	18.0	18.4	16.5	15.4	8.7		
	小型家電	t/年	3.7	3.1	3.0	3.7	4.5	7.0	5.9	4.6	4.1	4.8		
	段ボール	t/年	253.4	221.9	183.4	173.7	155.9	-	-	-	-	-		
	新聞	t/年	455.4	374.9	356.5	314.9	268.9	-	-	-	-	-		
	雑誌	t/年	226.1	183.2	166.6	153.5	144.3	-	-	-	-	-		
	紙バック	t/年	6.1	5.7	5.6	5.8	5.6	-	-	-	-	-		
	古着	t/年	32.4	28.5	22.6	19.3	17.3	-	-	-	-	-		
	集団資源回収	t/年	1,903.1	1,809.1	1,639.9	1,487.3	1,405.9	880.5	728.3	1,006.5	819.8	690.8		
	段ボール	t/年	345.8	351.0	316.6	290.8	273.9	202.3	175.7	249.3	226.0	200.4		
	新聞	t/年	1,098.0	1,006.7	923.5	817.4	768.1	420.7	338.9	480.8	360.2	292.1		
	雑誌	t/年	444.5	436.3	385.6	364.4	345.4	247.1	205.9	264.7	223.9	190.2		
	紙バック	t/年	12.8	12.2	12.3	12.6	14.4	7.6	6.3	9.4	8.0	6.6		
	シュレッダー	t/年	2.0	3.0	1.9	2.1	4.1	2.8	1.5	2.3	1.6	1.6		
	事業系ごみ	t/年	10,143.0	10,311.9	10,465.8	10,508.7	10,421.9	9,073.6	8,481.0	8,300.2	8,256.3	8,277.2		
燃やせるごみ	t/年	8,765.5	8,947.7	9,245.5	9,251.7	9,193.0	8,245.9	7,899.9	7,764.7	7,793.5	7,839.9			
燃やせないごみ	t/年	943.3	903.0	835.3	906.4	902.1	614.8	443.1	435.4	417.2	390.9			
粗大ごみ	t/年	409.8	436.6	350.1	327.9	290.0	176.2	116.6	74.4	19.0	22.4			
資源ごみ(剪定枝)	t/年	24.4	24.6	34.9	22.7	36.8	36.7	21.4	25.7	26.6	24.0			
中間処理	処理量	t/年	27,468	27,953	26,969	27,580	27,136	26,335.6	25,115.5	25,358.3	23,448.5	23,003.3		
	資源化	炉底アルミ	t/年	68	76	55	61	55	55.8	43.6	44.1	36.1	36.8	
		炉底鉄	t/年	80	91	81	130	110	114.9	82.6	77.2	65.3	69.5	
		スラグ	t/年	1,165	533	978	928	916	972.2	787.3	676.0	812.8	761.0	
		処理灰	t/年	830	845	793	934	838	836.0	694.7	715.4	651.5	648.2	
	最終処分	炉底不適合物	t/年	675	730	543	663	644	673.5	489.7	549.2	464.0	492.1	
		炉底砂	t/年	283	282	216	310	236	248.6	197.4	231.6	183.6	215.8	
		処理灰	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		スラグ	t/年	0	592	0	311	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	粗大ごみ処	処理量	t/年	3,928	4,016	3,505	3,940	4,065	4,476.1	3,310.4	3,077.5	2,578.3	2,450.7	
		可燃物・破砕砂	t/年	3,267	3,496	2,939	3,407	3,077	2,992.7	2,415.8	3,090.5	1,994.5	1,686.8	
		資源化	鉄	t/年	692	812	646	693	662	644.7	532.9	639.6	442.0	308.4
			アルミ	t/年	0	0	0	10	14	16.0	15.9	18.9	12.6	11.2
	蛍光管	t/年	0	0	0	4	6	6.0	6.0	8.0	6.0	5.0		
	プリアサ	処理量	t/年	935	890	839	814	754	746.8	710.0	686.0	655.3	630.8	
中間処理後		t/年	47	37	31	27	23	20.1	24.5	19.8	32.4	25.2		
資源化	不燃物残渣	t/年	30	32	29	25	22	22.5	24.5	22.2	23.7	29.1		
	資源化量	t/年	6,680.9	5,904.8	5,812.1	5,760.9	5,398.6	4,320.0	3,631.9	3,906.7	3,535.5	3,190.5		
	資源ごみ	t/年	1,911.7	1,707.6	1,577.0	1,485.0	1,350.0	753.8	715.9	690.6	659.4	635.6		
	資源集団回収	t/年	1,903.1	1,809.1	1,639.9	1,487.3	1,405.9	880.5	728.3	1,006.5	819.8	690.8		
	事業系資源ごみ	t/年	24.4	24.6	34.9	22.7	36.8	36.7	21.4	25.7	26.6	24.0		
	ガス化溶融施設・資源化量	t/年	2,143.0	1,544.1	1,906.1	2,052.3	1,919.2	1,978.9	1,608.2	1,512.7	1,565.7	1,515.5		
	粗大ごみ処理施設・資源化量	t/年	698.7	819.4	654.2	713.6	686.7	670.1	558.1	671.2	464.0	324.6		
最終処分	最終処分量	t/年	980.5	1,624.1	781.5	1,320.6	918.8	961.6	724.3	810.0	676.1	735.2		
	がれき類	t/年	22.2	20.4	23.0	37.1	39.5	39.5	37.2	29.2	28.5	27.3		
	ガス化溶融施設・最終処分量	t/年	958.3	1,603.7	758.5	1,283.5	879.3	922.1	687.1	780.8	647.6	707.9		

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 3-3 に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者等によって排出される全ての一般廃棄物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、民間事業者による資源回収（スーパーの資源回収や、古紙回収ボックスなど）や事業者の独自処理、市民による自家処理（生ごみの減量化等）によって、減量化や資源化が行われているものについては、実数として捉えることが困難な「潜在ごみ」であることから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源ごみと資源集団回収で集められた資源を除いた、処理・処分が必要な燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、がれき類、蛍光管・乾電池を「家庭系ごみ」とします。

ごみ総排出量は、人口と強い正の相関があり、人口が減るとごみ総排出量も減ります。このため、ごみ総排出量ではごみ減量の取り組みによる効果が分かりにくくなるため、国は「1人1日あたりのごみ総排出量」及び「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」を目標項目として設定しています。なお、前期計画では「1人1日あたりのごみ総排出量」、「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」を目標項目として設定しました。

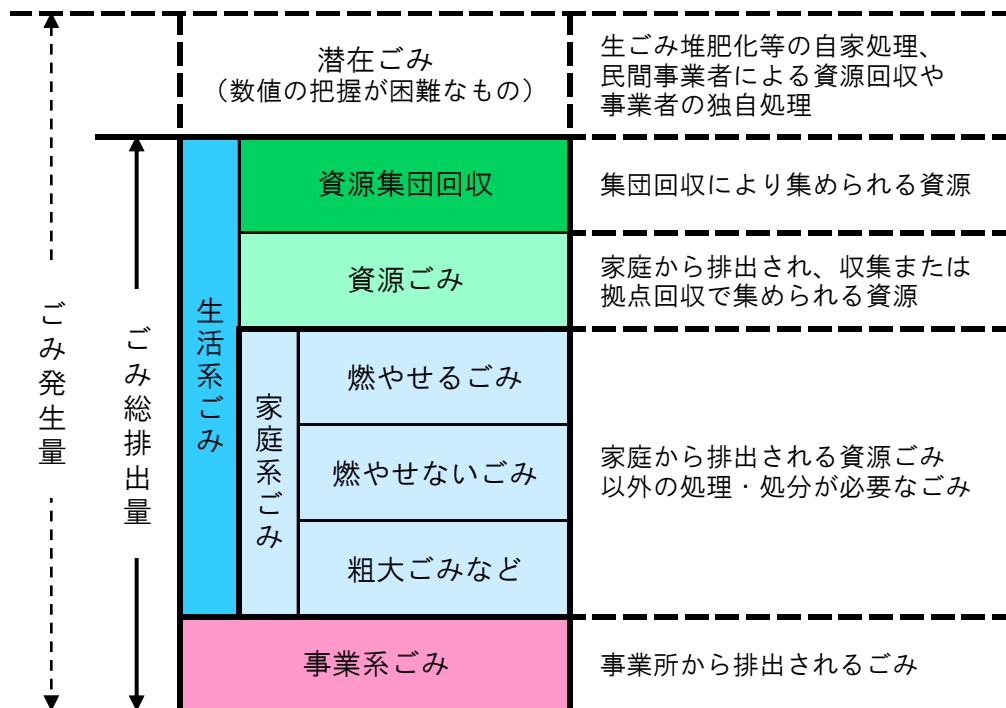


図 3-3 ごみ排出区分の定義

(2) ごみ総排出量

過去 10 年間のごみ総排出量及び 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、図 3-4 のとおりです。ごみの総排出量、1 人 1 日あたりのごみ総排出量ともに横ばいで推移していましたが、令和 2 年度以降は減少傾向にあります。

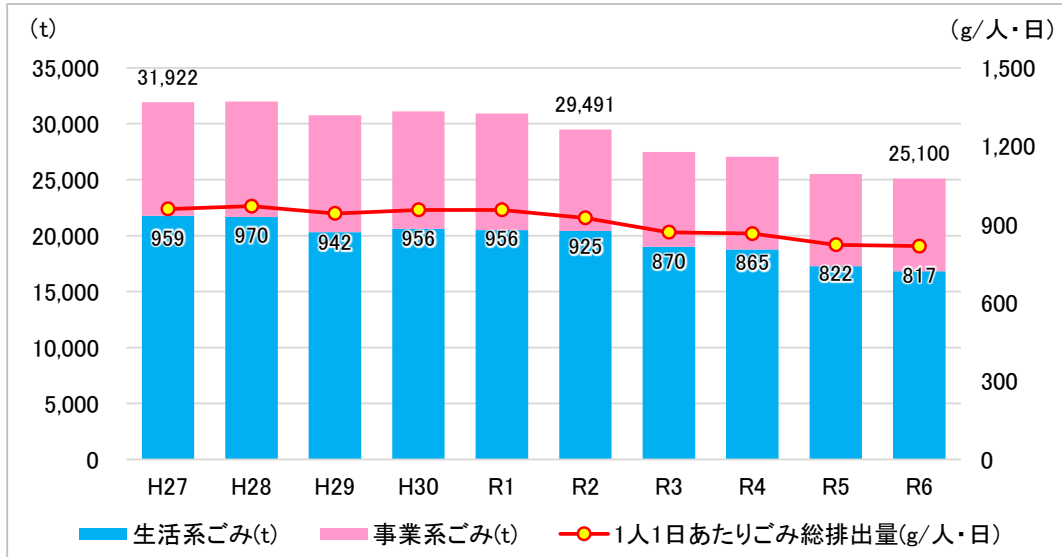


図 3-4 ごみ総排出量の推移

(3) 生活系ごみ排出量

家庭から出るごみの量である生活系ごみ排出量の推移は、図 3-5 に示すとおりです。

平成 28 年 4 月に家庭ごみの有料化を行い、一時的に排出量が減ったものの、平成 30 年から増加に転じていましたが、令和 2 年度以降は再び減少傾向にあります。また、資源を含む家庭から出るすべてのごみである「1 人 1 日あたり生活系ごみ排出量」、資源を除く処理・処分を必要とする「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」についても同様の傾向です。

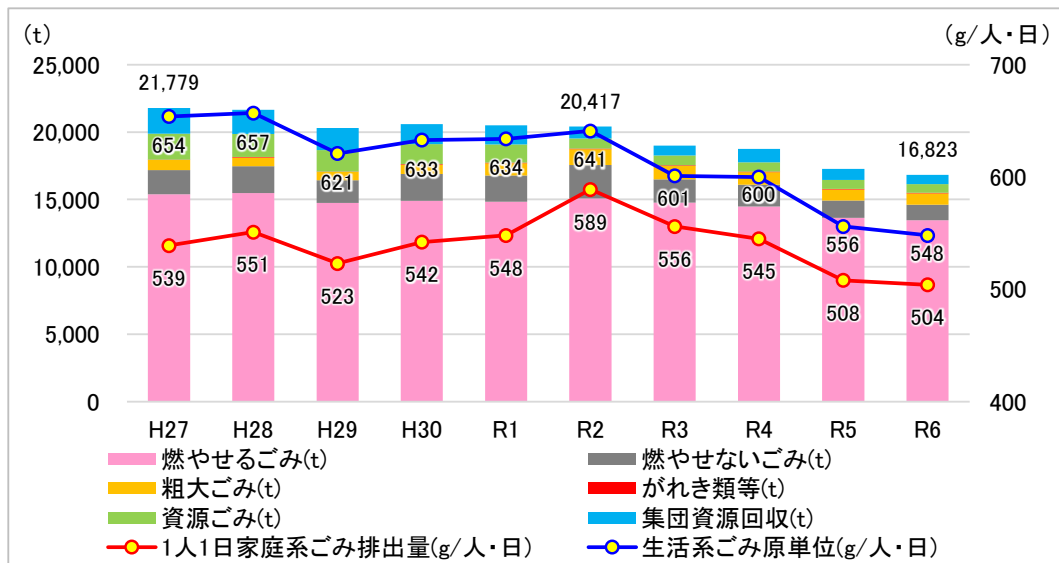


図 3-5 生活系ごみ排出量の推移

(4) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 3-6 に示すとおりです。

事業所から出るごみの量は、景気の変動により増減がありますが、コロナ禍までは増加傾向にありました。しかし、令和 3 年から令和 5 年にかけて多量排出事業者に対し減量計画書の提出を求めるなど指導を行った効果により排出量が低く抑えられています。

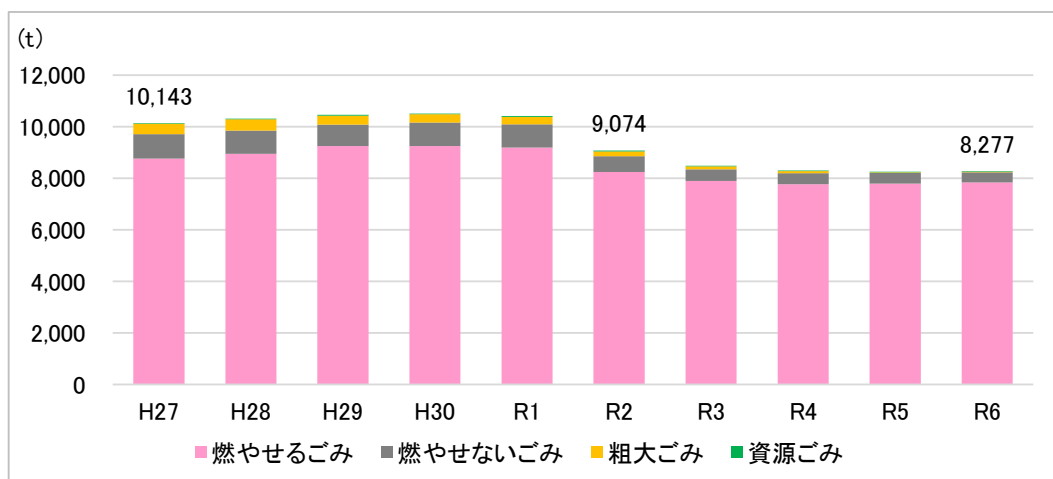


図 3-6 事業系ごみ排出量の推移

(5) 資源化量・資源化率

資源化量および資源化率の推移は、図 3-7 に示すとおりです。

資源ごみ、資源集団回収のいずれも減少しているため、資源化率は大きく減少しています。これは、古紙などの民間回収ボックスが多く設置されたことにより、資源ごみや資源集団回収に出される量が減り、市が把握できる資源の量が減ったことが要因です。

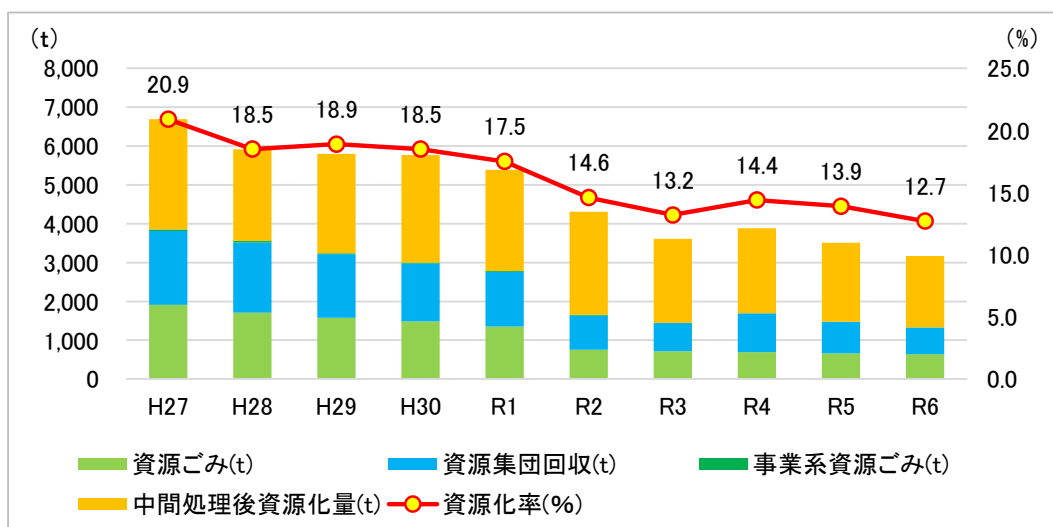


図 3-7 資源化量・資源化率の推移

4. 前期計画の総括

(1) 目標達成状況

① 目標項目

前期計画に示された令和7年度の目標値及び目標達成時の排出量の予測と令和6年度の実績は、表3-10のとおりです。

項目	実績 (R6)	目標 (R7)	備考
1人1日あたり ごみ総排出量	817g	916g	R1 から 139 g 減量
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	504 g	507 g	R1 から 44 g 減量
事業系ごみ排出量	8,277 t	10,119 t	R1 から 2,145 t 減量

表 3-10 前期計画の目標と実績

② 1人1日あたりごみ総排出量（数値目標）

1人1日あたりごみ総排出量は、令和7年度の目標値を十分に達成できる見込みです。

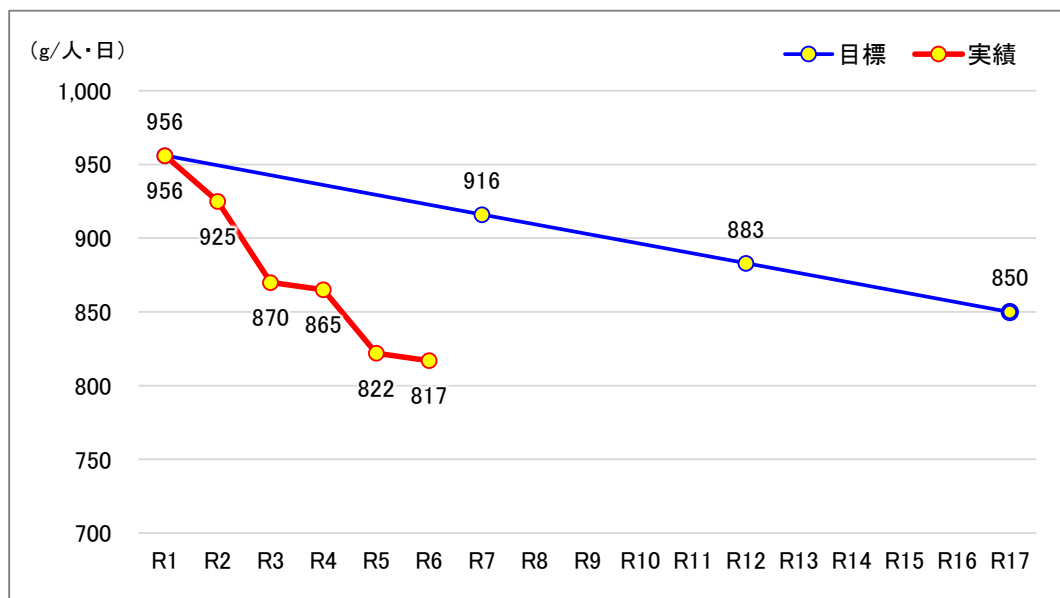


図 3-8 1人1日あたりごみ総排出量の目標と実績

③ 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、令和7年度の目標値が507グラム、令和6年度の実績が504グラムと目標を下回り、目標を達成できる見込みです。

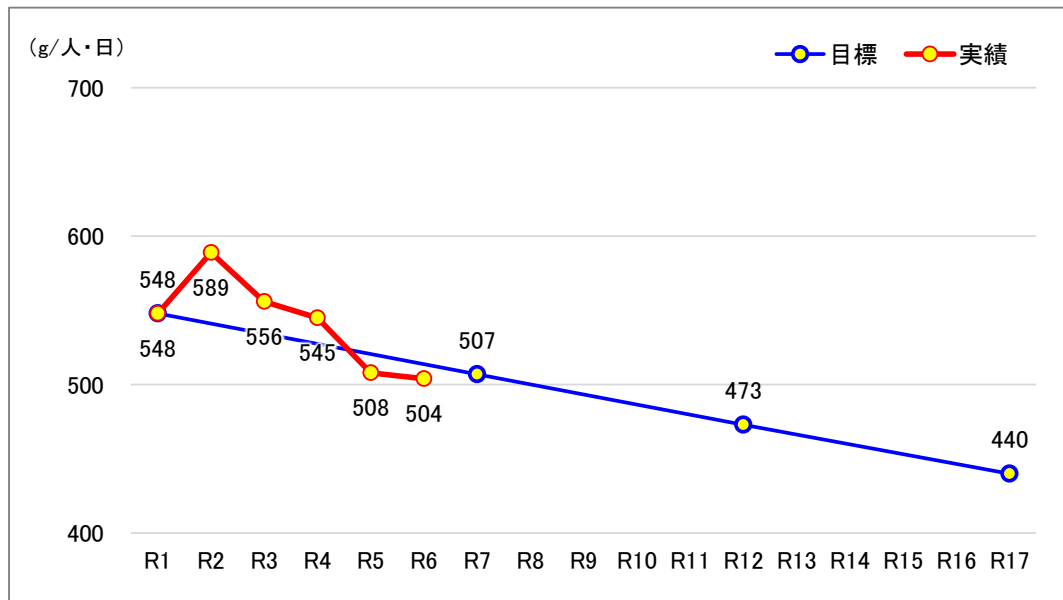


図 3-9 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の目標と実績

④ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、令和3年から令和5年にかけて多量排出事業者に対し減量計画書の提出を求めるなど指導を行った効果により排出量が低く抑えられており、令和7年度の目標値を十分に達成できる見込みです。

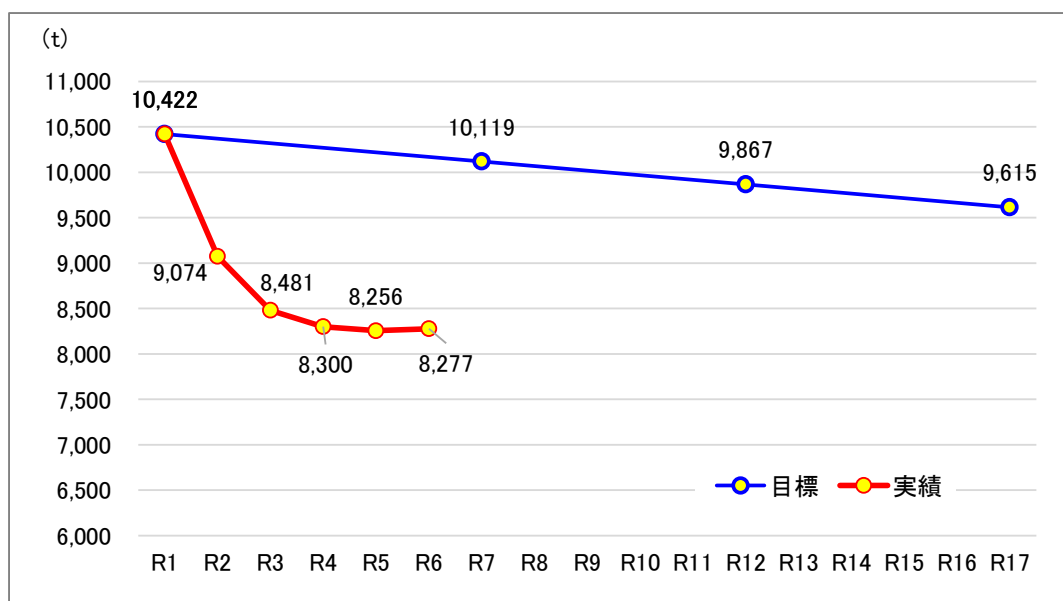


図 3-10 事業系ごみ排出量の目標と実績

⑤ 資源化率（モニター指標）

資源化率は、令和元年度の 17.5%と比較すると令和 6 年度は 12.7%と 5 ポイント近く減少しています。

これは古紙類のステーション回収廃止に伴い、集団回収でなく民間業者の設置した 24 時間出すことのできる古紙回収ボックスへ出す人が増え、市の把握できる古紙の量が減少したことが原因です。

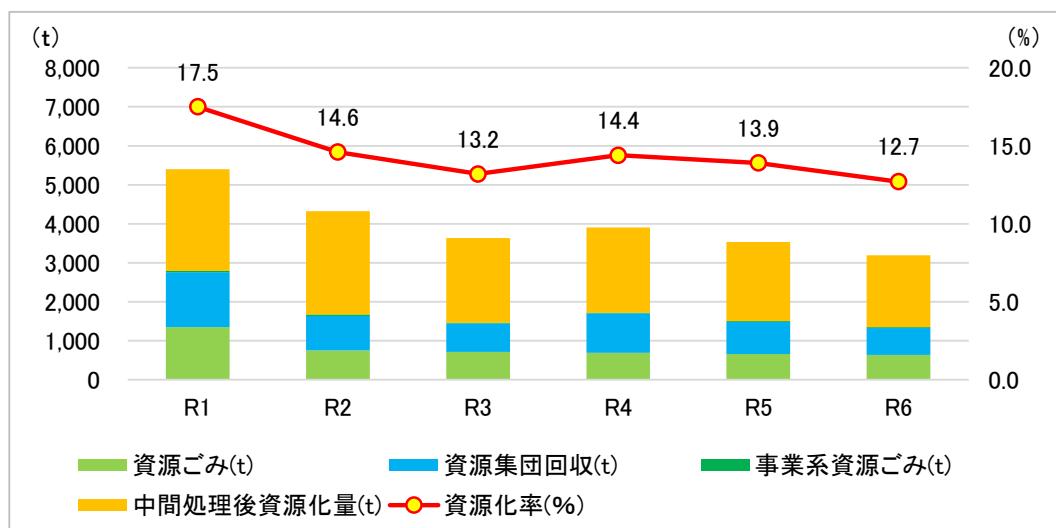


図 3-11 資源化率の推移

⑥ 最終処分量（モニター指標）

最終処分量のほとんどは、クリーンプラザ中濃の中間処理後に処分される量であり、最終処分率は 3%程度で推移しています。

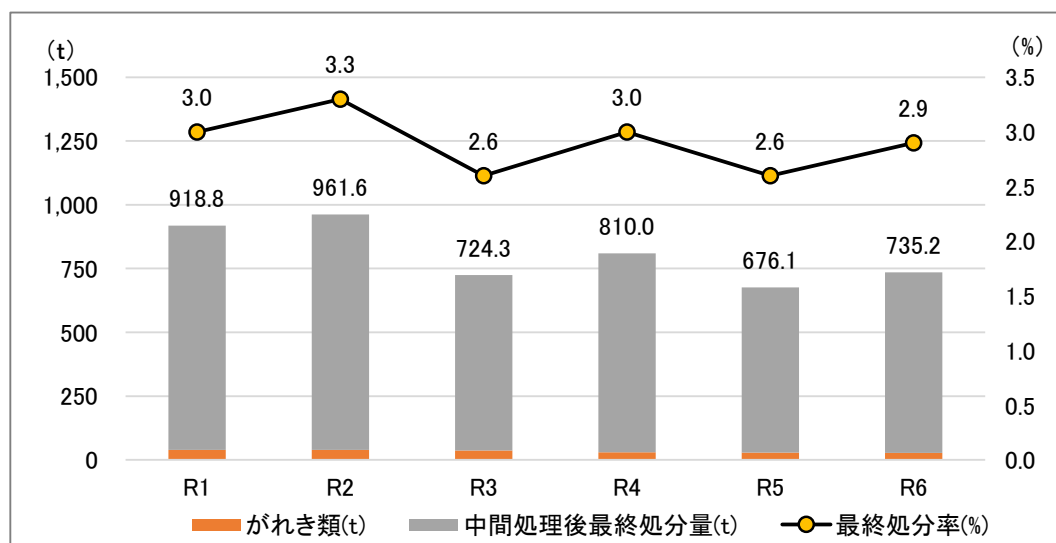


図 3-12 最終処分量の推移

⑦ 市民1人あたりごみ処理費用（モニター指標）

ごみ処理経費は年々増加しています。人口の減少に伴い1人あたりのごみ処理費用はそれ以上の割合で増加しています。

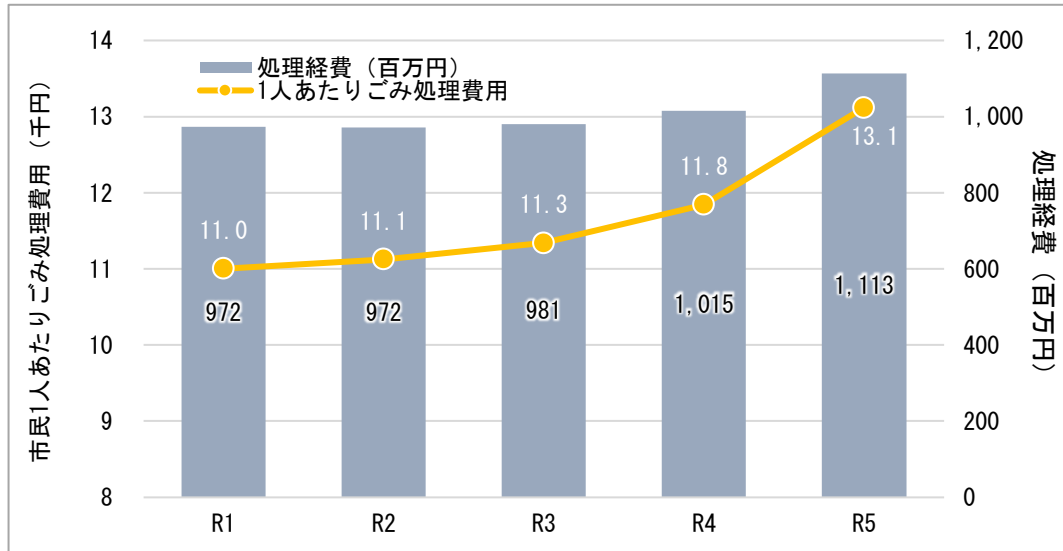


図 3-13 ごみ処理経費の総額と1人あたりごみ処理費用（千円）

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人件費	94,739	100,541	109,421	112,045	116,819
処理費	17,831	20,179	23,103	29,175	23,709
車両等購入費	10,868	10,868	8,152	0	8,195
委託費	154,027	157,346	158,780	171,234	171,944
組合分担金	667,460	667,480	667,890	691,029	781,799
その他	27,461	15,178	13,532	11,964	10,796
合計	972,386	971,592	980,878	1,015,447	1,113,262

表 3-11 ごみ処理経費の内訳（千円）

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

⑧ 市民1人あたりごみ袋使用枚数（モニター指標）

市民1人あたりごみ袋使用枚数の推移は以下に示すとおりであり、コロナ禍による外出自粛などで販売枚数が減少した令和2年度を除き概ね横ばいです。

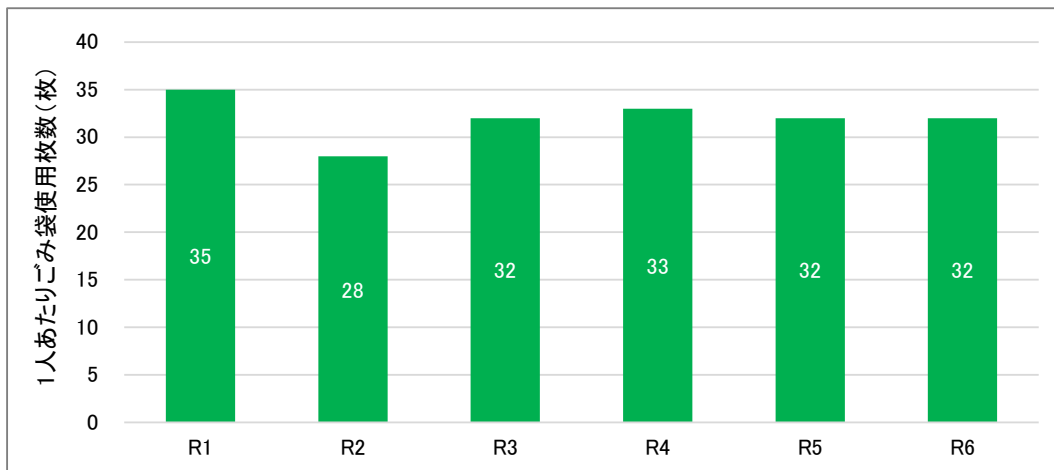


図 3-14 市民1人あたりごみ袋使用枚数の推移

⑨ 資源集団回収団体数（モニター指標）

資源集団回収団体数は、コロナ禍により令和3年度、令和4年度の活動自粛により減少しましたが、令和5年度にはコロナ禍前の水準に回復しています。

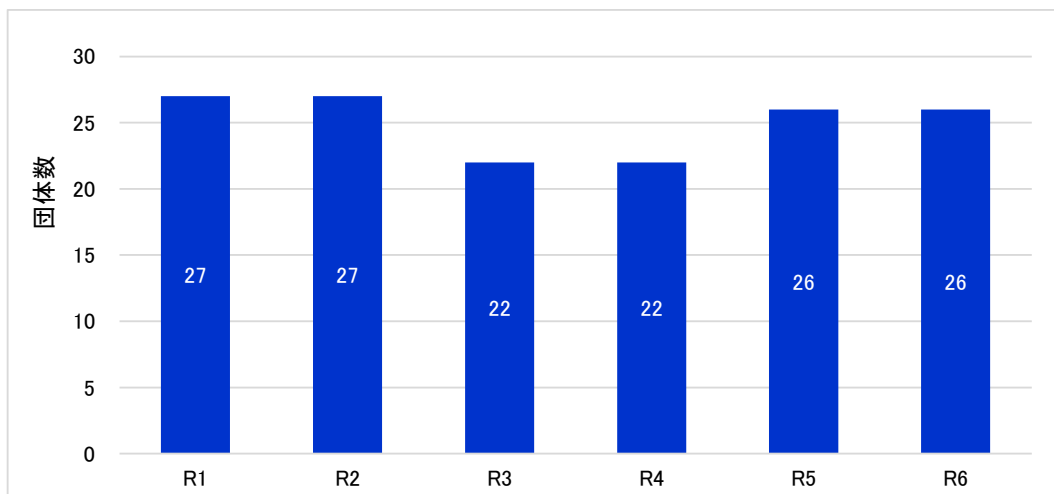


図 3-15 資源集団回収団体数の推移

(2) 施策の実施状況

前期計画に示された施策の実施状況は、表 3-12 に示すとおりです。

※：評価の基準、○：実施、△：一部実施、×：未実施、-：該当なし

表 3-12-1 施策一覧（啓発）

施策	内容	実績	評価
環境学習の推進	ごみや環境問題を身近なものとして捉えられるように、学校においてごみが環境に与える影響について学ぶ機会の充実を図ります。	環境フェア、環境講座を開催し、小中学生が楽しみながらごみについて学ぶ機会の充実を進めました。 令和 6 年度：食品ロス削減事業 2 回実施 対象：市内小学 4、5、6 年生、中学 1、2 年生	○
生涯学習講座の充実	ごみとリサイクルについての出前講座など、地域において、ごみや環境問題の認識を深めます。	外国人研修会、地域の会合などで、ごみ出しについての出前講座を開催しました。 出前講座実施回数 令和 6 年度：3 回	○
環境フェアの周知・参加促進	環境フェアの周知や参加を促し、ごみ減量や資源化の意識啓発を行います。	広報誌、ホームページ、メール配信、チラシなどで環境フェアへの参加を呼びかけました。ブースの設営やパネル展示などで意識啓発を行いました。 令和 6 年度 来場者：1,800 人 参加団体：42 団体 環境宣言記入数：522 枚	○
海洋プラスチック問題の啓発	山、川、海へとつながる水の流れを通じて、海へごみが流れ出ることを防ぐため、ごみの適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止の啓発を行います。	広報誌、環境講座での啓発に加え、夏季の板取川上流ではバーベキュー等の川遊び客へポイ捨て防止を呼びかけました。また、板取川流域環境パトロール事業として、板取、洞戸地域のまちづくり委員会に見回りやごみの回収業務を委託しています。	○

表 3-12-2 施策一覧（情報発信）

施策	内容	実績	評価
ごみ処理経費の見える化 Project 1-1	ごみ袋に処理費用を印刷する方法や、毎年広報でお知らせするなど、ごみ処理にいくら必要か市民にわかりやすく情報を提供していきます。	上半期、下半期の 2 回、広報誌にごみ処理量とその経費を掲載しました。	○
ごみ分別情報発信ツールの利用促進	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等、情報発信ツールでの普及促進を図るとともに、通知機能などによる啓発を行います	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の分別帳を拡充し、メール配信などで利用促進を呼びかけました。 令和 7 年 7 月 1 日現在登録者数：11,591 人 令和 6 年度新規登録者数：2,227 人	○
目標達成状況の公表	毎年の進捗状況を公表するだけでなく、定期的に関市広報誌などで目標の達成状況を掲載し情報を発信します。	審議会での進捗状況報告についてホームページに掲載する他、ごみ処理経費について上半期、全期分を広報誌に掲載しました。	○
多文化共生社会の地域づくり	在住外国人に対しごみ出しのサポートを行うため、ごみ分別カレンダーなどの多言語化を行います。	英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語でごみカレンダーの対訳票を作成し、在住外国人に対してごみ分別の定着を図りました。	○

表 3-12-3 施策一覧（生活系ごみの減量）

施策	内容	実績	評価
生ごみ堆肥化装置の導入促進	生ごみ処理機器購入等への補助制度の普及だけでなく適正な使用用法や長期継続使用のためのフォローアップを行います。	「生ごみ発酵促進剤購入費補助金」、「生ごみたい肥化装置等購入補助金」について広報誌で周知しています。また、年に数回堆肥化装置（グリーンダンボ君）の使い方やぼかしづくりについてのワークショップを開催しています。 令和 6 年度補助金件数 生ごみ発酵促進剤 519 個 生ごみたい肥化装置 23 件 ワークショップ開催 4 件	○
生ごみ堆肥の利用先の確保	生ごみ堆肥は、畑などの利用先がないと生ごみを処理しても使うことができません。農家・事業所等や公共施設における生ごみ堆肥の利用を進めます。	利用先についての相談があった場合には市の公共施設で利用先を探すなど個別で対応します。	△
家庭の食品ロスに関する啓発	不要な食材を買わない工夫や、家庭の台所から出る生ごみを減らすため、食べ残しをしないなど、食品ロスに対する啓発を行います。	広報誌での啓発を行いました。また、令和 6 年度には市内小中学生を対象に、家庭の食品ロスについて家族で見直すアンケート（エコポリス）を実施しました。	○

表 3-12-4 施策一覧（事業系ごみの減量）

施策	内容	実績	評価
県と連携した立ち入り指導 Projectject 5-1	多量排出事業者の実態を調査し、県と連携してごみ減量・適正排出の指導を検討します。	令和3年から令和5年にかけて1社に対し減量計画書の提出を求めて減量に取り組んでいただいた結果、現在対象となる多量排出業者はいません。指導が必要な業者が現れた場合には県と協力して対応します。	○
事業所に対する啓発 Projectject 5-2	事業所から排出される廃棄物について、適正な処理を行うようリーフレットを作成し、啓発を行います。	適正処理を呼びかけるチラシを作って商工会議所を通じて配布を行っています。	○
処理原価相当の持ち込み手数料の検討 Projectject 5-4	処理原価を大きく下回る金額となっているクリーンプラザ中濃の持ち込み手数料について、構成市とともに見直しを検討します。	燃料費等の処理費用の高騰を背景に、令和7年度から10kgあたり150円を10kgあたり200円に見直しました。	○
廃棄物減量計画書の提出要請	大量のごみを排出する事業所について廃棄物減量計画書の提出を要請します。 また、規則で定める多量排出事業者の規模についても見直しを行います。	関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則では、廃棄物減量計画書の提出対象は1日あたり平均200kg以上の一般廃棄物を廃棄する事業者に定めています。令和3年から令和5年にかけて1社に対し措置を行った結果、発生量が抑えられたため、現在対象者はありません。	○
事業所の食品ロスに関する啓発	飲食業、食品製造業・販売業等の事業者に対して、食品ロスに対する啓発を行います。	広報誌や市ホームページでの啓発を行っています。また、県から配布された食品ロス削減についての啓発チラシを商工課の窓口に配置しました。	○

表 3-12-5 施策一覧（分別区分・収集頻度の見直し）

施策	内容	実績	評価
剪定枝、雑草などの活用方法の検討	剪定枝のチップを街路樹植栽帯や道路法面などへの利用を検討します。	効果的な利用方法について情報収集に努めています。	△
バイオマス資源としての活用	食品廃棄物の飼料化・堆肥化を検討します。	関市学校給食センターでは残渣の引取りを委託しています。その後は飼料に加工されて有効利用されています。	○
燃やせないごみと粗大ごみの統一 Project 1-2	排出頻度が少なく資源ごみが含まれている等、不適正排出の要因となっている燃やせないごみの分別区分を廃止し、粗大ごみに統一します。	現在の収集量は粗大ごみに統一するには多いため、排出量の少ない地域でのみ対象とするなど検討した結果、回収箇所数・回収量を事前に把握することができないことや、回収漏れのおそれ、粗大ごみ処理手数料の変更や徴収にかかる事務手続きの煩雑さなどから現状維持することとしました。	△
プラスチックごみのリサイクル	国の動向を踏まえて、プラスチックごみのリサイクル方法について検討します。	その他容器包装プラスチック、プラスチック製品の分別収集が市の努力義務とされたため、収集方法等についてクリーンプラザ中濃、美濃市と協議しながら継続して検討を進めます。	△

表 3-12-6 施策一覧（分別しやすい仕組みづくり）

施策	内容	実績	評価
拠点回収場所の増加 Project 3-2	蛍光管、乾電池などの拠点回収場所を増やして分別しやすい環境を整えます。	休日でも回収できるよう市役所での回収を拡充しました。また、ふれあいセンターや、市内の商業施設など新たな回収場所を増やすよう検討します。	○
古紙回収ボックスの設置 Project 3-4	民間の回収ボックスが少ない地域で公共施設に古紙類の回収ボックスを設置します。	市内 13 校の小中学校 PTA により、常設の資源回収ボックスが設置されています。	○
資源収集頻度の見直し Project 3-1	ペットボトルなどの回収回数増加を検討します。	市での回収量は減少傾向であるため、スーパーマーケットなど民間の回収場所の利用を勧めています。	△

表 3-12-7 施策一覧（各主体による資源回収の促進）

施策	内容	実績	評価
フリーマーケットなどの活用	各種行事におけるフリーマーケットの導入を促進します。	例年の環境フェアで開催しています。	○
刃物の回収	岐阜県関刃物産業連合会が行う、刃物のリサイクル・リユースを広報するとともに、公共施設に回収ボックスを設置します。	商工課などが広報誌などで紹介しています。また、岐阜県関刃物産業連合会のホームページで具体的な設置場所を紹介しています。 関市内設置箇所数 21 件 全国合計設置箇所数 242 件（北海道 6 件、東北 7 件、関東 54 件、中部 82 件、関西 48 件、中国 20 件、四国 7 件、九州沖縄 18 件）	○

表 3-12-8 施策一覧（各主体による資源回収の促進）

施策	内容	実績	評価
資源ごみ集団回収事業の拡充及び周知 Project 3-3	燃やせるごみの中に含まれる資源として「雑がみ」があります。この紙類を資源化するため資源ごみ集団回収事業を拡充するとともに、いっどこで資源集団回収が行われているかわかるよう、市のホームページ等で周知します。	集団資源回収奨励金の対象品目に雑がみを追加し、集団資源回収について、たくさんの人に参加してもらうよう市のホームページ等で周知しています。	○
店舗による資源回収の支援	白色トレイやペットボトルなどを店頭で回収している店舗を紹介します。	アンケート調査を行い、結果をホームページで公表しています。	○

表 3-12-9 施策一覧（中間処理・最終処分の適正化）

施策	内容	実績	評価
県と連携した搬入検査の実施 Project 5-3	県と連携して、クリーンプラザ中濃で事業系ごみの搬入検査方法を検討します。	クリーンプラザ中濃への搬入受入の際に、現場の職員が目視、聞き取りにより事業系ごみかどうかの判断をしています。指導が必要な場合には県と連携して対処します。	○
最終処分場の適正管理	クリーンプラザ中濃の最終処分場について、中濃地域広域行政事務組合との連携により適正な管理を推進します。	クリーンプラザ中濃と連携して、適正な管理を推進しています。	○

表 3-12-10 施策一覧（不法投棄・不適正な処理の防止）

施策	内容	実績	評価
不法投棄パトロールの継続	郵便、宅配等の業者によるモニター制度を継続します。	平成 13 年に「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」を関郵便局と締結、平成 16 年に「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する覚書」を中濃森林組合と締結し、現在も継続しています。	○
不法投棄の現状の把握及び周知	不法投棄現場の現地調査を行い、不法投棄の現状を公表するとともに、パトロールの実施状況や法律・条例について周知を行います。	公表が必要となるまでの不法投棄は発生していません。未然に防止できるよう広報誌などで周知します。	○
野焼きの禁止	家庭や事業所等で行われる野焼きの禁止を徹底します。	通報を受け、直ちに現場に出向いて注意、指導を行っています。広報誌でも年に数回呼び掛けています。	○
適正処理困難物への対応	タイヤや消火器、農薬などクリーンプラザ中濃で適正に処理することが困難なごみは、市として収集・処理を行わないこととしますが、適正な処理方法や処理が可能な民間業者の紹介を行います。	処理についての情報を収集し、ごみカレンダーやホームページで周知しています。また、問い合わせがあれば、個別に処理方法を紹介しています。	○
災害廃棄物の処理	災害発生時は、平成 30 年 3 月に策定した災害廃棄物処理計画に基づき処理を行います。	令和 4 年 1 月に関市災害廃棄物処理計画を改訂しました。また、災害発生時は、計画に基づいた対応ができるよう、図上訓練などの研修を受講し、防災訓練で実際の災害を想定した訓練を実施しました。	○

表 3-12-11 施策一覧（収集体制の再構築）

施策	内容	実績	評価
地域に合わせた回収頻度・回収場所の見直し Project 2-1	燃やせないごみ、資源ごみの月 1 回の定期収集の回収頻度の見直しや、現在の燃やせないごみの回収場所の統合、地域の公共施設・集落ごとに設置した拠点場所からの回収、もしくは個別収集への段階的な移行を検討します。	実証実験として令和 5 年に武儀・上之保地域、令和 6 年に板取・洞戸地域の高齢者世帯を対象に、それぞれ 8 月から 12 月の期間毎週 1 回戸別収集を実施しましたが、費用面から実施は困難であると判断しました。	△
多様な収集体制の選択 Project 2-1	不定期に拠点収集するごみについて、市の行う様々な行政サービスと連携した収集システムを検討します。	拠点回収のごみについては、通常業務にあわせて、環境課職員が必要に応じて回収をしています。他課との連携については今後検討していきます。	△
白色トレイ収集の廃止 Project 3-1	店頭回収が行われている白色トレイについて、ステーション収集を廃止し、拠点回収及び店頭回収に出すよう啓発を行います。	減少傾向ながら一定の回収量があるため、廃止する効果について情報収集を行います。	△

表 3-12-12 施策一覧（高齢化社会のごみ処理等）

施策	内容	実績	評価
地域で支え合うごみ出しの支援 Project 4-1	ごみ出しについても地域で支え合う共助の仕組みを検討します。	成功した先進事例の情報収集を行います。	△
ふれあい収集の検討 Project 4-2	家庭から排出されるごみや資源をごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯に対し、適切な収集方法を検討します。	令和5年、令和6年に実証実験として、戸別収集を実施した結果、継続は困難であると判断しました。代替策として、令和7年度から、板取、洞戸、上之保、武儀地域のごみ出し困難者を対象に、いつでも出せるごみステーション事業を開始します。	○
福祉部門との連携 Project 4-3	ふれあい収集で訪問した家庭に異常があった場合は、福祉担当課などに連絡をとり対応します。	戸別収集の実施を見送ったため、家庭を訪問する機会はありませんが、福祉部門からの要請があれば協力します。	△
グリーン購入・契約の推進	市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、プロポーザル方式の契約では、環境に配慮した計画に対する考慮を行います。	市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行っています。また、関市環境基本計画を策定し、「地球温暖化対策」「自然共生」「資源循環」「景観美化」「環境教育」に取り組んでいます。	○

5. ごみ処理の評価と課題

(1) 一般廃棄物処理システム評価

本市のごみ処理の状況を、表 3-13 に示す 5 つの項目について岐阜県の平均値と比較・評価しました。

図 3-16 は、岐阜県を 100 とした時の本市の評価値^(注) の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの五角形の面積が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本市の評価値は、1 人 1 日あたりごみ総排出量、最終処分率および 1 人あたりごみ処理費用が岐阜県平均よりも高く、その他の項目は概ね平均的な値であり、全体として良好な評価となっています。

表 3-13 評価指標及び評価値

評価項目	単位	関市	岐阜県	評価値
1 人 1 日あたりごみ総排出量	g/人・日	822	828	100.7
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	508	491	96.5
資源化率	%	13.9	17.1	81.3
最終処分率	%	2.9	7.6	161.8
1 人あたりごみ処理費用	円/人・年	13,118	16,202	119

出典：令和 5 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 5 年度実績版）

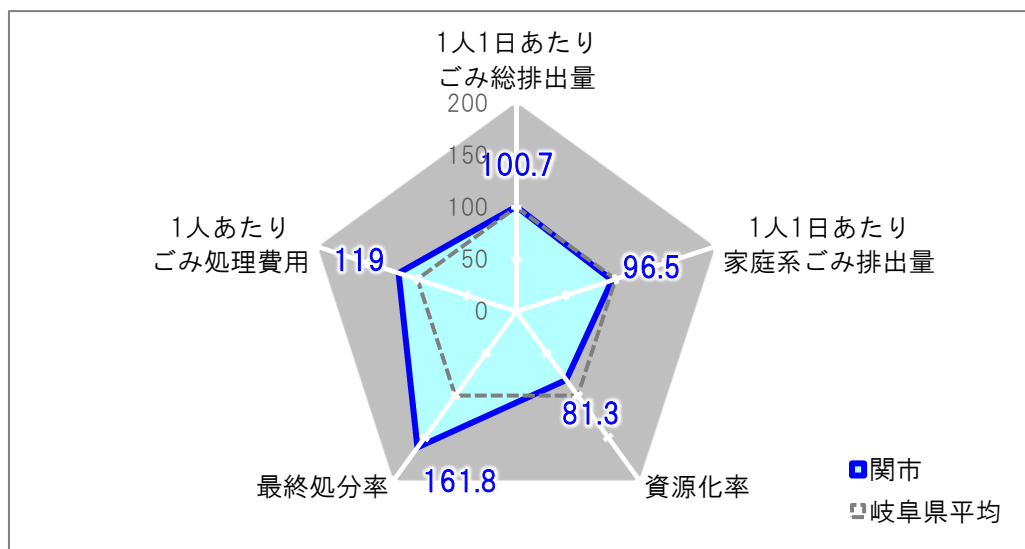


図 3-16 本市のごみ処理の評価（岐阜県平均との比較）

(注) 評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率（指数）を、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（令和 7 年 3 月・環境省）により算出しました。

(2) 地域特性に関する課題

① 人口の減少

本市の人口は、平成 22 年以降減少を続けており、関市人口ビジョン改定版（令和 5 年 3 月改定）に示された国勢調査ベースのコーホート要因法の推定では、計画満了時の令和 17 年の人口は令和 2 年から約 1 割減少し、約 7 万 2 千人になると予測されています。

少子高齢化が進み、人口が減少するとともに超高齢化社会となる地域特性に対応した収集・処理体制の整備が必要です。

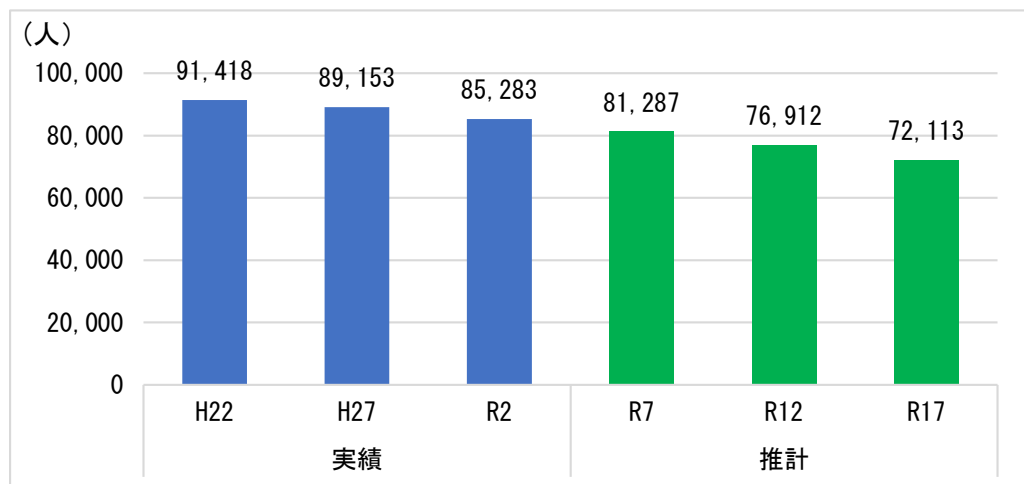


図 3-17 人口の将来推計

② 高齢者世帯の増加

国土交通省国土技術政策総合研究所によると、本市の高齢者世帯（65 歳以上が単独及び夫婦の世帯）の割合は、令和 27 年度には 35% まで上昇し 50% を超える地域もあります。超高齢化した地域に対応するため、福祉部門などと連携したごみ出しの支援が必要です。

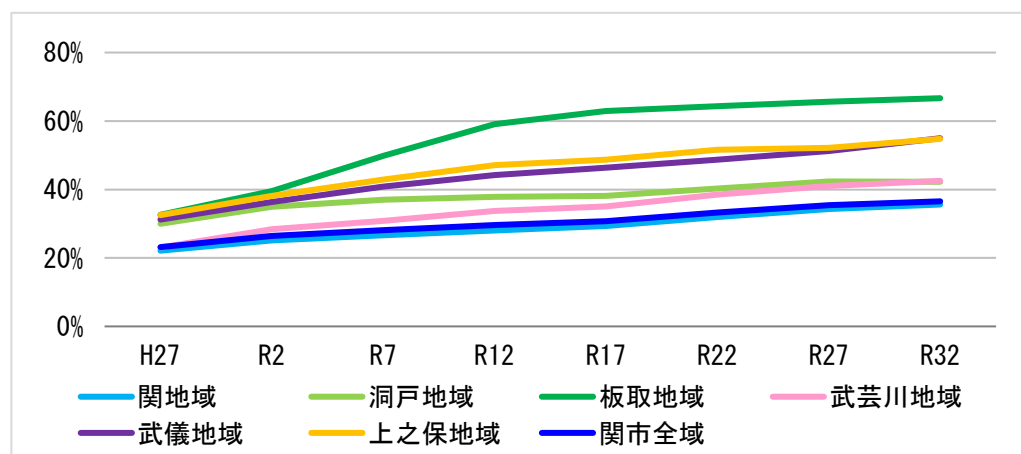


図 3-18 高齢者世帯割合の予測（出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」を用いて計算）

③ 地域格差の拡大

本市は、人口規模が大きい市中心部（関地域と武芸川地域）と、農山村部で過疎化が進む西ウイング（洞戸地域と板取地域）、東ウイング（武儀地域と上之保地域）ではその特徴に大きな違いがあります。

総面積から林野と湖沼を除いた「可住地」における人口密度を見ると、令和2年における関地域と板取地域の差は6倍ですが、20年後の令和22年には16倍以上に広がり、市中心部と西ウイング、東ウイングの差は今以上に大きくなります。

地域格差の大きい本市の特性に対応した、収集・処理体制へ移行が必要です。

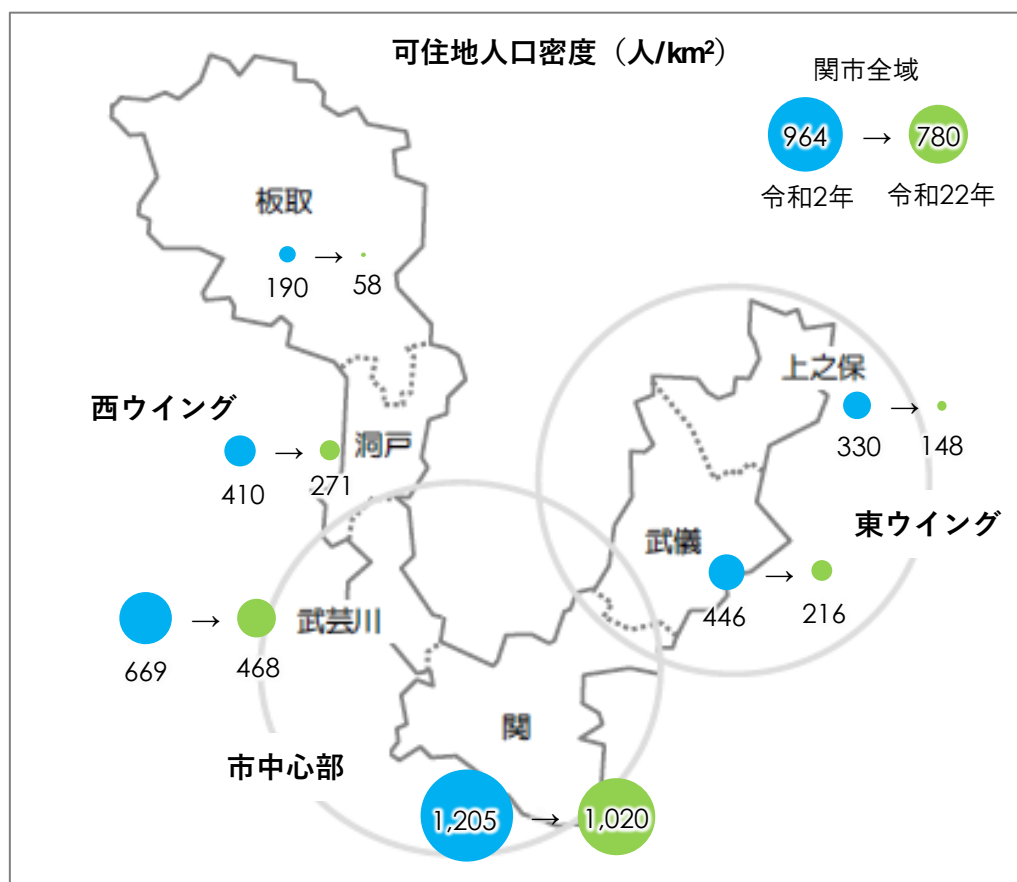


図 3-19 可住地人口密度の予測（出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」を用いて計算）

(3) 3Rの課題

① 資源化率の低下

近年、県内では民間事業者により設置された資源回収ステーション（古紙回収ボックス）が増加したことで、本市の把握できる資源（古紙）の量が減り、相対的に資源化率が減少を続けています。資源化率が市民の分別努力を表す指標として機能していないことから、新たな指標の設定が必要です。

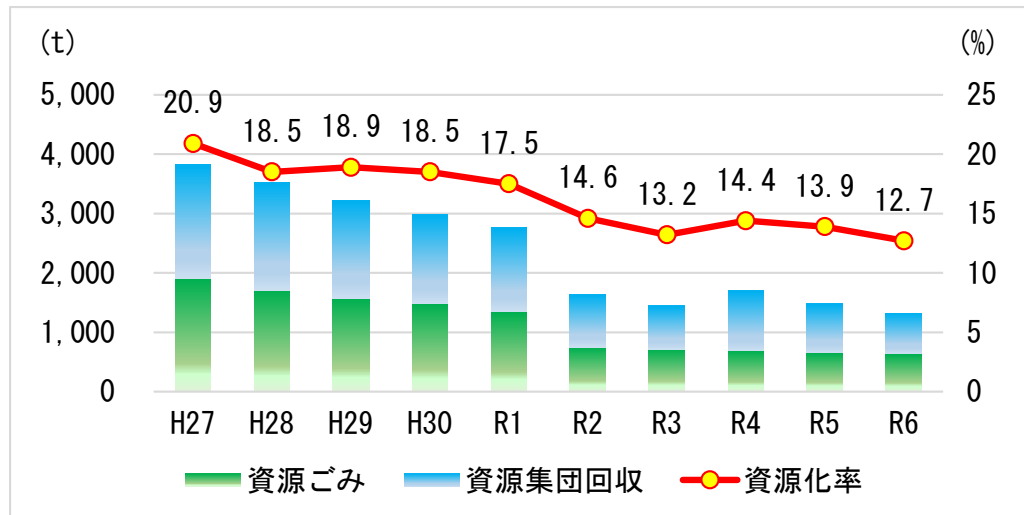


図 3-20 資源化率の推移

(4) 適正処理の課題

① ごみの不適正排出

令和元年度にごみの分別アプリ「さんあ〜る」を導入し、ごみの収集カレンダー、ホームページとあわせて、アプリを利用することでこれまで以上に収集日や分別方法を手軽に調べられるようになりました。

しかし、ゴミステーションを見てみると、燃やせるごみに空き缶が混入していたり、燃やせないごみに蛍光管が出されていたり、収集日が守られないなど、ごみの不適正排出が多く見られます。

また、路上や河川、山林などでもポイ捨てや不法投棄などが行われています。

ごみ出しのルールが守られていないと、ごみは適切に処理されません。ごみの不適正排出への対策が必要です。



② クリーンプラザ中濃の処理手数料

クリーンプラザ中濃にごみを持ち込んだ時に支払う処理手数料は 10kg あたり 200 円ですが、処理施設の運転や整備など、持ち込まれたごみの処理に係る費用は令和 5 年度の実績で 10kg あたり 436 円がかかっています。

処理手数料 (200 円/10kg) が処理費用 (436 円/10kg) を大きく下回っており、差額は税金で賄われています。

また、クリーンプラザ中濃の処理料が産業廃棄物の処理料より低額であるため、産業廃棄物が一般廃棄物に混入して持ち込まれることがあります。

事業所から出るごみの資源化を促し、ごみを減量するためにも、事業系ごみの処理手数料について処理原価相当への見直しが必要です。

(5) その他の課題

① 食品ロスの削減

2023（令和5）年度の食品ロス量推計値によれば、我が国から出る食べ残しなどの可食部分「食品ロス」は、年間約464万トンと推計されています。このうち、家庭から出る食品ロスは約233万トンもあり、家庭系の食品ロスを2030年に2000年比で50%まで削減する目標が設定されています。したがって、本市においても食品ロスを削減する施策が必要です。

② 海洋プラスチックごみ問題

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さないために、プラスチックごみの回収・適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止を進める必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念

本計画の上位計画である「第二期関市環境基本計画」では、「循環型社会の実現に向けた取組」の中で、基本目標Ⅲとして「資源を無駄なく使うまち」を掲げていることから、本計画の基本理念とします。

基本理念 資源を無駄なく使うまち

2. 基本方針

令和6年7月に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の実現に向け、循環経済への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献することを重要な方向として、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」を掲げています。これまでの資源を浪費する時代から、限りある資源を循環利用するとともに、再生可能なエネルギーを活用し、ライフスタイルの変革により持続可能な社会を築くため、以下の基本方針に従って施策を展開します。

基本方針1 廃棄物の発生抑制

家庭や事業所から出るごみの発生抑制を図るため、本市は積極的な普及啓発や情報発信を行うとともに、ごみの減量に向けた施策を実施します。

基本方針2 廃棄物の再使用・再生利用

ごみとして出されている資源の回収率を向上させるため、資源を出しやすい環境を整えるだけでなく、処理手数料の適正化を行います。

基本方針3 廃棄物の適正な処理

やむを得ず排出されるごみは、できるだけ環境に負荷を与えないように配慮しながら、適切かつ衛生的に処理を行います。

基本方針4 効率的なごみ処理体制の構築

地域の特性に合わせた効率的なごみ処理を行うため、収集区分、収集方法の見直しや、処理施設の効率的な運用を行います。また、収集においては、効率化を優先する業務と、サービスを優先する業務を明確にし、費用対効果と人員体制を考慮した上で、ごみ収集体制の見直しを行います。

3. 市民・事業者・市の役割

「資源を無駄なく使う持続可能なまち」を実現するためには、市民・事業者・市のそれぞれが「誰か」でなく、「自分の」問題としてごみを捉え、「ごみにしない」ために何ができるかを考え、捨てなければならないものは「資源」に変え、どうしても「ごみ」になるものについては環境の負荷を軽減する方法で適正な処理を選ばなければなりません。

(1) 市民の役割と行動

自らもごみの排出者であり、環境負荷を与えていること、また、持続可能な社会の担い手であることを自覚し、行動します。

(2) 事業者の役割と行動

法令を遵守するだけでなく、企業の社会的責任を重視し、環境に配慮した事業活動を行うことにより、持続可能な社会の形成に貢献します。

(3) 本市の役割と行動

廃棄物等の適正な循環利用及び処理を行うとともに、市民・事業者の持続可能な社会実現についての理解を促進し、自主的な取り組みを支援するなど、コーディネーターとしての役割を果たします。

4. 目標値と将来ごみ量

(1) 数値目標

本計画では、令和 17 年度を計画目標年度とし、基本方針に基づく重点プロジェクトと具体的な施策を実施することにより、目標の達成を目指します。

数値目標に対する考え方は、図 4-1 のとおりです。

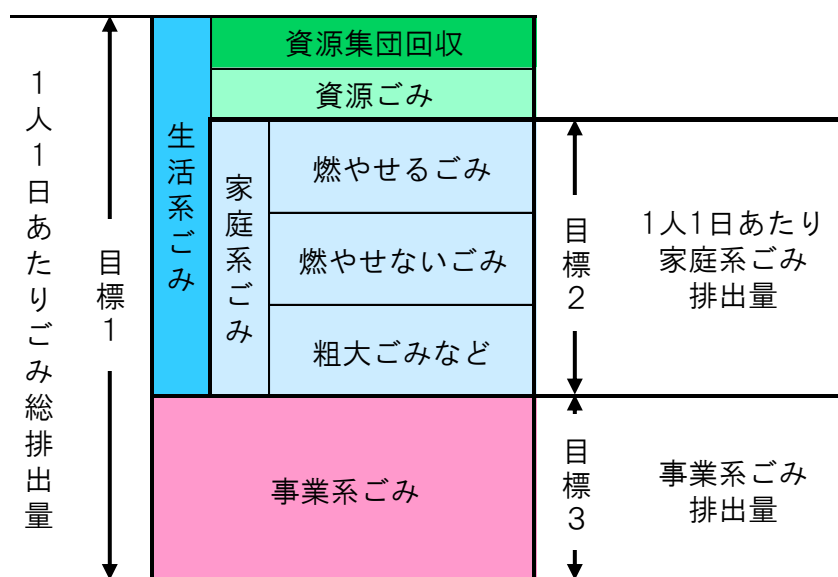


図 4-1 数値目標の考え方

目標 1 1人1日あたりごみ総排出量

本市から出る1人1日あたりごみ総排出量の目標は、前期計画に示された目標値をすでに下回っていることから、令和元年度実績から22%削減、令和6年度実績から8%削減を目指し、令和17年度に749グラムとします。

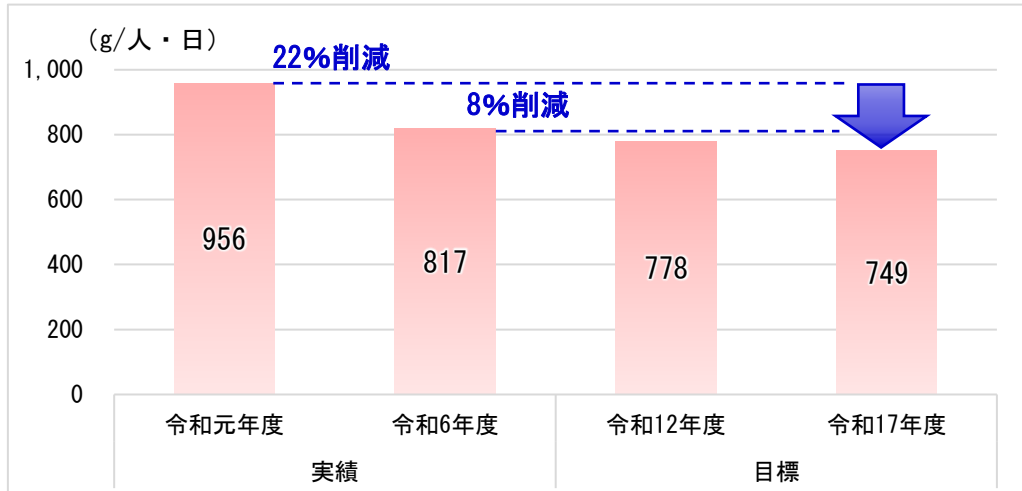


図 4-2 1人1日あたりごみ総排出量の数値目標

目標 2 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

家庭から出るごみのうち、資源を除く処理・処分を必要とするごみである家庭系ごみ排出量の目標は、前期計画の目標どおり減少していることから、令和元年度実績から20%削減、令和6年度実績から13%削減を目指し、引き続き令和17年度に440グラムとします。

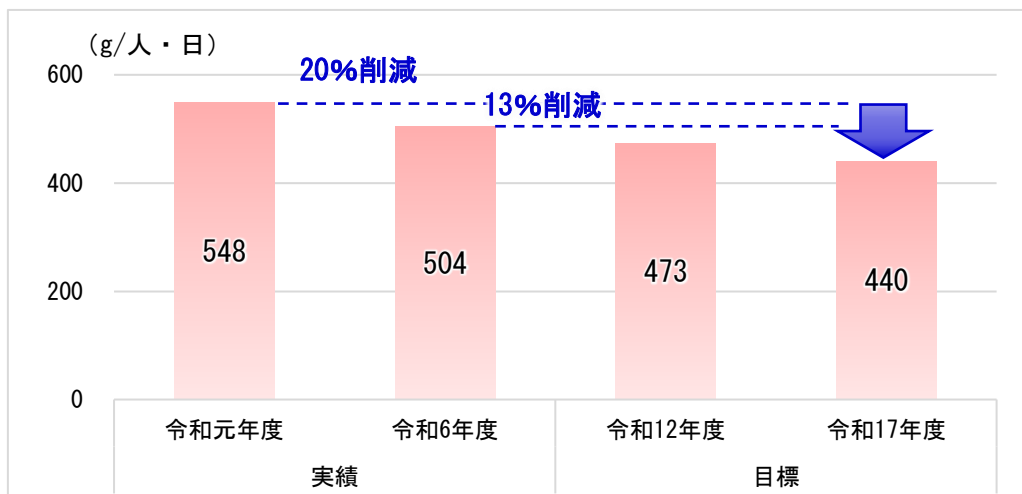


図 4-3 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の数値目標

目標3 事業系ごみ排出量

事業所から排出されるごみの量の目標は、前期計画に示された目標値をすでに下回っていることから、令和元年度実績から27%削減、令和6年度実績から9%削減を目指し、令和17年度に7,569トンとします。

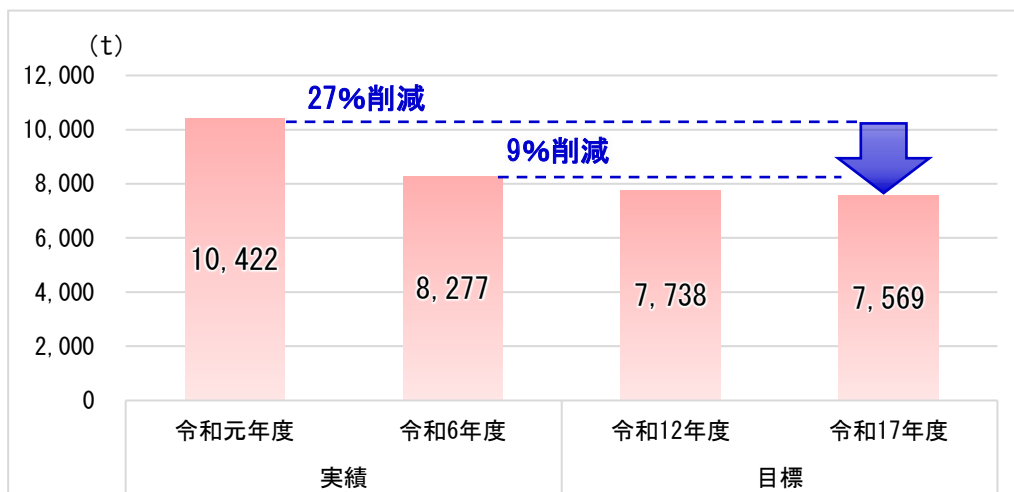


図 4-4 事業系ごみ排出量の数値目標

(2) モニター指標

本市が行う施策以外の変動要因が大きいいため、目標は定めませんが、計画の進捗状況を把握するための指標として、以下のモニター指標を定めます。

表 4-1 モニター指標

項目	算出方法
資源化率	総資源化量 ÷ ごみ総排出量
最終処分率	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
市民1人あたりごみ処理費用	ごみ処理費用 ÷ 人口
10kgあたりごみ処理費用	ごみ処理費用 ÷ ごみ総排出量
市民1人あたりごみ袋使用枚数	販売枚数をごみ袋(大)に換算して算出
資源集団回収団体数	資源ごみ集団回収事業奨励金交付団体数

(3) 人口推計

本計画の人口の将来推計は、関市人口ビジョン改定版（令和 5 年 3 月改定）に示された、住民基本台帳をベースとしたコーホート要因法による推計値を採用します。

本市の総人口は今後も減少傾向が続く見込みとなっており、2070 年には 41,733 人になると推計されています。

なお、人口ビジョンでは 5 年毎の人口予測しか行われていないため、その間の年度については、2 点間の線形補間を計算し算出しました。

本市の人口推計結果は、表 4-2 及び図 4-5 に示すとおりです。

表 4-2 人口推計結果

年	人口	備考	
R7	2025	83,575	推計値
R8	2026	82,977	計算値
R9	2027	82,048	
R10	2028	81,119	
R11	2029	80,190	
R12	2030	79,404	推計値

年	人口	備考	
R13	2031	78,332	計算値
R14	2032	77,403	
R15	2033	76,474	
R16	2034	75,545	
R17	2035	74,750	推計値

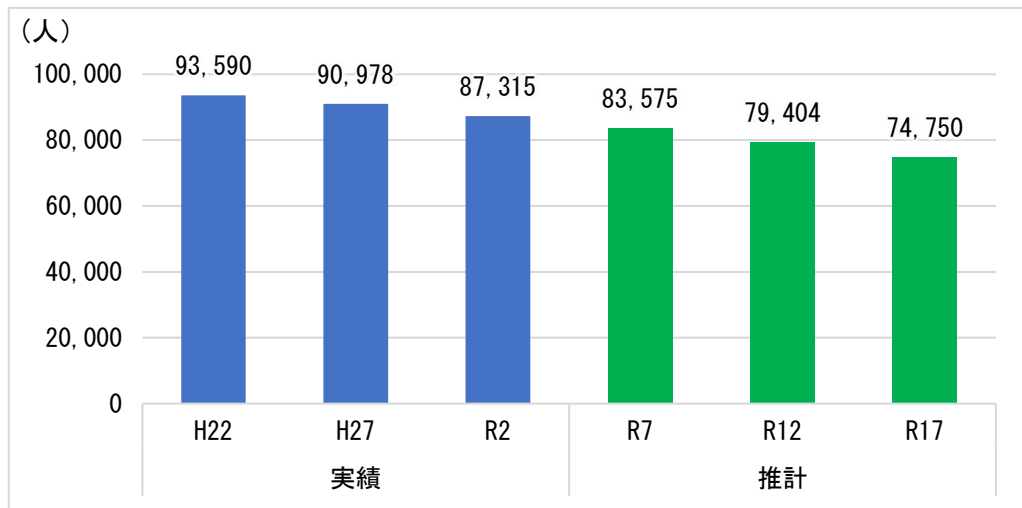


図 4-5 人口推計結果

(4) ごみ発生量の予測

将来のごみ排出量は、基本方針に基づく施策を実施した場合の排出抑制量などを考慮し、計画目標年度におけるごみ排出量を算出しました。

ごみ排出量などの予測結果及び目標値は、以下に示すとおりです。

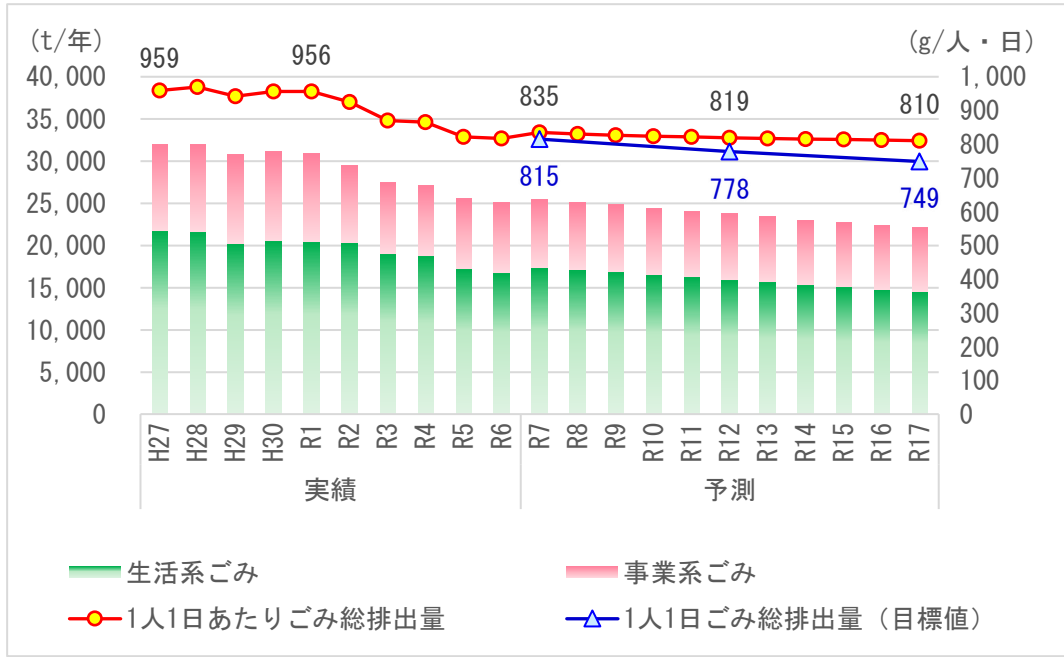


図 4-6 ごみ総排出量の予測

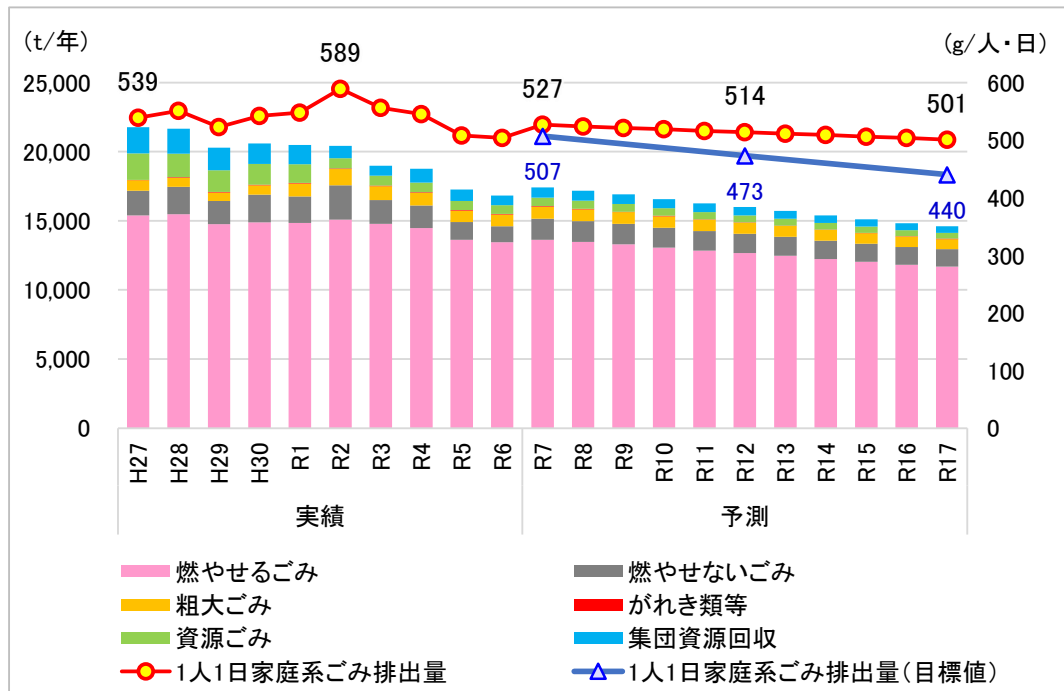


図 4-7 生活系ごみ排出量の予測

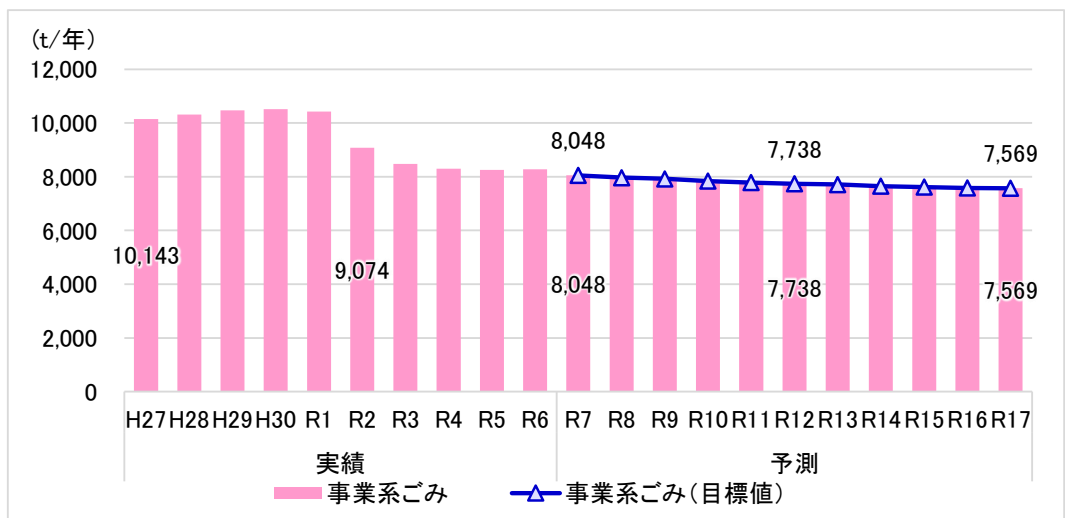


図 4-8 事業系ごみ排出量の予測

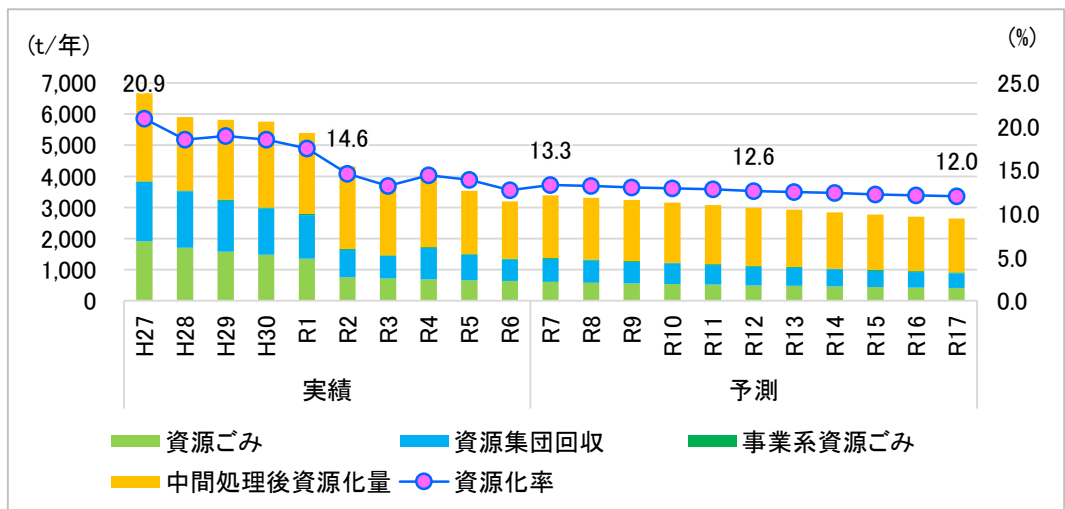


図 4-9 資源化量の予測

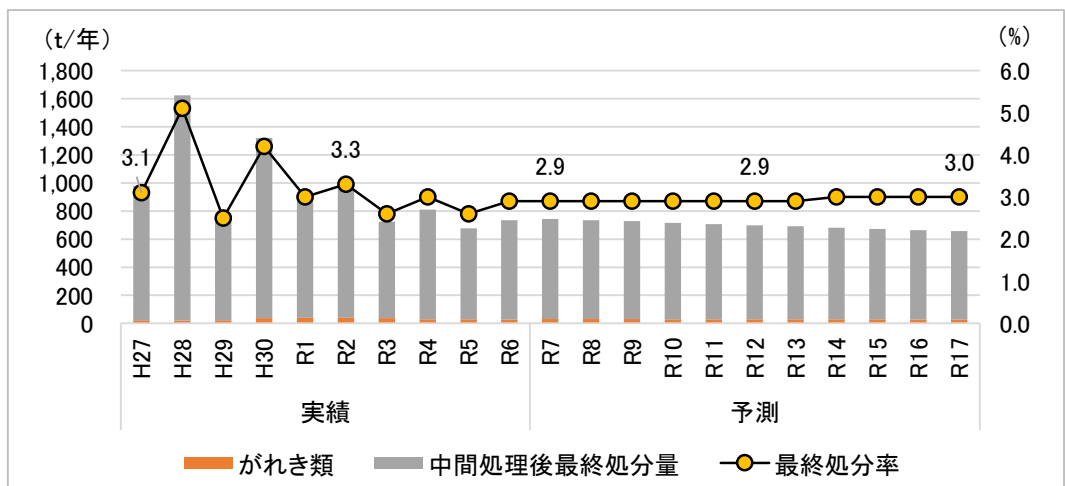


図 4-10 最終処分量の予測

表 4-3 ごみ排出量の実績と予測

項目	和暦	R3	R4	R5	R6	R7	R12	R17	
	西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2030	2035	
	単位	実績				予測			
行政区域内人口（計画収集人口）	人	86,510	85,738	84,863	84,168	83,575	79,404	74,750	
目標	1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	870	865	822	817	835	819	810
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	556	545	508	504	527	514	501
	事業系ごみ排出量	t/年	8,481.0	8,300.2	8,256.3	8,277.2	8,048.4	7,738.1	7,568.8
	資源化率	%	13.2	14.4	13.9	12.7	13.3	12.6	12.0
	最終処分量	t/年	724.3	810.0	676.1	735.2	743.0	698.7	658.0
年間排出量	ごみ総排出量	t/年	27,469.0	27,062.1	25,518.4	25,099.6	25,459.9	23,727.1	22,167.0
	生活系ごみ	t/年	18,988.0	18,761.9	17,262.1	16,822.4	17,411.5	15,989.0	14,598.2
	家庭系ごみ	t/年	17,543.8	17,064.8	15,782.9	15,496.0	16,063.8	14,891.2	13,709.4
	燃やせるごみ	t/年	14,775.3	14,483.3	13,628.1	13,451.4	13,635.7	12,662.4	11,679.3
	燃やせないごみ	t/年	1,718.5	1,623.1	1,288.1	1,152.7	1,513.0	1,388.3	1,264.0
	粗大ごみ	t/年	1,007.7	922.4	830.3	855.6	878.5	805.7	733.2
	がれき類	t/年	37.2	29.2	28.5	27.3	30.5	29.0	27.4
	有害ごみ	t/年	5.1	6.8	7.9	9.0	6.1	5.8	5.5
	蛍光管	t/年	1.4	1.4	1.5	1.6	0.0	0.0	0.0
	乾電池	t/年	3.7	5.4	6.4	7.4	6.1	5.8	5.5
	資源ごみ	t/年	715.9	690.6	659.4	635.6	606.4	497.9	412.7
	ビン類	t/年	439.4	431.6	411.4	389.7	375.2	301.4	243.5
	カン類	t/年	119.7	117.8	102.6	109.1	100.7	78.3	60.2
	ペットボトル	t/年	132.5	120.1	125.9	123.3	115.9	104.3	95.8
	トレイ	t/年	18.4	16.5	15.4	8.7	8.5	8.1	7.7
	小型家電	t/年	5.9	4.6	4.1	4.8	6.1	5.8	5.5
	段ボール	t/年	-	-	-	-	-	-	-
	新聞	t/年	-	-	-	-	-	-	-
	雑誌	t/年	-	-	-	-	-	-	-
	紙パック	t/年	-	-	-	-	-	-	-
	古着	t/年	-	-	-	-	-	-	-
	集団資源回収	t/年	728.3	1,006.5	819.8	690.8	741.3	599.9	476.1
	段ボール	t/年	175.7	249.3	226.0	200.4	189.1	153.6	120.4
	新聞	t/年	338.9	480.8	360.2	292.1	338.6	275.3	218.9
	雑誌	t/年	205.9	264.7	223.9	190.2	204.4	165.2	131.3
	紙パック	t/年	6.3	9.4	8.0	6.6	6.1	5.8	5.5
	シュレッダー	t/年	1.5	2.3	1.6	1.6	3.1	0.0	0.0
	事業系ごみ	t/年	8,481.0	8,300.2	8,256.3	8,277.2	8,048.4	7,738.1	7,568.8
	燃やせるごみ	t/年	7,899.9	7,764.7	7,793.5	7,839.9	7,676.0	7,508.1	7,426.1
	燃やせないごみ	t/年	443.1	435.4	417.2	390.9	295.7	175.2	98.8
粗大ごみ	t/年	116.6	74.4	19.0	22.4	51.1	29.2	18.3	
資源ごみ（剪定枝）	t/年	21.4	25.7	26.6	24.0	25.6	25.6	25.6	
中間処理	ガス化溶融施設	t/年	25,115.5	25,358.3	23,448.5	23,003.3	23,448.1	22,039.5	20,751.4
	処理量	t/年	25,115.5	25,358.3	23,448.5	23,003.3	23,448.1	22,039.5	20,751.4
	資源化	t/年	43.6	44.1	36.1	36.8	41.2	38.7	36.4
	炉底アルミ	t/年	43.6	44.1	36.1	36.8	41.2	38.7	36.4
	炉底鉄	t/年	82.6	77.2	65.3	69.5	77.9	73.2	68.9
	スラグ	t/年	787.3	676.0	812.8	761.0	762.7	716.9	675.0
	処理灰	t/年	694.7	715.4	651.5	648.2	674.5	634.0	596.9
	最終処分	t/年	489.7	549.2	464.0	492.1	507.6	477.1	449.3
	炉底不適物	t/年	489.7	549.2	464.0	492.1	507.6	477.1	449.3
	炉底砂	t/年	197.4	231.6	183.6	215.8	204.9	192.6	181.3
	処理灰	t/年	0	0	0	0	-	-	-
	スラグ	t/年	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
	粗大ごみ処理施設	t/年	3,310.4	3,077.5	2,578.3	2,450.7	2,759.7	2,415.9	2,128.8
	処理量	t/年	3,310.4	3,077.5	2,578.3	2,450.7	2,759.7	2,415.9	2,128.8
	可燃物・破砕砂	t/年	2,415.8	3,090.5	1,994.5	1,686.8	2,115.0	1,851.5	1,631.5
資源化	t/年	532.9	639.6	442.0	308.4	445.8	390.3	343.9	
鉄	t/年	532.9	639.6	442.0	308.4	445.8	390.3	343.9	
アルミ	t/年	15.9	18.9	12.6	11.2	13.0	11.3	10.0	
ステンレス	t/年	6.0	8.0	6.0	5.0	5.4	4.7	4.2	
蛍光管	t/年	3.3	4.7	3.4	0.0	-	-	-	
プ リ サ	t/年	710.0	686.0	655.3	630.8	600.3	492.1	407.2	
処理量	t/年	710.0	686.0	655.3	630.8	600.3	492.1	407.2	
中間処理後	t/年	24.5	19.8	32.4	25.2	21.4	17.5	14.5	
可燃物残渣	t/年	24.5	19.8	32.4	25.2	21.4	17.5	14.5	
不燃物残渣	t/年	24.5	22.2	23.7	29.1	21.4	17.5	14.5	
資源化	資源化量	t/年	3,631.9	3,906.7	3,535.5	3,190.5	3,393.8	2,992.5	2,649.7
	資源ごみ	t/年	715.9	690.6	659.4	635.6	606.4	497.9	412.7
	資源集団回収	t/年	728.3	1,006.5	819.8	690.8	741.3	599.9	476.1
	事業系資源ごみ	t/年	21.4	25.7	26.6	24.0	25.6	25.6	25.6
	ガス化溶融施設・資源化量	t/年	1,608.2	1,512.7	1,565.7	1,515.5	1,556.3	1,462.8	1,377.2
粗大ごみ処理施設・資源化量	t/年	558.1	671.2	464.0	324.6	464.2	406.3	358.1	
最終処分	最終処分量	t/年	724.3	810.0	676.1	735.2	743.0	698.7	658.0
	がれき類	t/年	37.2	29.2	28.5	27.3	30.5	29.0	27.4
	ガス化溶融施設・最終処分量	t/年	687.1	780.8	647.6	707.9	712.5	669.7	630.6

5. 重点プロジェクト

超高齢化社会と地域格差の拡大が現実となる中で、持続可能な地域として維持するために、複数の施策を組み合わせた、5つの重点プロジェクトを実施します。

プロジェクト1 ごみを知ってごみを減らそう

本市のごみを集めて処理するのにかかる費用は年々増加しており、令和5年度には10kgあたり436円かかっています。

ごみを減らすために、処理費用等を見える化し、「知る」ことから始めます。

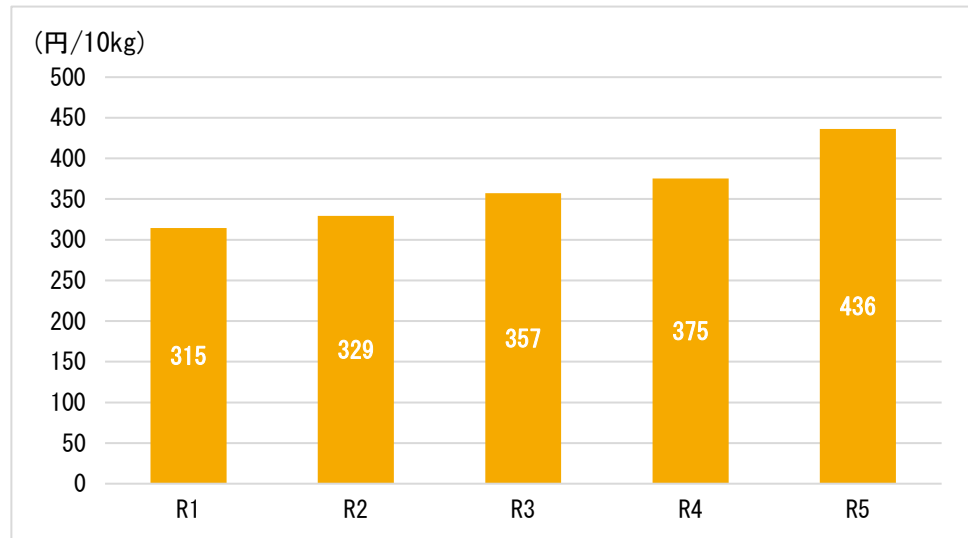


図 4-11 ごみの処理費用

Project1-1: ごみ処理経費の見える化

- ・ごみ袋に処理費用を印刷する方法や、毎年広報でお知らせするなど、ごみ処理にいくら必要か市民にわかりやすく情報を提供していきます。

Project1-2: 燃やせないごみと粗大ごみの統一

- ・排出頻度が少なく資源ごみが含まれている等、不適正排出の要因となっている燃やせないごみの収集回数や回収方法を検討し、粗大ごみとの統一を目指します。

プロジェクト2 地域に合わせたごみ出しの選択

本市は、人口規模が大きい市中心部（関地域と武芸川地域）と、農山村部で過疎化が進む西ウイング（洞戸地域と板取地域）、東ウイング（武儀地域と上之保地域）ではその特徴に大きな違いがあります

関地域と板取地域の 2040 年の可住地人口密度の差は 16 倍以上になり、人口密度の差が大きくなると、市内全域で同じ行政サービスを行うことが難しくなります。

ごみの処理においても、地域・集落にあわせたごみ出し方法などについて、市民の皆さんの利便性を考えて選択していきます。

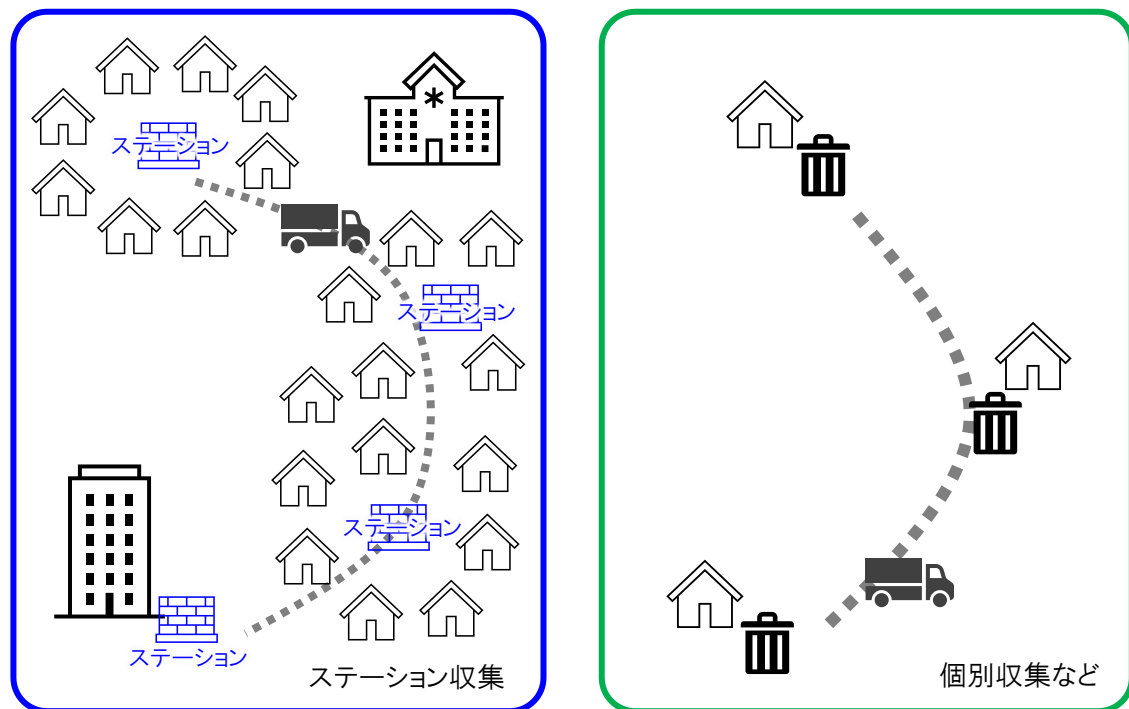


図 4-12 地域に合わせたごみ出しの選択

Project2-1 : 地域に合わせた、回収頻度・回収場所・回収方法の見直し

- ・燃やせないごみ、資源ごみの月 1 回の定期収集を隔月収集等、回収頻度の見直しを検討します。
- ・現在の燃やせないごみの回収場所の統合や、地域の公共施設・集落ごとに設置した拠点場所からの回収、もしくは個別収集への段階的な移行を検討します。
- ・拠点や集落からの集積は、単独で行う必要はないため、その他の行政サービスなどと連携して集積の方法を検討します。

プロジェクト3 資源を分別しやすい環境の整備

令和6年度に本市から発生したごみは約25,000トンでした。そのうち約13,500トンが「燃やせるごみ」であり、ごみの半分以上を占めています。

ごみを減らすためには、ごみそのものを減らすことと、処理の必要なごみに含まれる資源を抜き出すことが必要です。

処理の必要な「ごみ」を出すのに抵抗感を覚え、「資源」を分別しやすい環境を整えて「ごみ」を減らします。

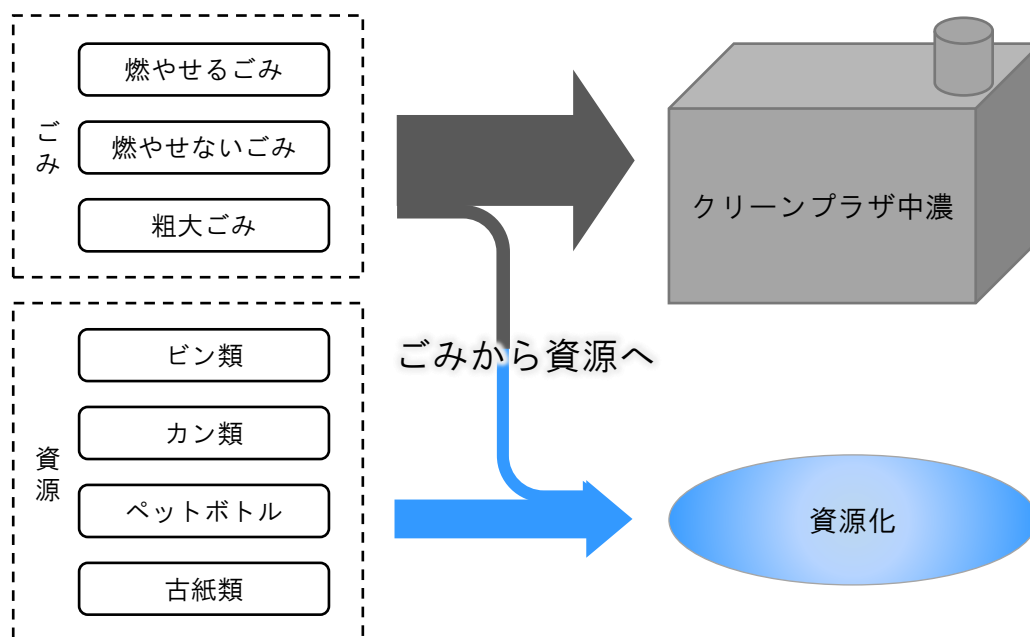


図 4-13 ごみから資源の概念

Project3-1: 資源回収品目・頻度の見直し

- ・白色トレイの回収廃止を検討します。
- ・月1回の資源回収頻度を見直し、ペットボトルなどの回収回数増加を検討します。

Project3-2: 蛍光管、乾電池などの拠点回収場所の増加

- ・蛍光管、乾電池などの拠点回収場所を増やして分別しやすい環境を整えます。

Project3-3: 資源ごみ集団回収事業の拡充及び周知

- ・燃やせるごみの中に含まれる資源として「雑がみ」があります。この紙類を資源化するため資源ごみ集団回収事業を拡充するとともに、いつでもどこでも資源集団回収が行われているかわかるよう、市のホームページ等で周知します。

Project3-4: 古紙回収ボックスの設置

- ・令和2年度に回収を廃止した古紙類について、民間の回収ボックスが少ない場所で公共施設に古紙類の回収ボックスの設置を検討します。

プロジェクト4 高齢者世帯が困らないごみ出しの支援

本市における高齢者世帯（65歳以上が世帯主の単独及び夫婦のみの世帯）の割合は、市中心部が25%程度であるのに対して、市中心部以外はすでに35%を超えています。

今後、さらに高齢化が進むと、市中心部以外では高齢者世帯の割合が50%を超え、市全体でも35%になると予想されています。

福祉部門と連携し、高齢者が自宅で暮らしていくためにごみ出しの支援を行います。

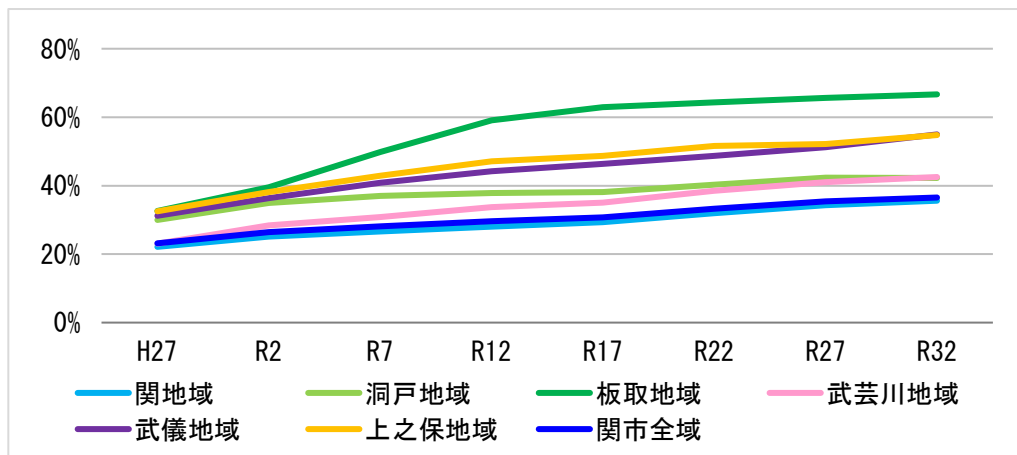


図 4-14 高齢者世帯の割合の将来推計（出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」を用いて計算）

Project4-1：地域で支え合うごみ出しの支援

- ・人口が大きく減少する時代において、行政が全ての支援を行うことが難しくなっています。ごみ出しについても地域で支え合う共助の仕組みを検討します。

Project4-2：いつでも出せるごみステーション

- ・板取、洞戸、上之保、武儀地域のごみ出し困難者を対象に、いつでも出せるごみステーション事業を開始します。

Project4-3：福祉部門との連携

- ・高齢者ごみ出し支援制度導入ガイダンス（環境省）を参考に、地域の特徴に合わせた支援体制を検討します。

プロジェクト5 産業廃棄物の不適正排出防止

過去10年間のごみ排出量を見ると、事業系ごみの排出量自体は減っていますが、人口減少により生活系ごみの減少量がそれよりも大きくなっており、生活系ごみに対する事業系ごみの割合が増加傾向にあります。令和4年度以降は増加が顕著です。

ごみの3分の1を占める事業系ごみについて、産業廃棄物の混入を防ぐとともに、減量と適正な処理が行われるよう対策を行います。

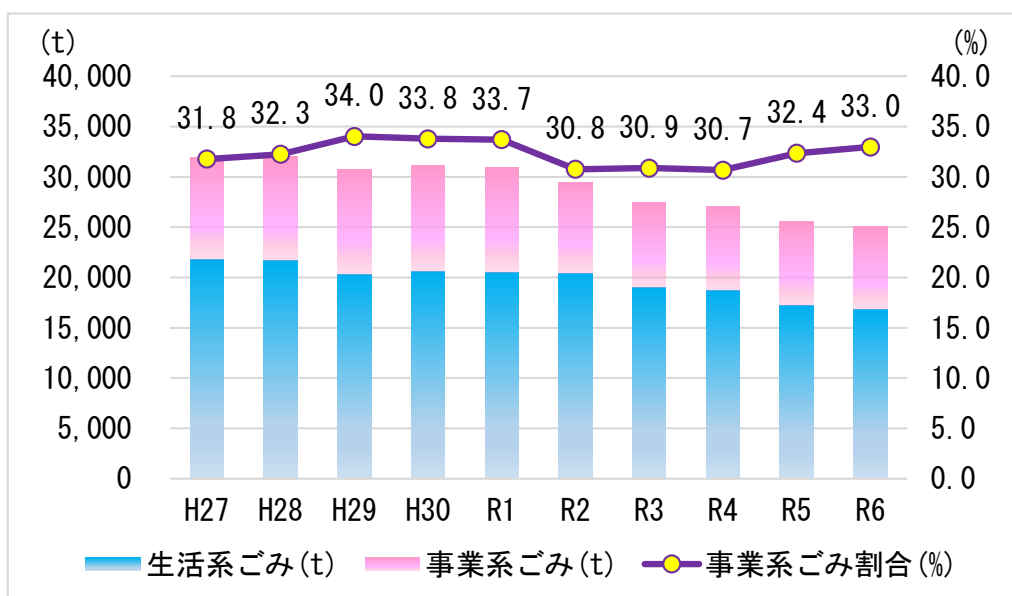


図 4-15 事業系ごみの割合

Project5-1: 県と連携した事業所に対する立ち入り指導

- ・産業廃棄物の指導権限を持つ県と連携して、事業所への立ち入り指導を検討します。

Project5-2: 事業所向けリーフレットの作成

- ・事業所から排出される廃棄物について、適正な処理を行うようリーフレットを作成し啓発を行います。

Project5-3: 県と連携した搬入検査の実施

- ・県と連携して、クリーンプラザ中濃で事業系ごみの搬入検査方法を検討します。

Project5-4: 処理原価相当の持ち込み手数料の検討

- ・クリーンプラザ中濃の持ち込み手数料は、処理原価を大幅に下回っており、その差額は税金で賄われています。資源のリサイクルを促進するためにも事業系ごみの処理手数料について、処理原価相当の金額に見直します。

6. 具体的な施策

4つの基本方針に従い、具体的な施策を進めていきます。

(1) 廃棄物の発生抑制

① 啓発

表 4-4-1 施策一覧

施策	内容	区分
環境学習の推進	ごみや環境問題を身近なものとして捉えられるように、学校においてごみが環境に与える影響について学ぶ機会の充実を図ります。	継続
生涯学習講座の充実	ごみとリサイクルについての出前講座など、地域において、ごみや環境問題の認識を深めます。	継続
環境フェアの周知・参加促進	環境フェアの周知や参加を促し、ごみ減量や資源化の意識啓発を行います。	継続
海洋プラスチック問題の啓発	山、川、海へとつながる水の流れを通じて、海へごみが流れ出ることを防ぐため、ごみの適正処理をこれまで以上に徹底するとともに、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止の啓発を行います。	継続

② 情報発信

表 4-4-2 施策一覧

施策	内容	区分
ごみ処理経費の見える化 Project1-1	ごみ袋に処理費用を印刷する方法や、毎年広報でお知らせするなど、ごみ処理にいくら必要か市民にわかりやすく情報を提供していきます。	継続
ごみ分別情報発信ツールの利用促進	ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等、情報発信ツールでの普及促進を図るとともに、通知機能などによる啓発を行います	継続
目標達成状況の公表	毎年の進捗状況を公表するだけでなく、定期的に関市広報誌などで目標の達成状況を掲載し情報を発信します。	継続
多文化共生社会の地域づくり	在住外国人に対しごみ出しのサポートを行うため、ごみ分別カレンダーなどの多言語化を行います。	継続

③ 生活系ごみの減量

表 4-4-3 施策一覧

施策	内容	区分
生ごみ堆肥化装置の導入促進	生ごみ処理機器購入等への補助制度の普及だけでなく適正な使用方法や長期継続使用のためのフォローアップを行います。	継続
生ごみ堆肥の利用先の確保	生ごみ堆肥は、畑などの利用先がないと生ごみを処理しても使うことができません。農家・事業所等や公共施設における生ごみ堆肥の利用を進めます。	継続
家庭の食品ロスに関する啓発	不要な食材を買わない工夫や、家庭の台所から出る生ごみを減らすため、食べ残しをしない啓発をするとともに、調理メニューの改善や必要数分の調理など、残飯を減らすための工夫など、食品ロスに対する啓発を行います。	継続

④ 事業系ごみの減量

表 4-4-4 施策一覧

施策	内容	区分
県と連携した事業所に対する立ち入り指導 Project5-1	多量排出事業者の実態を調査し、県と連携してごみ減量・適正排出の指導を検討します。	継続
事業所に対する啓発 Project5-2	事業所から排出される廃棄物について、適正な処理を行うようリーフレットを作成し啓発を行います。	継続
処理原価相当の持ち込み手数料の検討 Project5-4	処理原価を大きく下回る金額となっているごみ処理手数料について、構成市とともに見直しを検討します。	継続
廃棄物減量計画書の提出要請	条例で定められた一定規模以上のごみを排出する事業所について廃棄物減量計画書の提出を要請します。また、規則で定める多量排出事業者の規模についても見直しを行います。	継続
事業所の食品ロスに関する啓発	飲食業、食品製造業・販売業等の事業者に対して、食品残渣の発生抑制、堆肥化等の情報提供など、食品ロスに対する啓発を行います。	継続

(2) 廃棄物の再使用・再生利用

① 分別区分・収集頻度の見直し

表 4-4-5 施策一覧

施策	内容	区分
剪定枝、雑草などの活用方法の検討	剪定枝のチップを街路樹植栽帯や道路法面などへの利用を検討します。	継続
バイオマス資源としての活用	食品廃棄物の飼料化・堆肥化を検討します。	継続
燃やせないごみと粗大ごみの統一 Project1-2	排出頻度が少なく資源ごみが含まれている等、不適正排出の要因となっている燃やせないごみの分別区分を廃止し、粗大ごみに統一します。	継続
プラスチックごみのリサイクル	国の動向を踏まえて、プラスチックごみのリサイクル方法について検討します。	継続

② 分別しやすい仕組みづくり

表 4-4-6 施策一覧

施策	内容	区分
拠点回収場所の増加 Project3-2	蛍光管、乾電池などの拠点回収場所を増やして分別しやすい環境を整えます。	継続
古紙回収ボックスの設置 Project3-4	民間の回収ボックスが少ない地域で公共施設に古紙類の回収ボックスを設置します。	継続
資源収集頻度の見直し Project3-1	ペットボトルなどの回収回数増加を検討します。	継続

③ 各主体による資源回収の促進

表 4-4-7 施策一覧

施策	内容	区分
フリーマーケットなどの活用	各種行事におけるフリーマーケットの導入を促進します。	継続
刃物の回収	岐阜県関刃物産業連合会が行う、刃物のリサイクル・リユースを広報するとともに、公共施設に回収ボックスを設置します。	継続
資源ごみ集団回収事業の拡充及び周知 Project3-3	燃やせるごみの中に含まれる資源として「雑がみ」があります。この紙類を資源化するため資源ごみ集団回収事業を拡充するとともに、いつでもどこで資源集団回収が行われているかわかるよう、市のホームページ等で周知します。	継続
店舗による資源回収の支援	白色トレイやペットボトルなどを店頭で回収している店舗を紹介します。	継続

(3) 廃棄物の適正な処理

① 中間処理・最終処分の適正化

表 4-4-8 施策一覧

施策	内容	区分
県と連携した搬入検査の実施 Project5-3	県と連携して、クリーンプラザ中濃で事業系ごみの搬入検査方法を検討します。	継続
最終処分場の適正管理	最終処分場について、クリーンプラザ中濃との連携により適正な管理を推進します。	継続

② 不法投棄・不適正な処理の防止

表 4-4-9 施策一覧

施策	内容	区分
不法投棄パトロールの継続	郵便、宅配等の業者によるモニター制度を継続します。また、地域住民や職員によるパトロールも継続して行います。	継続
不法投棄の現状の把握及び周知	不法投棄現場の現地調査を行い、不法投棄の現状を公表するとともに、パトロールの実施状況や法律・条例について周知を行います。	継続
野焼きの禁止	家庭や事業所等で行われる野焼きの禁止を徹底します。	継続
適正処理困難物への対応	タイヤや消火器、農薬などクリーンプラザ中濃で適正に処理することが困難なごみは、市として収集・処理を行わないこととしますが、適正な処理方法や処理が可能な民間業者の紹介を行います。	継続
災害廃棄物の処理	災害発生時は、平成 30 年 3 月に策定した関市災害廃棄物処理計画に基づき処理を行います。	継続

(4) 効率的なごみ処理体制の構築

① 収集体制の再構築

表 4-4-10 施策一覧

施策	内容	区分
地域に合わせた回収頻度・回収場所の見直し Project2-1	燃やせないごみ、資源ごみの月 1 回の定期収集の回収頻度の見直しや、現在の燃やせないごみの回収場所の統合、地域の公共施設・集落ごとに設置した拠点場所からの回収、もしくは個別収集への段階的な移行を検討します。	継続
多様な回収方法の選択	不定期に拠点収集するごみについて、市の行う様々な行政サービスと連携した収集システムを検討します。	継続
白色トレイ収集の廃止	店頭回収が行われている白色トレイについて、ステーション収集を廃止し、拠点回収及び店頭回収に出すよう啓発を行います。	継続

② 高齢化社会のごみ処理等

表 4-4-11 施策一覧

施策	内容	区分
地域で支え合うごみ出しの支援 Project4-1	ごみ出しについても地域で支え合う共助の仕組みを検討します。	継続
いつでも出せるごみステーション Project4-2	板取、洞戸、上之保、武儀地域のごみ出し困難者を対象に、いつでも出せるごみステーション事業を開始します。	新規
福祉部門との連携 Project4-3	ごみ出し困難者の家庭に異常があった場合は、福祉担当課などに連絡をとり対応します。	継続
市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、プロポーザル方式の契約では、環境に配慮した計画に対する考慮を行います。	継続

7. スケジュール

施策の実施スケジュールは、以下に示すとおりです。

表 4-5-1 施策のスケジュール

年度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
廃棄物の発生抑制	啓発											
	環境学習の推進	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	生涯学習講座の充実	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	環境フェアせきの周知・参加促進	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	海洋プラスチック問題の啓発	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	情報発信											
	ごみ処理経費の見える化	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	ごみ分別情報発信ツールの利用促進	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	目標達成状況の公表	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	多文化共生社会の地域づくり	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	生活系ごみの減量											
	生ごみ堆肥化装置の導入促進	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	生ごみ堆肥の利用先の確保	検討	判断					
	家庭の食品ロスに関する啓発	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
	事業系ごみの減量											
	県と連携した立ち入り指導	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→
事業所に対する啓発	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→	
処理原価相当の持ち込み手数料の検討	実施	検討	判断						
廃棄物減量計画書の提出要請	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→	
事業所の食品ロスに関する啓発	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→	
再使用・再生利用												
分別区分・収集頻度の見直し												
剪定枝、雑草などの活用方法の検討	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→	
バイオマス資源としての活用	←	→		継続	→	→	→	→	→	→	→	
燃やせないごみと粗大ごみの統一	検討	判断						
プラスチックごみのリサイクル	検討	判断						

表 4-5-2 施策のスケジュール

年度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
廃棄物の再使用・再生利用	分別しやすい仕組みづくり											
	拠点回収場所の増加	←			継続							→
	古紙回収ボックスの設置	←			継続							→
	資源収集頻度の見直し	検討				判断					
	各主体による資源回収の促進											
廃棄物の適正な処理	フリーマーケットなどの活用	←			継続							→
	刃物の回収	←			継続							→
	資源ごみ集団回収事業の拡充及び周知	←			継続							→
	店舗による資源回収の支援	←			継続							→
	中間処理・最終処分の適正化											
効率的なごみ処理体制の構築	県と連携した搬入検査の実施	検討				判断					
	最終処分場の適正管理	←			継続							→
	不法投棄・不適正な処理の防止等											
	不法投棄パトロールの継続	←			継続							→
	不法投棄の現状の把握及び周知	←			継続							→
	野焼きの禁止	←			継続							→
効率的なごみ処理体制の構築	適正処理困難物への対応	←			継続							→
	災害廃棄物の処理	←			継続							→
	収集体制の再構築											
	地域に合わせた回収頻度・場所の見直し	検討				判断					
	多様な収集体制の選択	検討				判断					
	白色トレイ収集の廃止	検討				判断					
	高齢化社会のごみ処理等											
地域で支え合うごみ出しの支援	検討				判断						
効率的なごみ処理体制の構築	いつでも出せるごみステーション	実施	←		継続							→
	福祉部門との連携	検討				判断					
	グリーン購入・契約の推進	←			継続							→

第5章 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減推進計画策定の目的

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。この食品ロスの問題は、2015年の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」においても最も重要な課題と位置づけられています。

我が国においても、食品ロスの年間発生量は約464万トンと推計され、そのうち約233万トンが家庭から、約231万トンが食品製造業や外食産業などの食品関連事業者から発生しています（令和5年度推計農林水産省・環境省）。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらには温室効果ガス排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できます。

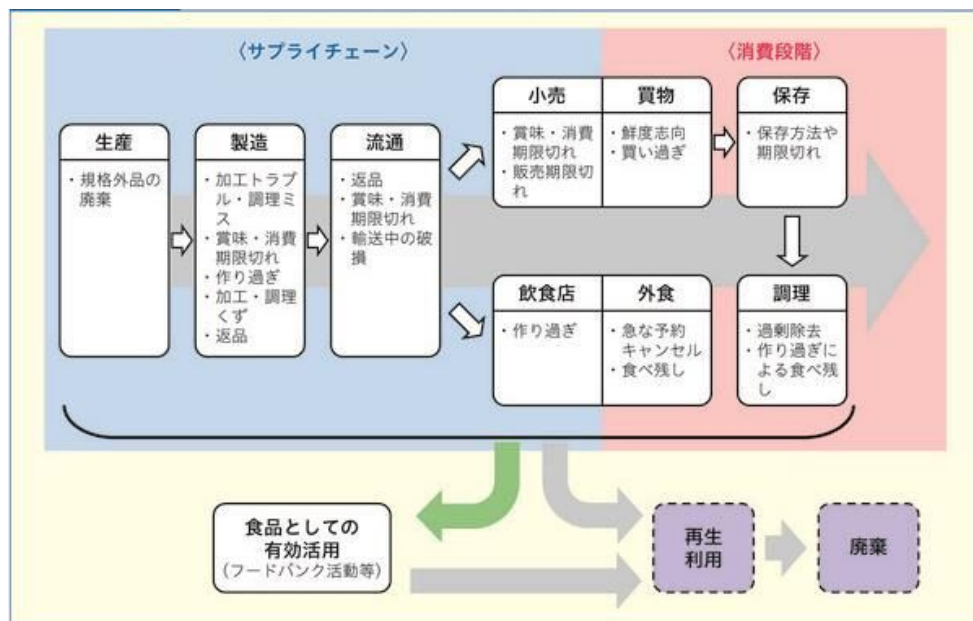
このような状況のもと、市町村は令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月閣議決定）」に基づき、都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえた、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

今回策定する「関市食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、本市における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、市民、事業者、民間団体、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

2. 食品ロス発生現状

(1) 食品ロスの発生要因

食品ロスの主な発生要因は、生産段階、製造段階における規格外品の廃棄や見込み生産、流通段階では、食品取扱業界の自主的な取り組みである「3分の1ルール」(注)を始めとする商慣習等による返品、販売段階では需要予測のズレ、消費段階では、食べ残しや作り過ぎ等です。



出典：令和2年度消費者白書（消費者庁）

図 5-1 食品ロスの主な発生要因（フロー図）

(注) 3分の1ルール：賞味期限のある食品を製造業者、卸売業者、小売業者の間で流通させる際に設けられた納品期限に関する食品業界の商慣習。具体的には、製造業者から卸売業者への納品期限は賞味期限の3分の1を経過するまで、卸売業者から小売業者への納品期限は賞味期限の3分の2を経過するまでという期限が設けられています。このルールは、小売業者が消費者に十分な販売期間を提供するために設けられました。

例えば、賞味期限が6ヶ月の商品の場合なら、製造から2ヶ月（6ヶ月 × 1/3）以内に卸売業者に納品、卸売業者は製造から4ヶ月（6ヶ月 × 2/3）以内に小売業者に納品しなければならないというものです。

(2) 食品ロスの発生量

① 岐阜県

岐阜県内における食品ロス発生量について岐阜県が行った令和元年度の推計では、年間 62,731 トン、うち事業系が 23,681 トン (37.8%)、家庭系が 39,050 トン (62.2%) であり、国と比較して家庭系食品ロスの占める割合が高くなっています。

また、事業系食品ロスの業種別の内訳では、食品小売業及び外食産業が大きな割合を占めています。

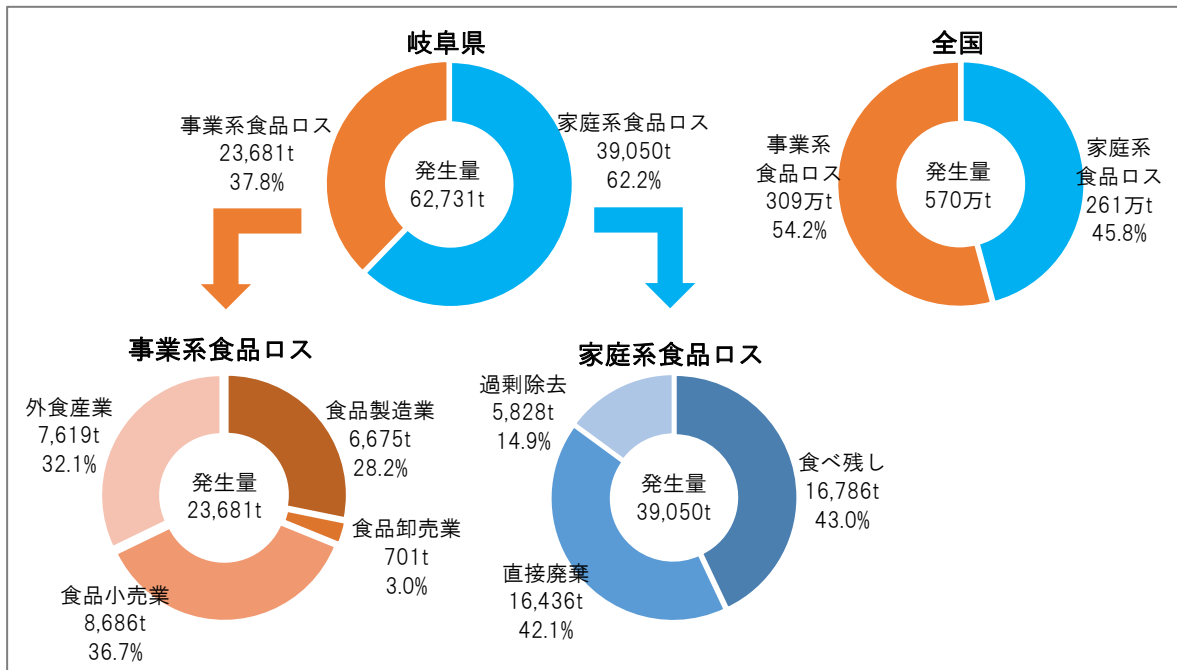


図 5-2 岐阜県の食品ロス発生量 (令和元年度推計)

② 本市

本市における食品ロス発生量を、岐阜県が推計した食品ロス発生量を基に人口及び製造品出荷額などで按分して算出しました。

本市の 1 人 1 日あたりの食品ロス量は、家庭系が 54 グラム、事業系が 30 グラムとなり、家庭からの排出量が多くなっています。

表 5-1 本市の食品ロス発生量 (令和元年度)

項目	発生量	1 人 1 日あたり発生量
家庭系	1,735 トン	54 グラム
事業系	966 トン	30 グラム
食品ロス量合計	2,701 トン	84 グラム

注) 岐阜県の推計値から、家庭系は人口、事業系は業種別に製造品出荷額、商品出荷額、事業所数で按分して算出。

3. 基本的な目標

(1) 食品ロスの削減目標

岐阜県の策定した、「岐阜県食品ロス削減推進計画（令和4年3月）」と同様に、家庭系、事業系ともに平成12年度比で、令和12年度までに食品ロス発生量を半減させます。

表 5-2 食品ロス発生量削減目標

項目	基準年 平成12年度	現状値 令和元年度	目標値 令和12年度
家庭系	2,878 トン	1,735 トン	1,439 トン
事業系	1,710 トン	966 トン	855 トン
食品ロス量合計	4,588 トン	2,701 トン	2,294 トン

注) 発生量は岐阜県推計値を按分して算出

(2) 食品ロスの削減に取り組む市民の割合

岐阜県の策定した、「岐阜県食品ロス削減推進計画（令和4年3月）」に準じ、令和12年度までに、食品ロス削減の取り組みを3つ以上行う市民の割合を100%にします。

表 5-3 食品ロス削減に取り組む市民の割合

区分	現状値（令和3年度）	目標値（令和12年度）
食品ロス削減の取組を 3つ以上行う市民の割合	78%	100%

注) 現状値は岐阜県の実施した岐阜県全体のアンケート調査結果

【取り組みの例】

- ・ 小分け商品、少量パック商品、バラ売り等、食べきれぬ量を購入する
- ・ 冷凍保存を活用する
- ・ 料理を作りすぎない
- ・ 日頃から冷蔵庫内等の食材の種類・量・期限表示を確認する
- ・ 残さず食べる
- ・ 賞味期限を過ぎてもすぐ捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する
- ・ 飲食店等で注文し過ぎない
- ・ お店に了解を得て残った料理を持ち帰る
- ・ 宴会時には、最初の30分間と最後の10分間に料理を楽しむ時間を設ける「30・10運動」を実践する

4. 施策の展開

食品ロスの削減にあたっては、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程において、関連する多様な主体が自らの役割と行動を理解し、連携して取り組みを進めることが重要です。

本市における食品ロスの現状と課題、推進事項の基本的方向性を踏まえ、以下の施策を実施し食品ロスの削減を一層推進します。また、新たな取り組みについても積極的に検討・実施していきます。

表 5-4 主な施策内容

項目	内容
啓発キャンペーンの実施	・食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）に合わせた普及啓発キャンペーンの実施
学びの機会の場の提供による理解促進	・中学生向け、高校生向け消費者教育副読本の活用 ・小学生向け環境教育副読本の活用 ・出前講座や環境啓発イベント等を通じた理解促進
ぎふ食べきり運動	・「ぎふ食べきり運動」協力店・協力企業と連携した外食時の食べきり、持ち帰り等の普及啓発 ・食品小売店（スーパー、コンビニ等）と連携した店舗での「てまえどり」の呼びかけ
日常生活で実践できる食品ロス削減の取り組み	・買い物、食品保存、調理の際などに家庭で手軽に実践できる食品ロス削減の取組事例の紹介 ・出前講座を活用した情報発信、取組事例の紹介
食品関連事業者から発生する食品ロス削減	・関係団体に対し、商慣習の見直し、需要に見合う販売促進などに関するチラシ等を配布 ・飲食店等における「30・10運動」の啓発、消費者が食事量を調整・選択できるメニュー（小盛りメニュー等）の導入の呼びかけ
食品ロスの削減に取り組む事業者の支援	・規格外農産物等を活用する事業者の取り組みの支援 ・食品小売店（スーパー、コンビニ等）や飲食店等が実施する啓発活動等への支援
フードバンク活動、フードドライブ等の支援	・フードドライブの開催支援 ・自治体、企業、家庭で保有する更新時期を迎えた防災備蓄食品の有効活用の推進
食品ロス削減推進体制の整備	・家庭から排出される可燃ごみ中の食品廃棄物の組成調査・分析及び施策の検証・見直し ・アンケート調査による県民意識及び食品ロス削減取り組みの状況調査

5. 施策の推進

(1) 各主体の役割

① 消費者の役割

消費者は、食品ロスの現状や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中（買い物、食品の保存、調理、外食など）で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握することが求められます。その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、以下に示す行動例をヒントに行動に移すよう努めます。

また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロス削減に関する県や本市の施策に協力するとともに、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取り組みの支援に努めます。

表 5-5 消費者の具体的な行動の例

項目	内容
買い物の際	<ul style="list-style-type: none">・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（てまえどり、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。・欠品を許容する意識を持つ。
食品の保存の際	<ul style="list-style-type: none">・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。
調理の際	<ul style="list-style-type: none">・余った食材を活用した献立など、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。・食卓に上げる食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。
外食の際	<ul style="list-style-type: none">・食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べきるようにし、宴会時等においては、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「30・10運動」等を実践する。・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。

② 事業者の役割

農林漁業者・食品関連事業者は、サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取り組みに関する情報提供や啓発を実施することが求められます。

また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行います。加えて、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めます。

表 5-6-1 事業者の具体的な行動の例

項目	内容
農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> 規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。
食品製造業者	<ul style="list-style-type: none"> 食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める。 食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等により、賞味期限の延長に取り組む（その際、容器包装のプラスチック資源循環の推進も考慮する）。また、年月表示化など賞味期限表示の大括り化に取り組む。 食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。 消費実態に合わせた容量の適正化を図る。 製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用を促進する。
食品卸売・小売業者	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3分の1ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。 天候や日取り（曜日）などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取り組み（値引き・ポイント付与等）を行う。小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。 食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。

表 5-6-2 事業者の具体的な行動の例

項目	内容
外食事業者など	<ul style="list-style-type: none"> ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。 ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。 ・宴会時等において、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりと呼び掛ける「30・10運動」等の取り組みを行う。 ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。 ・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあつては、食品ロス削減のための可能な取り組みを行う。
農林漁業者・食品関連事業者に共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあつたとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。 ・未利用食品を提供する活動（フードバンク活動等）とその役割を理解し、当該活動に積極的に未利用食品の提供を行う。 ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取り組みの内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。
すべての事業者 に共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの現状とその削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供を含む）。

③ 関係団体（消費者団体、NPOなど）の役割

関係団体は、行政等と連携しながら、食品ロス削減に向けた取り組みの実践に努めます。また、前述した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、これまで実践してきた食品ロス削減に関する活動で得られた知見やネットワーク等を活用し、これらの取り組みを普及啓発し拡大していくよう努めます。

④ 本市の役割

本市は、自ら率先して食品ロスの削減に向けた取り組みを実践するとともに、前述した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう施策を推進します。

(2) 推進体制

計画の推進に当たっては、市民・事業者・市・関係団体等の多様な主体がそれぞれの役割のもと、連携・協力して食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。

食品ロスの削減については、様々な側面を持つ多岐にわたる施策であるため、関係部局と連携し、関係者が一丸となった取り組みを展開します。

また、施策の実施状況及び食品ロスの削減に取り組む市民の割合について、第1章「6. 進捗管理」に記載のとおり、廃棄物減量等推進審議会へ報告し、進捗管理を行います。

第6章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水の処理主体

生活排水を処理する施設は、集合処理施設（下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等）及び個別処理施設（浄化槽等）があります。

本市で発生する生活排水は、表 6-1 に示す施設で処理が行われています。

本市は、市街地を中心に昭和 38 年度から公共下水道に着手し、昭和 42 年 2 月に供用開始しました。また、市街地周辺においては特定環境保全公共下水道を整備し、農村部では農業集落排水処理施設を整備してきました。

これにより令和 5 年 3 月末日の汚水処理人口普及率は 99.1% となり、県内でも高い普及率となっています。

下水道等の整備対象となっていない区域において、生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、「関市浄化槽設置補助金交付要綱」により、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行っています。

また、本市のし尿の収集・運搬については、本市が許可した業者が行っています。

種類		対象となる排水	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域
集合処理	公共下水道	し尿 生活雑排水	市町村	10,000 人以上	主として 市街地
	特定環境保全 公共下水道	し尿 生活雑排水	市町村	1,000～10,000 人	市街化区域 以外の区域
	農業集落 排水処理施設	し尿 生活雑排水	市町村等	1,000 人以下程度	農業振興 地域内
	コミュニティ・ プラント	し尿 生活雑排水	市町村	101～30,000 人	制限なし
個別処理	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等	—	—
	単独処理浄化槽	し尿	個人等	—	—
	し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥	市町村	—	—

表 6-1 生活排水処理施設の概要

(2) 生活排水の処理体系

本市の生活排水処理フローを図 6-1 に示します。

公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等を利用している家庭については、し尿及び浄化槽汚泥ともに処理されています。

しかし、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を利用している家庭については、生活雑排水が処理されないため、河川など公共用水域の汚染の原因になっています。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、関・上之保・武儀地域は「関市浄化センター」、武芸川・洞戸・板取地域は「岐北衛生センター」で処理されています。

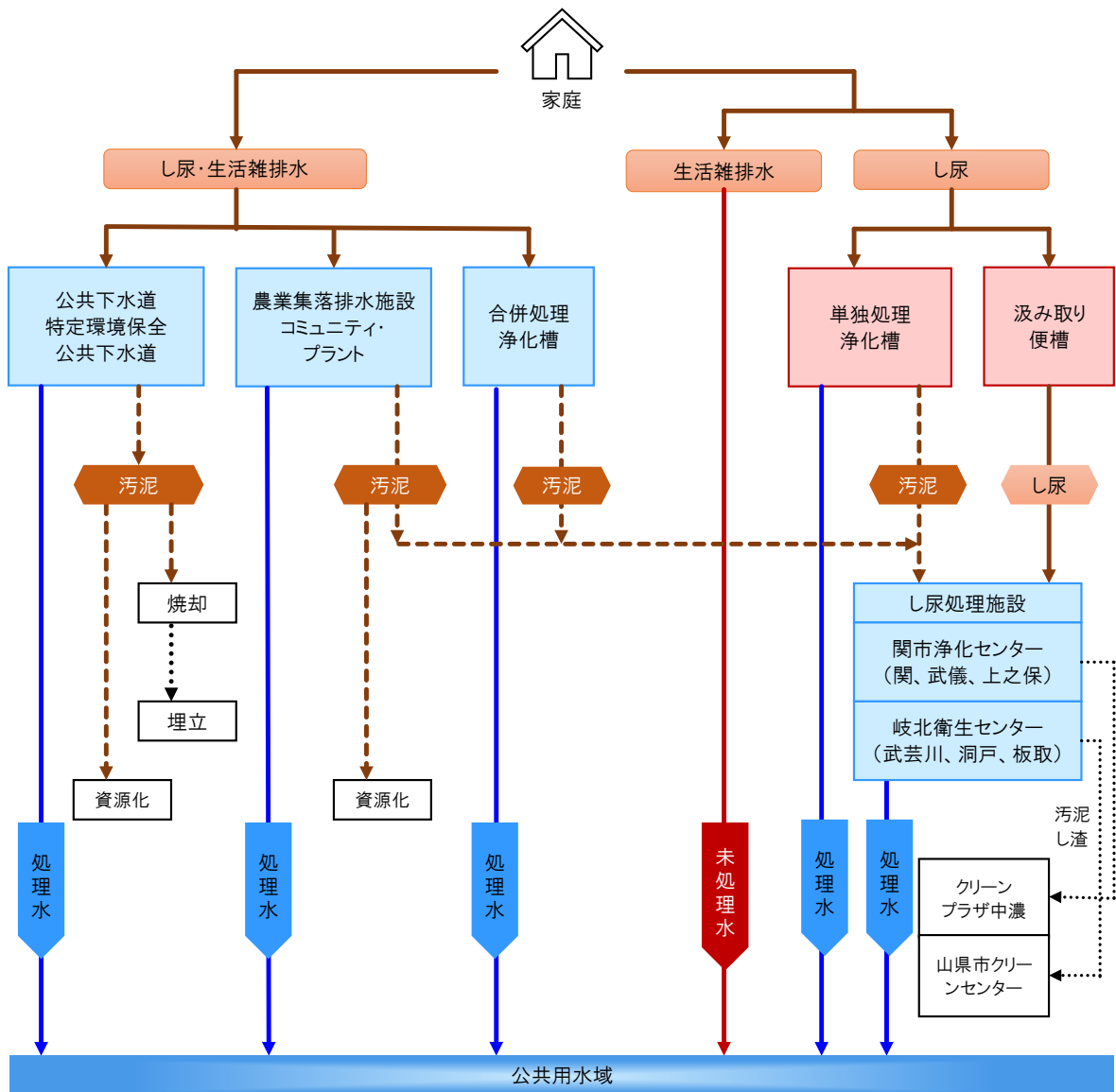


図 6-1 生活排水処理フロー

(3) 生活排水処理形態別人口の推移

本市における生活排水処理形態別人口の推移は、表 6-2 及び図 6-2 に示すとおりです。

令和6年度における本市の生活排水処理率は、97.8%となっています。

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	人	91,057	90,502	89,679	89,036	88,506
	①水洗化・生活雑排水処理人口	人	88,124	87,650	86,907	86,682	86,227
	(1)下水道人口	人	76,124	76,060	75,512	75,831	75,635
	(2)コミュニティ・プラント人口	人	1,284	1,262	1,243	1,244	1,232
	(3)合併処理浄化槽人口	人	1,397	1,210	1,214	840	820
	(4)農業集落排水施設人口	人	9,319	9,118	8,938	8,767	8,540
	②水洗化・生活雑排水未処理人口 (5)単独処理浄化槽人口	人	1,227	1,168	1,155	1,004	1,005
	③非水洗化人口	人	1,706	1,684	1,617	1,350	1,274
	(6)し尿収集人口	人	1,706	1,684	1,617	1,350	1,274
	(7)自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率：①/1.		%	96.8	96.8	96.9	97.4	97.4

区分		単位	R2	R3	R4	R5	R6
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	人	87,691	86,828	85,729	84,984	84,308
	①水洗化・生活雑排水処理人口	人	85,530	84,792	83,795	83,061	82,428
	(1)下水道人口	人	75,148	74,632	73,894	73,336	72,955
	(2)コミュニティ・プラント人口	人	1,231	1,219	1,192	1,175	1,168
	(3)合併処理浄化槽人口	人	784	747	747	738	731
	(4)農業集落排水施設人口	人	8,367	8,194	7,962	7,812	7,574
	②水洗化・生活雑排水未処理人口 (5)単独処理浄化槽人口	人	964	891	883	872	894
	③非水洗化人口	人	1,197	1,145	1,051	1,051	986
	(6)し尿収集人口	人	1,197	1,145	1,051	1,051	986
	(7)自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率：①/1.		%	97.5	97.7	97.7	97.7	97.8

表 6-2 生活排水処理率と生活排水処理形態別人口の推移

注) 人口は毎年3月31日現在

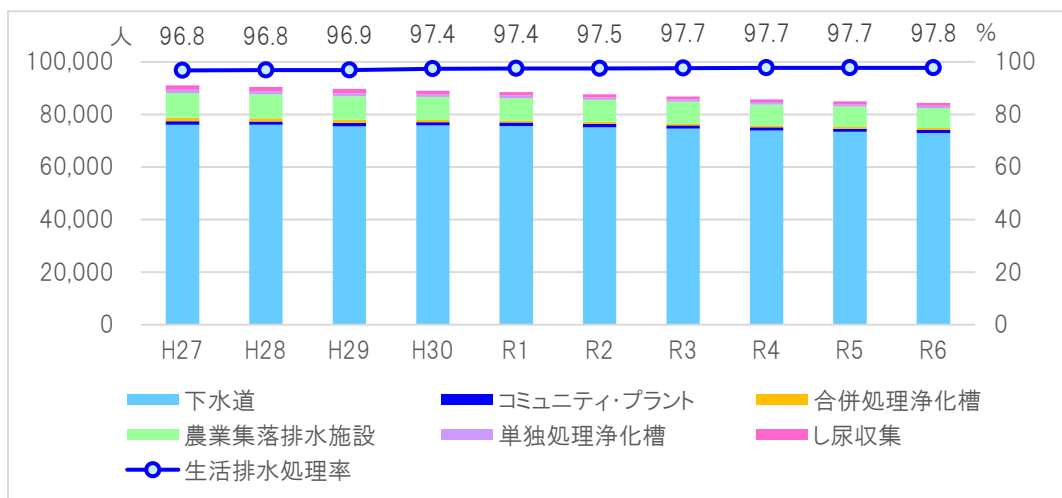


図 6-2 生活排水処理率と生活排水処理形態別人口の推移

(4) し尿及び汚泥の発生状況

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥発生量の推移は、表 6-3 及び図 6-3 に示すとおりです。

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1
			2015	2016	2017	2018	2019
収集量	収集量計	kL/年	12,093	12,378	11,610	11,160	11,620
	し尿量	kL/年	1,537	1,463	1,477	1,456	1,415
	浄化槽汚泥総量	kL/年	10,556	10,915	10,133	9,704	10,205
原単位	し尿	L/人・日	2.46	2.38	2.50	2.95	3.04
	浄化槽汚泥	L/人・日	2.40	2.58	2.42	2.47	2.65

区分		単位	R2	R3	R4	R5	R6
			2020	2021	2022	2023	2024
収集量	収集量計	kL/年	11,502	10,930	11,210	11,610	11,149
	し尿量	kL/年	1,305	1,226	1,180	1,123	999
	浄化槽汚泥総量	kL/年	10,197	9,704	10,030	10,487	10,150
原単位	し尿	L/人・日	2.99	2.93	3.08	2.92	2.78
	浄化槽汚泥	L/人・日	2.71	2.64	2.79	2.97	2.93

表 6-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

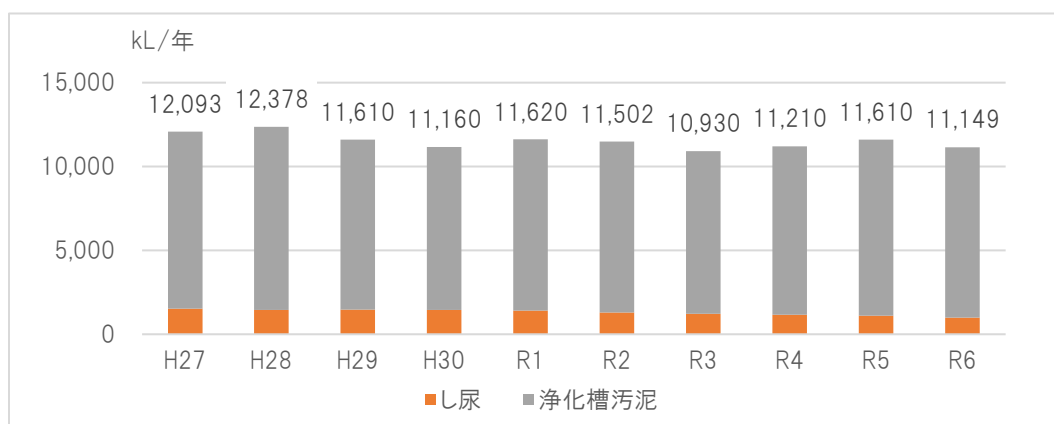


図 6-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

(5) 収集・運搬

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法は、表 6-4 に示すとおりです。

項目	収集形態	収集方法	業者数	収集回数
し尿	許可制	戸別収集	5社	月1回
浄化槽汚泥	許可制	戸別収集	5社	随時

表 6-4 収集運搬方法

(6) 生活排水処理施設

① 公共下水道

本市における公共下水道及び特定環境保全公共下水道の概要を表 6-5、表 6-6 に示します。

公共下水道は、関市役所を中心とした、公共下水道認可区域において昭和 42 年 2 月より供用が開始されており、令和 5 年 4 月現在では、計画処理区域人口 54,876 人に対し、整備済処理区域内人口は 54,760 人、水洗化人口 54,312 人となっています。

名 称		公共下水道 関処理区
位 置		倉知愛宕下 2031
排 除 方 式		分流方式
処 理 方 法		標準活性汚泥法
供 用 開 始 年 月		昭和 42 年 2 月
継 続 工 期		昭和 38 年 9 月～ 平成 37 年 3 月
都市計画処理区域 面 積	全 体	2,068 ha
	許 可	2,068 ha
整備済処理面積		1,872 ha
計 画 処 理 区 域 人 口	全 体	56,280 人
	許 可	56,420 人
計 画 処 理 区 域 人 口		54,876 人
整備済処理区域内人口		54,760 人
水 洗 化 人 口		54,312 人
計 画 処 理 量	全 体	37,000 m ³ /日
	許 可	41,400 m ³ /日

表 6-5 公共下水道の概要 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

資料：関市下水道等整備状況表

特定環境保全公共下水道は、田原、小金田、広見・池尻、武芸川、洞戸、上之保の 6 地区で供用が開始されています。令和 5 年 4 月現在では計画処理区域人口 19,656 人に対し、整備済処理区域内人口は 19,622 人となっています。また、水洗化人口は 18,643 人となっています。

名 称		特定環境保全下水道 田原処理区	特定環境保全下水道 小金田処理区	特定環境保全下水道 広見・池尻処理区
位 置		西田原字大河原 401	下白金字下久郷 515	広見字大島 282
排除方式		分流方式	分流方式	分流方式
処理方法		回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法	回分式活性汚泥法
供用開始年月		平成 4 年 3 月	平成 7 年 3 月	平成 9 年 3 月
継続工期		昭和 62 年 12 月～ 平成 18 年 3 月	平成元年 7 月～ 平成 18 年 3 月	平成 5 年 7 月～ 平成 18 年 3 月
都市計画	全体	89ha	175ha	75ha
処理区域面積	許可	86ha	175ha	65ha
整備済処理面積		85ha	175ha	62ha
計画処理	全体	2,910 人	7,650 人	2,260 人
区域人口	許可	2,820 人	7,670 人	1,970 人
計画処理区域人口		3,042 人	7,202 人	2,079 人
整備済処理区域内人口		3,042 人	7,202 人	2,079 人
水洗化人口		3,004 人	7,072 人	1,971 人
計画処理量	全体	1,650m ³ /日	3,800m ³ /日	1,800m ³ /日
	許可	1,650m ³ /日	3,800m ³ /日	1,800m ³ /日

名 称		特定環境保全下水道 武芸川処理区	特定環境保全下水道 洞戸処理区	特定環境保全下水道 上之保処理区
位 置		武芸川町跡部 1811-3	洞戸市場 957-3	上之保 12-1
排除方式		分流式	分流式	分流式
処理方法		回分式活性汚泥法	好気性ろ床法	好気性ろ床法
供用開始年月		平成 10 年 3 月	平成 11 年 3 月	平成 14 年 3 月
継続工期		平成 5 年 1 月～ 平成 18 年 3 月	—	—
都市計画	全体	163ha	47ha	44ha
処理区域面積	許可	163ha	47ha	44ha
整備済処理面積		163ha	41ha	44ha
計画処理	全体	4,420 人	1,150 人	1,000 人
区域人口	許可	4,520 人	1,170 人	1,030 人
計画処理区域人口		5,185 人	1,211 人	937 人
整備済処理区域内人口		5,185 人	1,177 人	937 人
水洗化人口		4,712 人	1,030 人	854 人
計画処理量	全体	3,600m ³ /日	770m ³ /日	990m ³ /日
	許可	3,600m ³ /日	770m ³ /日	990m ³ /日

表 6-6 特定環境保全公共下水道の概要（令和 5 年 4 月 1 日現在）

資料：関市下水道等整備状況表

② 農業集落排水処理施設等

本市における農業集落排水施設等の概要を表 6-7 に示します。

公共下水道以外の集合処理を行う施設については、農業集落排水施設やコミュニティ・プラント等が整備されており、市内の 5 地域 24 地区すべてにおいて整備が完了し供用が開始されています。また、整備済人口は 7,975 人、水洗化人口は 7,574 人となっています。

地域	【関地域】			
地区	下迫間	千疋	保戸島	上迫間
事業名	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水
供用開始年月	昭和 61 年 5 月	昭和 63 年 6 月	平成 5 年 6 月	平成 5 年 7 月
処理能力 (m ³ /日)	162	323	314	218
計画人口 (人)	490	980	950	660
計画処理面積 (ha)	26	51	24	24
整備済処理面積 (ha)	26	51	24	24
整備済人口 (人)	254	914	782	193
水洗化人口 (人)	254	898	778	193

地域	【関地域】			
地区	志津野	神野	西神野	千疋北・大平台
事業名	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	コミュニティ・プラント
供用開始年月	平成 6 年 6 月	平成 7 年 7 月	平成 10 年 6 月	平成 18 年 3 月
処理能力 (m ³ /日)	158	314	482	780
計画人口 (人)	480	950	1,460	2,000
計画処理面積 (ha)	78	110	175	28
整備済処理面積 (ha)	78	110	175	28
整備済人口 (人)	297	596	816	1,202
水洗化人口 (人)	280	590	789	1,168

表 6-7-1 農業集落排水施設の概要

地域	【武儀地域】			
地区	殿村・上野	富之保	中之保	武儀中央
事業名	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水
供用開始年月	平成 3 年 8 月	平成 9 年 4 月	平成 10 年 4 月	平成 11 年 4 月
処理能力 (m ³ /日)	224	626	289	300
計画人口 (人)	830	2,320	1,070	2,190
計画処理面積 (ha)	34	248	110	125
整備済処理面積 (ha)	34	248	110	125
整備済人口 (人)	338	950	425	654
水洗化人口 (人)	332	931	401	610

地域	【武儀地域】			
地区	下之保	西洞	大城	高澤
事業名	農業集落排水	農業集落排水	県単農村環境整備事業	県立自然公園施設整備事業
供用開始年月	平成 12 年 4 月	平成 12 年 4 月	平成 5 年 4 月	平成 10 年 4 月
処理能力 (m ³ /日)	162	76	50 人槽	50 人槽
計画人口 (人)	600	280	—	—
計画処理面積 (ha)	56	66	—	—
整備済処理面積 (ha)	56	66	—	—
整備済人口 (人)	240	118	15	6
水洗化人口 (人)	231	109	15	

地域	【上之保地域】		【洞戸地域】	【板取地域】
地区	鳥屋市・行合	明ヶ島	洞戸東部	白谷
事業名	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水
供用開始年月	平成 10 年 4 月	平成 16 年 4 月	平成 19 年 8 月	平成 12 年 4 月
処理能力 (m ³ /日)	171	64.8	135	102.6
計画人口 (人)	630	240	500	380
計画処理面積 (ha)	60	33	66	20
整備済処理面積 (ha)	60	33	66	20
整備済人口 (人)	231	100	224	147
水洗化人口 (人)	215	93	142	142

表 6-7-2 農業集落排水施設の概要

地域	【板取地域】			
	中切	三友	板取中央	岩本
事業名	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水
供用開始年月	平成 14 年 4 月	平成 15 年 8 月	平成 17 年 1 月	平成 17 年 1 月
処理能力 (m ³ /日)	164.7	234.9	200	54
計画人口 (人)	610	870	740	200
計画処理面積 (ha)	27	88	125	9
整備済処理面積 (ha)	27	88	125	9
整備済人口 (人)	143	151	324	78
水洗化人口 (人)	132	137	254	63

表 6-7-3 農業集落排水施設の概要 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

資料：関市下水道等整備状況表

③ 浄化槽

単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の設置状況を図 6-4 に示します。

令和 6 年度の設置状況は、単独処理浄化槽が 365 基、合併処理浄化槽が 299 基で合計 664 基となっています。

設置割合は、単独処理浄化槽が 55%、合併処理浄化槽が 45%となっていますが、浄化槽法により単独処理浄化槽を設置することができないため、今後は合併処理浄化槽の割合が高くなっていきます。

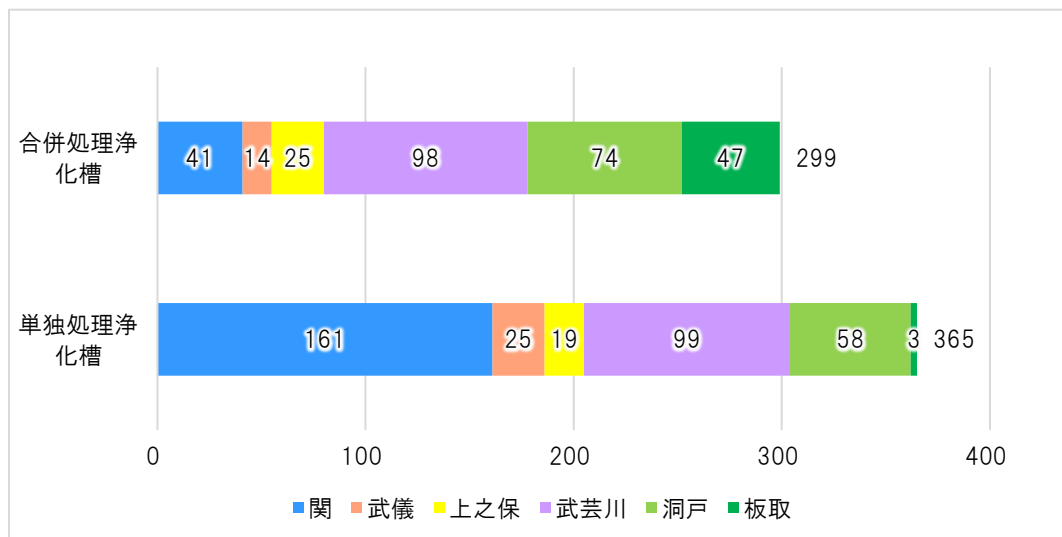


図 6-4 浄化槽設置基数 (令和 6 年度)

④ し尿処理施設

本市の行政区域内から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、関・武儀・上之保地域が関市浄化センター、武芸川・洞戸・板取地域が岐北衛生施設利用組合の運営する岐北衛生センターで処理しています。

し尿処理施設から出る乾燥汚泥、脱水汚泥及び脱水し渣は、関市浄化センター及び岐北衛生センターがそれぞれクリーンプラザ中濃及び山県市クリーンセンターへ搬出し焼却処理を行っています。

し尿処理施設の概要を表 6-8 に示します。

施設名称	関市浄化センター (関・武儀・上之保)	岐北衛生センター (武芸川・洞戸・板取)
施設所管	関市	岐北衛生施設利用組合
所在地	関市倉知中坂下 2005 番地の 1	山県市岩佐 1786 番地
計画処理能力	40kL/日 し尿：28kL/日 浄化槽汚泥 12kL/日	70kL/日 し尿：56kL/日 浄化槽汚泥：14kL/日
希釈水の種類	下水道放流水（処理水） 及び地下水の混合	地下水
放流先	河川（津保川→長良川）	武儀川
稼動開始	昭和 55 年 4 月	昭和 61 年 11 月
処理方式	好気性消化処理方式 ＋活性汚泥処理方式	高負荷脱窒素処理方式

表 6-8 し尿処理施設の概要

(7) 生活排水処理の課題

① 公共下水道・農業集落排水施設の維持管理

本市域内の公共下水道としては、昭和 42 年より供用を開始した関市街地を中心とした公共下水道と、市内 6 ヶ所の特定環境保全公共下水道があり、整備はほぼ完了しています。

しかし、公共下水道については、供用開始より 50 年以上が経過し老朽化が進んでいるため、計画的な更新や修繕を進める必要があります。

また、農業集落排水施設についても、供用開始から 40 年近くが経過している施設もあり老朽化が進んでいるため、公共下水道と同様に計画的な更新や修繕を進める必要があります。

② 合併処理浄化槽への転換

生活排水処理形態別人口の推移によると、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口の増加により、単独処理浄化槽人口やし尿収集人口は減少傾向にあります。

未処理のまま公共用水域に排出される生活雑排水の量を減らすため、公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域以外については、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

③ 排出量に応じた収集・処理体制の確保

公共下水道や特定環境保全公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及により、し尿の排出量は年々減少している一方で、浄化槽汚泥の排出量は増加し、その割合も年々変化しています。

今後も、公共下水道や特定環境保全公共下水道への接続推進や、合併処理浄化槽への転換を促進していくことにより、こうした傾向が続くことが予想されるため、し尿及び合併処理浄化槽の排出量に応じた適正な収集・処理体制を確保する必要があります。

④ 浄化槽の適切な維持管理

浄化槽法では、「浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。」とされているため、専門業者に定期的な点検を依頼するなど、設置者の責任のもとで適正な維持管理が行われるよう、啓発に努めていく必要があります。

⑤ し尿処理施設の老朽化

本市より排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、関・上之保・武儀地域は「関市浄化センター」、武芸川・洞戸・板取地域は岐北衛生施設利用組合の運営する「岐北衛生センター」で処理されています。

し尿処理施設の老朽化は著しく、設備の維持費も増加していることから、今後は公共下水道との統合など、適切な処理体制を確保する必要があります。

2. 生活排水処理の基本方針

(1) 基本理念

本計画の上位計画である「第二期関市環境基本計画」では、基本目標Ⅳとして「安心して暮らせる快適なまち」を掲げていることから、本計画の基本理念もこれを引き継ぐものとします。

基本理念 安心して暮らせる快適なまち

(2) 基本方針

本市の生活排水処理における現状と課題を踏まえ、本計画における基本方針を以下のように設定します。

基本方針1 生活排水処理施設の適切な維持管理

公共下水道や特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設などの生活排水処理施設を適切に維持管理します。

基本方針2 人口減少に応じた、し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

人口減少によるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少に応じた適正な処理を推進します。

基本方針3 市民への普及啓発活動の推進

水環境に対する意識向上に向けた啓発を行い、市民一人ひとりが発生源対策に取り組むように促進していきます。

(3) 数値目標

基本理念を実現するため、本計画において目指すべき具体的な目標を以下のように設定します。

目標 令和17年度の生活排水処理率 99%

(4) 処理形態別人口の将来予測

処理形態別人口の予測は、関市汚水処理施設整備構想（平成 29 年 3 月）で設定された将来人口を、関市人口ビジョンの将来展望に補正して推計しました。

令和 17 年度における処理形態別人口の将来予測は、以下に示すとおりです。

区分		単位	R2	R7	R12	R17
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	人	87,691	83,575	79,404	74,750
	①水洗化・生活雑排水処理人口	人	85,530	82,377	78,629	74,255
	(1)下水道人口	人	75,148	71,944	68,987	65,504
	(2)コミュニティ・プラント人口	人	1,231	1,229	1,190	1,133
	(3)合併処理浄化槽人口	人	784	957	848	733
	(4)農業集落排水施設人口	人	8,367	8,247	7,604	6,885
	②水洗化・生活雑排水未処理人口 ((5)単独処理浄化槽人口)	人	964	671	484	330
	③非水洗化人口	人	1,197	527	291	165
	(6)し尿収集人口	人	1,197	527	291	165
	(7)自家処理人口	人	0	0	0	0
生活排水処理率：①/1.		%	97.5	98.6	99.0	99.3

表 6-9 生活排水処理率と処理形態別人口の将来予測

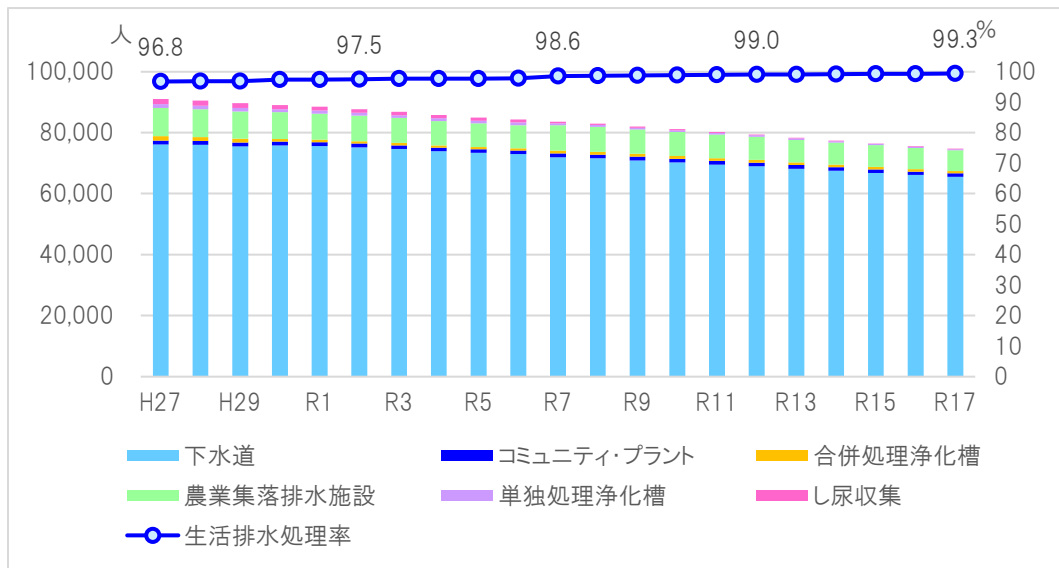


図 6-5 生活排水処理率と処理形態別人口の将来予測

(5) し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測

令和 17 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥など発生量の将来予測は、以下に示すとおりです。

区分		単位	R2	R7	R12	R17
			2020	2025	2030	2035
収 集 量	収集量計	kL/年	11,502	10,928	9,806	8,756
	し尿量	kL/年	1,305	565	312	177
	浄化槽汚泥総量	kL/年	10,197	10,363	9,494	8,578
原 単 位	し尿	L/人・日	2.99	2.94	2.94	2.94
	浄化槽汚泥	L/人・日	2.71	2.81	2.81	2.81

表 6-10 し尿及び浄化槽汚泥等の将来予測

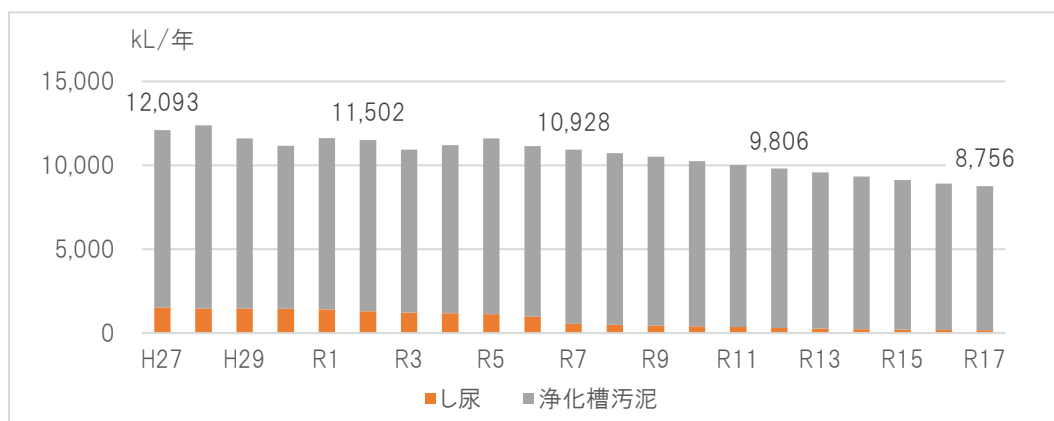


図 6-6 し尿及び浄化槽汚泥等の将来予測

3. 基本施策

(1) 生活排水処理施設の適切な維持管理

① 公共下水道整備の維持管理

公共下水道や特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設などの生活排水処理施設について適切な維持管理をします。

② 接続率の向上

公共下水道、農業集落排水施設等の集合処理区域内においては、未接続世帯の解消により接続率及び水洗化率の向上を進めます。

③ 合併処理浄化槽設置の促進

現在本市では、下水道等の整備対象となっていない区域において、生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行っていますが、この事業を今後も継続的に実施するとともに、制度の普及啓発を一層推進し、合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

① 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行の体制を維持し、今後も許可業者が行うこととします。

② 中間処理・最終処分

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理・最終処分については、中間処理は関市浄化センター（関、上之保、武儀地域）及び岐北衛生施設利用組合の運営する岐北衛生センター（武芸川、洞戸、板取地域）で行っています。最終処分については、関市浄化センターはクリーンプラザ中濃へ搬出し処理を行い、岐北衛生センターは山県市クリーンセンターへ搬出し焼却処理を行っています。

今後も、中濃地域広域行政事務組合や岐北衛生施設利用組合と連携し、引き続き適正な処理を行います。

また、し尿処理施設が老朽化していることから、公共下水道への統合に向けた計画を進めます。

③ 人口減少

人口減少によるし尿及び浄化槽汚泥の排出量の減少に応じた適正な処理を推進します。

(3) 市民への普及啓発の推進

① 浄化槽の適正な維持管理の啓発

平成 17 年 5 月に公布された「浄化槽法の一部を改正する法律」において、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽からの放流水に係る水質基準と、浄化槽設置後の水質検査時期の見直しが定められました。

各家庭で設置している合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽について、定期的な点検及び清掃による適正な維持管理を行うよう、市民に啓発を行います。

② 環境に対する意識向上の推進

子どもの頃から環境に対する関心を持たせるため、小・中学校において水の大切さを教える環境教育を推進します。

また、生活排水が河川や海に与える影響を市民の一人ひとりが理解できるよう、各種イベントの開催、勉強会や講習会等の実施、浄化対策用品の配付等を進め、環境に対する意識の向上を図ります。

③ 家庭における発生源対策の促進

市民に対し、生活排水対策の必要性についての啓発を行い、各家庭において発生源対策を行うよう、市民の自主的な活動を促進します。また、家庭でできる発生源対策の具体例を以下に示し、これらの情報提供を行っていきます。

- ◎ 水切りネット等の使用
- ◎ 洗剤の使用抑制
- ◎ 風呂の残り湯の再利用
- ◎ 浄化槽の適正な管理

第 2 次 関市 一般廃棄物処理基本計画

中期計画

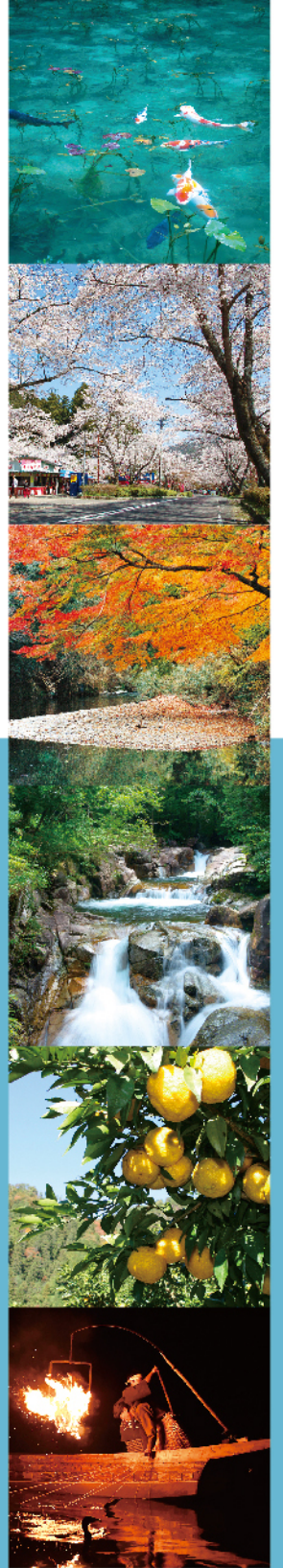
令和 8 年 3 月

発 行 : 岐阜県関市

編 集 : 市民環境部環境課

岐阜県関市若草通 3 丁目 1 番地

電話 : 0575-22-3131 (代表)



第2次関市 一般廃棄物処理基本計画 中期計画

令和8年3月 関市

発行 / 岐阜県関市

編集 / 市民環境部 環境課

岐阜県関市若草通3丁目1番地

電話：0575-22-3131(代表)



市章



SEKI
シンボルマーク



270
SEKI-NO-TENJIHAKASEKI